

国伝山地蔵寺蔵『異船一條并大小名等諸事傳聞噂而已之記』

原 卓 志

(キーワード…幕末の噂話、国伝山地蔵寺、禁門の変、長州戦争)

国伝山地蔵寺蔵『異船一條并大小名等諸事傳聞噂而已之記』解説

一 筆録者と成立年

『異船一條并大小名等諸事傳聞噂而已之記』(以下『噂而已之記』と略称する)は、徳島県小松島市の古刹、国伝山地蔵寺に伝えられる書籍である。『噂而已之記』(2箱1)は、縦二四・三糎、横一六・二糎で四針の仮綴装、共紙表紙の冊子本であり、界線のない全六七丁に一頁一五行程度で、平仮名・片仮名を交えて墨書される。外題は、表紙に「異船一條并大小名等諸事傳聞噂而已之記」と直書され、内題は「傳聞風説下扣」とある。また、表紙右上に「下」、右下に「龍葩」と墨書される。

筆録者と目される「龍葩」の名前は、文政十二(一八二九)年刊『十七家絶句』(2箱33)の見返部に、「龍」「葩」の朱印(陰刻方印)として見られる。この印は「弘化二巴季春古本求之/國傳山宥義」という墨書とともに押印されていることから、宥義のものと考えられる。本書見返部には右のほかに「瀬山崎二郎」「小濱崎二郎/所持(墨印)」の墨書があるほか、表紙に「宥義」の墨書がある。もと瀬山崎二郎・小濱崎二郎の所持する本を弘化二(一八四五)年に宥義が入手したのであろう。また、寛文十二(一六七二)年十二月の序を有する『日本書紀神代卷講述鈔』(2箱42)では、尾題下に「城北段關/真福寺/宥義所持」と墨書され、そのすぐ左に「微雲窟龍葩」の朱印(陰刻長方印)が押印される。なお、

文久三(一八六三)年書写本『護摩法略抄』(28箱6)には次のような奥書があり、宥義が「微雲窟」に住居していたことが分かる。先の「微雲窟龍葩」の朱印とあわせれば、「龍葩」は宥義の号であると見てよいであろう。

護摩法略抄一巻 檜尾僧都作/大治元年三月十三日書寫校之了

于時文久二年壬戌夏臈寫訖私加朱了/阿陽藥王寺前務微雲窟閑栖宥義行儀六十五 宥義は、文政十二(一八二九)年三月(三十二歳)から住職として国伝山地蔵寺に止住し、天保十四(一八四三)年(四十六歳)から日和佐村の医王山薬王寺の住職を兼帯し、その後弘化四(一八四七)年に地蔵寺住職を弟子の宥宝に譲った僧侶である。宥義の書写本のうち、嘉永五(一八五二)年以降の書写奥書に見られる、「薬王寺前務」「前薬王寺」などの記述から、明治二(一八六九)年に七十二年の生涯を閉じる前、嘉永五年に日和佐村の薬王寺住職を退いたことが知られる。(注2)

○『佛説療痔病經』(31箱39)

嘉永五年歲次壬子十一月於撫養蓮花寺南山隆鎮和尚/諸儀軌傳授之砌以右本寫得 祥流末弟前藥王寺宥義

○『諸儀軌中隆鎮阿闍梨所傳錄外抜出目錄』(38箱5)

嘉永五年子年從季秋至仲冬末於撫養蓮花寺請/南山圓通寺隆鎮和尚而諸儀軌傳授之砌阿闍梨之/目六外而不傳授之分從明和之録外淳和之録外及八/十卷之儀軌之中抜出之以此條目滿座之時予請阿闍梨而受傳授依之於此等諸儀軌之中所傳/全無遺

脱_レ者也 南阿_レ藥王寺前務有義記

○『諸儀軌口授第三』(31箱31)

皆嘉永六年癸丑夏以右成興寺無垢堂律師之本轉写之了／阿陽醫王山藥王寺前務金剛有義

○『五悔釋 九方便釋』(34箱27)

于時嘉永七年歲次甲寅季夏念九日騰寫了／右本紙虫損亦寫誤多之得正本再可校焉／阿南藥王寺前務金剛有義寫于微雲窟

○『本朝宮す、め拔粹』(34箱28)

安政六年末秋書寫但本文之内／或略し或取意して拔粹せる者也／阿陽前藥王寺有義

○『靈雲寺相承安流聖教目錄』(2箱36)

于時文久三年癸亥仲夏之日／往年書寫之本率_三再寫了／阿陽藥王寺前務金剛有義

本書『噂而已之記』には奥書がないが、本書に筆録された記事の内容からその成立時期を推測することができる。本書『噂而已之記』の記載内容の内、古いものは、足利三代(足利尊氏・義詮・義満)の木像が三条河原に梟首された文久三(一八六三)年二月二十二日の記事であり、冒頭に筆録される。続いて、將軍徳川家茂の上洛(文久三年四月)、姉小路公知の暗殺事件(文久三年五月二十日)と続き、二回の長州戦争、徳川家茂薨去(慶応二年七月二十日)、徳川慶喜に征夷大將軍宣下(慶応二年十二月五日)、孝明天皇崩御(慶応二年十二月二十五日)などの記事が筆録され、慶応三(一八六七)年に大流行した「おかげまいり(ええじゃないか)」の噂の後に、関東征伐の征東將軍仁和寺宮_三の出陣を記述して一巻を終える。征東將軍(東征大総督)の任命は明治元(一八六八)年二月九日であるから、本書の成立は、明治元年ごろと見て間違いはないであろう。すなわち、文久三年から明治元年までの間に有義が聞いた噂を折々に筆録して成ったものが本書『噂而已之記』であると考えられる。

ただし、表紙に「下」と墨書されるように、本書は上・下の二巻、あるいは、上・中・下の三巻仕立てであったと考えられる。とすれば、本書上巻が書き始められたのは、文久三(一八六三)年よりも前に遡ることになる。有義が住職を務めた国伝山地蔵寺、医王山藥王寺の両寺に上巻(あるいは上巻・中巻)の存在が確認できない今、上巻の書き始めがどの頃まで遡れるのかについて、明らかにす

ることは難しいが、当時の日本に起こった様々な事件をもとに、本書筆録の動機とあわせて推測してみたい。

二 筆録の動機

本書の筆録動機を考えるにあたって、本書の外題に注目してみたい。まず「異船一條并大小名等諸事」の文言にいう「異船一條」とは、おそらく嘉永六(一八五三)年六月に浦賀沖に來航したペリー提督率いるアメリカ艦隊の一件ではなかったかと考えられる。

鎖国時代の日本においても、イギリス・ロシアなどの異国船が漂着したり、水や食料を求めたり、交易を求めて來航することはしばしばあった。それら異国船に対して、幕府は強気の姿勢で臨み、文政八(一八二五)年には諸大名に異国船打払令を指令する。その後、天保十一(一八四〇)年にはイギリスと清国との間に起こったアヘン戦争の情報が伝えられるに至り、西欧諸国の侵攻に対する危機感が高まる。それとともに、西欧の技術・文化を学ぶ必要から、蘭学研究が熱を帯び始める。天保十三(一八四二)年には異国船打払令は廃止され、薪水食料を与えることが許されることになった。しかし、強行に異国船を打ち払うべきという考えは根強く、諸藩へ海岸警備の強化を求めるなど、異国船をめぐって、幕府の対応がめまぐるしく変化していく。そのような中でペリー提督率いる艦隊がアメリカ大統領の国書を携えて來航し、和親条約の締結、すなわち開国を要求し、翌年までに回答するよう求めたのである。ペリー艦隊來航の翌年、安政元(一八五四)年には、徳島でもこの黒船來航を知らせるかわら版が発行されるなど、黒船の來航は江戸の人々だけでなく日本中の人々が知る大事件であった。

一旦国書を受け取った幕府は、国書を諸大名に示し、今後の対応策について意見を求めるとともに、役人や藩士・御家人、江戸町人に対してまで、進言することを求めた。このことが、日本中を攘夷か、開国かの議論の渦に巻き込むことになっていくのである。

すでに『徳島県史』_三に述べられるように、徳島の沿岸にも、有義が誕生する寛政十(一七九八)年以前から、異国船漂着の記録がある。また、水や食料を求めて退去しようとしなかったため、藩士を派遣して大筒・小筒を打ち懸けたという記録もある。『阿淡年表秘録』_三に記載された異国船の來航記録を掲げると、次のよう

である（句読点は私に付す）。

明和八（一七七二）年

六月十一日

尾関源左工門 梯辰郎

海部郡日和佐浦（異国船漂着）付、御固被仰付。同廿一日帰宅。

文化五（一八〇八）年

十一月廿三日

馬詰兼太郎

異国船漂流付、日和佐浦（出張被仰付）。

文化六（一八〇九）年

十一月晦日

飯沼勘平

異国船漂流付、日和佐浦（出張）。

文政十二（一八二九）年

十二月十二日

土州沖合（異国船相見候所、同廿日朝海部郡日和佐浦沖合（不見馴舟遙）

相見候段、漁船乗組之者より同処役人迄申出候付、早速徳嶋（申来）。

同日申刻頃同浦牟岐浦浜外一里斗沖合、錠（入懸留候）漁船を見懸、

飲食を乞候、手品など致候故、右舟乗組之者共より水少々差遣候由。無程

夜（入候間於浦々篝火焼立、嚴重）相守候処。翌日（至出帆之体も相見不

申）付、浦役人共小舟（二）様子見及候所、阿蘭陀舟共相見不申、人物も先

阿蘭陀人（似寄候体）何れ共難見分、於船中立働之様子、全飢渴之躰

共不相見由注進。同日夜半過、御鉄炮頭御中備一組、日和佐浦参着。

同廿二日者滞船付、浦役人共罷越出帆仕候様。無左候得者、打払可申

旨手品（為知候得共、承引之躰も無之、又手向も不仕候得共、上陸之程

も難斗候故、北方より石火矢・大筒等打払候得共、程遠付、猶又小舟数

艘矢頃（漕寄、小筒）以打懸候処、相恐候躰、無程出帆仕候所、地嵐強

真帆（受、暮頃沖合）走帆影も相見不申候得共、御備向其儘相詰罷在、遠

見番船に指出候（共、異船帆影）不相見候付、廿五日、御手当人数引取

候事。

同廿一日

御目付
速水善左工門

海部郡灘目（異国船漂流）付、出張被仰付。同郡牟岐浦（打払候所、無程

出帆）付、廿五日帰宅。

同廿二日

山崎将監

同断付、組士引連日和佐浦迄出張。同廿五日帰宅。

同日

佐野萬之丞 長井龍藏

同断付、御鉄炮之者召連日和佐浦迄出張。同廿五日帰宅。

このように、早くから異国船との接触はあったが、これらは偶発的・個別的な接触であり、本書外題に「大小名等諸事」と掲げるような日本中の諸大名等に関わる事態を招く事件ではなかった。これに対してペリー提督の二度の来航時には、幕府から諸藩にアメリカ艦隊に対する警戒が命じられるなど、全国の諸大名を巻き込んだのである。徳島藩でも幕命によって兵を出して江戸湾沿岸警戒の任に当たり、また後には、大阪湾防衛の目的で淡路の由良・岩屋に砲台を建設することが命じられている。該の記事を『蜂須賀家記』から引用する。

○（嘉永六年）六月、北亞米利加合衆国使者破理率兵艦四艘至浦賀、乞通信

互市、府下騷擾、幕府命諸藩、分守沿海要路備之、公出戌卒於鐵砲洲佃

島、

○安政元年甲寅正月、亞米利加使者破理率兵艦七艘再來浦賀待報、幕府戒嚴、

命 公出戌于羽田大森、

○（安政元年）十一月、是月、幕府以由良岩屋爲攝海咽喉之地、命築砲臺、

以備外寇、於是築壘壁于由良港、南北五町、高二尋餘、架大砲六十四門、

岩屋則就松尾龍松拂川古城四所築之、架大砲十三門、經七年而成、

ペリー艦隊来航（六月三日）から、アメリカ大統領の国書を幕府が受け取り（六月九日）、アメリカ艦隊が去るまで（六月十二日）の数日間の出来事は、これまで経験したことのない事態であったであろう。將軍徳川家慶、水戸の徳川斉昭、老中阿部正弘などの老中、幕閣はじめ、浦賀奉行所内の対応ぶりや、国書受け取り当日の浦賀奉行（戸田氏栄ら）とペリーらとのやりとり、江戸市中における兵士や庶民の騒動など、戦争勃発という危機感の中で、さまざまな噂が飛び交ったであろうことは想像に難くない。

この後、將軍徳川家慶が逝去し（六月二十二日）、嘉永七（一八五四）年三月三日には日米和親条約が締結される。それに引き続いて、日英和親条約（八月二十三日）、日露和親条約（十二月二十一日）が締結されるなど、これまでの鎖国から開国へと日本の国策は大きく動き始める。日米修好通商条約締結に際しては、幕府と朝廷との間に対立が生じ、その決着を見ないままに井伊直弼は大老権限をもって条約に調印する。

このように、近世日本から近代日本へと大転換させる直接的な契機となった事件が、ペリー提督の浦賀来航であった。この事件は、宥義が日和佐の医王山薬王寺住職を退いた嘉永五（一八五二）年の一年後に当たる。薬王寺隠居として、大寺の寺務仕事から解放された宥義は、ペリー来航の話や、その後の諸大名の動きについて、日和佐や小松島の港を拠点として活躍する船頭や、それらの船を利用して上方・江戸からやってくる人々を通して聞くことができたのであろう。宥義が住職として止住していた国伝山地蔵寺が小松島、医王山薬王寺が日和佐という徳島を代表する港に近接していたことも、そのような情報を耳にすることを容易にさせたであろう。また、国伝山地蔵寺・医王山薬王寺という御目見寺院の住職として、藩の役人たちからも情報を得ることができたのであろう。

○（長州下関事件に関して）

尔^ハ以後異国^ノ相談如何成事ゾヤ。不安心ノ事ナリキ。（二丁オ）

○（第一次長州征伐について）

万一、弥諸大名御出張^ニ相成候ハ、日本^ハ大半之大乱レ^ニ相成候半。（一七

丁ウ）

○（第二次長州征伐について）

並方御大名も、此度之御出張、表向^ハ御受被成有之候へ共、表と内とハ相違候へ、弥合戦^ニ相成時^ハ、又如何様之變事も出来候半歟。不安心世の中也。（二七丁ウ）

○（米価高騰に関して）

何れ^ニ致せ、無類^之高價、下^ニ困窮之基也。（三三丁オ）

右は、本書の噂話末尾に付された宥義の感想と解釈される記述である。これらからすると、さまざま噂話を聞きつつ、宥義もまた今後の日本の行く末を案じていたのではないかと想像される。

このように、本書は地方寺院の一隠居僧である宥義が、ペリー提督艦隊の浦賀

来航を契機として、西欧諸国との関係や、日本の将来を憂慮しつつなされた筆録であると考えられるのである。

三 筆録内容の分析

本書は、外題「傳聞噂而已之記」とあるように、宥義が噂話として伝聞したことを筆録したものである。所謂「噂話」は、事実に対してあれこれと勝手な憶測を施して尾鰭が付いたり、肝心の事実が抜け落ちたりして、次第に大げさで事実とはほど遠い内容になってしまいがちである。それ故に歴史を考究する上で、本書のような噂話をそのまま歴史学の資料として用いることはできない。当該事件を記録した他の資料と比較検討することで、どの部分が史実であり、どの部分が根も葉もない噂話なのかを認定する作業が必要になる。そのような作業を通して、本書がどのような事実を伝えようとしているのか、当時の庶民はどのように事件を伝え聞いていたのかが浮かび上がってくるかと考えられる。

本節では、「岩屋砲台砲撃事件」「備前岡山藩による幕府軍の進軍阻止・妨害」を取り上げて、筆録内容について若干の分析を施してみたい。

〈岩屋砲台砲撃事件〉

淡路の岩屋砲台の砲撃事件について、本書二丁ウから三丁オにかけて、次のように筆録される（便宜上(1)から(3)の三段落に分けて掲げる）。

《本書本文》

(1) 當八月上旬ノ事。淡州御臺場^{ニテ}異船^ヲ打^シ事アリ。一三日ノ間^ニ異船三ノ四艘相見ヘシト也。淡州御目付ノ何甲、御臺場預^リ出張在^レ之処、異船來^ノニ付、数丸打懸シニ、何^ノ計ラン、一艘^ハ播州ノ船、一艘^ハ長州ノ船、一艘^ハ公議^ノ船^{ニテ}有シトヤ。印^シ不^レ立有^レ之処、打^レテ後、日^ノ丸^ヲ印^シ上^シト也。依^テ止^レ箇^ヲ小船^{ニテ}乗^ヨセシニ、其^ノ船、即死[・]手負等在^レ之由。其故臺場ノ主將、其趣^ノ須本^ハ相届^ク、直様切服^セシト也。其節、紀州ヨリモ共ニ打出^ツツレ^レ御尋^ノ節、答宜^ク、其假事ナキニ、御国^ハ彼人^ノ同役ノ答、不^レ宜^ニ付切服^ノセスバ難濟^ク様子^{ニテ}、自殺セシト也。尔^ニ後、越度トモ^ニ相成^ニ、其子息^ノ跡^ノ式被^下、加増五十石被^付シト也。

(2) 丁度此頃、京都ヨリ公家衆二頭（一頭^ハ廢帝之御廟処御調^ヘ役）処々御臺場御見分^{トテ}淡州^ヘ御渡^{ニテ}ノ須本^ニ在宿^ノ処、由良^ノ御臺場^ニ大炮数声響出^セハ、

比較事項	本書『噂而已之記』	『蜂須賀家記』
事件発生日時	・當(文久三年)八月上旬	・(文久三年)七月二十一日
砲撃責任者	・淡州御目付/何甲	・長坂三知 <small>次頼</small>
砲撃対象	・二三日、間、異船三／四艘相見ヘシ ・一艘、播州ノ船、一艘、長州ノ船、一艘、公議ノ船	・夷艦一隻過海門 ・三知所撃幕府船也
砲撃理由	・異船來ニ付	・先是幕府有命、禁不告而撃夷艦、三知自度、請命則失

本書と『蜂須賀家記』を比較してまとめると、次のようになる。

《蜂須賀家記》
 (文久三年)七月、公命長坂三知次頼、監守岩屋砲臺、二十一日、夷艦一隻過海門、三知督砲手撃之、先是幕府有命、禁不告而撃夷艦、三知自度、請命則失機會、不請則違令、我寧得違令之罪、無失機會、取國辱、乃決意發砲、及事罷、屠腹以謝罪、蓋三知所撃幕府船也、以其無旗號、誤認爲夷艦也、公聞而歎惜之、賜書其親族、追賞其忠節、加賜祿五十石、進物頭席、長坂氏世爲與士、三知任洲本目附、性剛介、其屠腹未殊、呼筆作遺書、字字忠憤、一語不及家事云、

數百人甲冑ニテ／馳付、火勢天ニ輝計也。御見分ノ公家衆モ船ヲ回シ、一見シテ後、御ノ臺場へ上リ、一見被成。群勢未タ不引取ニ内ナレハ、賞セラレテ藁卷ノ樽ノ鏡ヲ拔テ、振舞レシト也。其御見分ノ公家一人ハ、供回り二千計リ、一人ハ三千計リ召連ラレシト也。則當寺家來、金藏・豊之助兩人、加子人ノ代ニ／雇ハレ、右臺場ノ辺へ參居申、見及候而ノ物語ナリキ。最早、淡州之諸人ノ漁師・百姓ニヨラズ、時ニ臨マバ皆々鎧ナト着テ、場処へ出合申様ノ勢氣ニ相ノ見へ、大ニ人氣常ト異ナリトゾ。
 (3)右御見分ノ大將ハ、堂上何レノ御方ゾト思シニ、後ニ承ル処、栗田ノ宮ノ後ニ中川ノ宮ト云。勇力有レ之ノ御方ニテ、今度新ニ鎮撫將軍ト任セラレシ御方ナリシト也。まず本書(1)に当たる部分について、『蜂須賀家記』には次のように記録されている。

誤射原因	・印シ不立有レ之処、打レテ後、日ノ丸ノ印シ上シト也	・機曾、不請則違令、我寧得違令之罪、無失機會、取國辱、乃決意發砲
被弾状況	・其ノ船、即死・手負等在レ之由	・(記載なし)
事後処理	・其趣ノ須本へ相届ケ、直様切服セシト也 ・御国ハ彼人ノ同役ノ答、不レ宜ニ付切服ノセスバ難濟様子ニテ、自殺セシト也 ・尔ニ後、越度トモ不ニ相成、其子息ニ跡ノ式被下、加増五十石被仰付シト也	・及事罷、屠腹以謝罪 ・公聞而歎惜之、賜書其親族、追賞其忠節、加賜祿五十石、進物頭席
紀州の砲撃に 関する記述	・其節、紀州ヨリモ共ニ打出シツレト／御尋節、答宜クテ、其俣事ナキニ	・(記載なし)

右のように、本書は『蜂須賀家記』の記述とほぼ同じような内容であり、両書の記述を合わせ読むことによって、事件のあらましがより具体的に理解できるようになる。ただし、事件発生の日時が食い違ふ点、紀州から異国船に向けて砲撃したという記述の有無については、検討する必要があるであろう。砲台の責任者であった長坂三知について、『徳島藩士譜』には次のように記録される。

長坂頑次 三知
 文久三亥年正月廿三日相続
 高二百三十石
 後高五十石加増

御目付役

文久三亥年七月三日 屠腹没

『徳島藩士譜』では、長坂三知が切腹（屠腹）した日時を文久三（一八六三）年七月三日とするが、おそらく誤写に基づく誤りで、正しくは七月廿一日ではないかと解釈される。長坂三知の切腹が七月二十一日であるとすれば、砲撃事件の発生日時は『蜂須賀家記』の記述通りに、同日の七月二十一日であったと見るべきであろう。

では、なぜ本書『噂而已之記』では「八月上旬」という間違いが生じたのであろうか。その理由を考えるために、『蜂須賀家記』に記載されない紀州からの砲撃事件と、本書②の公家衆台場見分の記述とを合わせて検討してみたい。

まず、淡路の台場見分に訪れた公家二人について、『蜂須賀家記』に次のような記録がある。

（文久三年七月）是月、：朝廷以四條侍從藤原隆諤、東園中将藤原基敬、爲南海監察使、巡視播磨紀伊淡路沿海砲臺

この記録は攘夷監察使として四條隆諤と東園基敬の二人が任命され、播磨、紀伊・淡路の沿岸に設置された砲台を巡察したことが記されている。この二人について、本書『噂而已之記』③では、その一人が栗田宮（中川宮朝彦親王）であったとしている。また、文久三年八月十八日の政変で長州に落ちた七卿のことに触れた本書『噂而已之記』八丁ウに、「先達而、淡州、廢帝之御廟処、御調之御出有之候三條殿とやら、其後出奔有之由」〔四條〕を見消ちして「三條」と訂正する）とある。

ところで、攘夷監察使については、『南紀徳川史』に次のような記録がある（私に読点を付した）。

（文久三年）

一七月廿日監察使加太浦へ下向

監察使東園中将殿、七月十七日京都出立、廿日紀州加太浦へ到着に付、八月七日中納言様、爲御出會、加太浦へ被爲成候處、左之 勅諭御直に御請取被遊候事

紀伊國加太浦は南海緊要之地に有之候間、猶更兵備嚴重に致し、夷艦渡來候者、無猶豫可掃攘被仰出候事

按に、長州か攘夷の實行を擧げたりといふよりして、京都攘夷激徒の氣

焰は飽迄猛烈を極め、頻りに 勅諭を振り廻し、外國船と見れば、有無を云はず攘夷攘夷と諸家の臺場々々を脅迫し、既に大坂松平相模守持場にても外國船へ及發砲たりと、京都閣老よりは六月廿日宿次を以て御城代松平伊豆守へ宛、一舛外夷拒絶の儀は横濱に於て未談判中にて、御手切に不相成候處、猥りに發砲いたし、兵端を開き候ては、御國辱を引起すに當り、以之外の事、彌御手切に相成候節は、早速可申達候間、夫迄は何れも是迄通り平穩に取扱ひ、彼方より襲來之節は、打拂不苦候へ共、襲來無之に粗忽の所業無之様、近海御警衛の面々へ可達旨布令ありたるにも不拘、東園中将は長州初浮浪の暴徒人數引率し來り、加太砲臺に臨みたり、折しも何れの船とも不明なる洋風艦の洋中を走航せしかば、いざ 勅命を奉すべし、斷行せざるは違 勅なるやと、親から炮身に打勝り、暴威脅迫恰も狂犬然たるには、我有司等殆と持あまし、止なく目當狂ひの發砲なしたれとも、實は日本艦にてありし也と、言語同斷警へ方もなき始末、永く和歌山にて一奇の談柄とはなりし也

これによれば、東園基敬は、文久三年七月十七日に京都を出発し、二十日に紀州加太浦に到着している。さらに八月七日、和歌山藩主徳川茂承（中納言様）が加太浦に向き、勅諭を直接受け取ったことが記録されている。このことからすれば、東園基敬は七月二十日から八月七日までの間は紀州にいたことになり、七月二十一日の岩屋砲台での砲撃事件が起きたときには淡路にいないことになる。ただし、『南紀徳川史』に記録されるのは東園基敬であり、四條侍從藤原隆諤についての記録はない。攘夷監察使が常に二人で行動していたのではないとすれば、東園基敬が紀州へ、四條隆諤が淡路へ向かったとも考えられる。そうすると、淡路を訪れた二人の内、砲台見分役が攘夷監察使である四條隆諤であり、廢帝御廟処御調役の公家が本書『噂而已之記』八丁ウに記載される「三條殿」であったことになる。たしかに、『蜂須賀家記』の記録は、七月に巡察使二人が京都を出発したことを記すだけで、二人そろって淡路を訪れたことを記録したものであると読解することができる。

では、監察使の一人である四條隆諤が淡路に入って、岩屋での砲撃事件に遭遇したのであろうか。これについては疑問が残る。もし、遭遇していたならば、監察使としてその事件について何らかの動きがあったはずである。しかし、岩屋でのことは一切記録されず、岩屋砲台とは距離を隔てた由良砲台での見分の様子

と、その射撃や兵士の動きを賞して樽酒を振る舞ったことが記録されるのである。おそらく四條隆誨は、岩屋事件から日を置いて淡路に入り、由良砲台において砲撃訓練を見分したのではあるまいか。

さて、右に引用した『南紀徳川史』には按語中に興味深い記録がある。巡察使東園基敬は、長州をはじめとする暴徒を連れて加太砲台を訪れた。ちょうどその折、沖合を走行する洋風艦を見た東園中将は、攘夷の勅諭を果たすのは今だとはかり、和歌山藩の砲手に砲撃を命じたというのである。この砲撃事件が事実であるとすれば、おそらく紀州侯が勅諭を受け取った後のことになると考えられる。とすれば、それは文久三年八月上旬のこととなる。おそらく、本書『噂而已之記』

の「其節、紀州ヨリモ共ニ打出ッレ臣ノ御尋ノ節、答宜クテ、其俣事ナキニ」という記述は、和歌山におけるこの東園中将が引き起こした砲撃事件に当たったのではないと思われる。岩屋砲台の長坂三知は、責任を取って切腹することになったが、紀州の場合には、急進的な攘夷論者である東園中将藤原基敬の命令であっただけに、加太砲台の責任者は咎めを受けなかったであろう。

本書『噂而已之記』の岩屋砲台砲撃事件に関する記事は、右のように岩屋砲台における事件を起点として、時日を異にする由良砲台における砲撃訓練の様子、さらには紀州加太砲台における砲撃事件をからめ、融合させるような形で筆録されたものであると考えられる。

本書『噂而已之記』では、岩屋砲台砲撃事件筆録の前に、文久三年五月十日に起きた、長州による異国船（アメリカ・フランス・オランダ）砲撃事件、および、アメリカ・フランスの報復攻撃、薩英戦争について筆録されており、筆録者である宥義は、異国船に対する攘夷が実行されることに対して、「尔ハ以後異国ノ相談如阿成ノ事ゾヤ。不安心ノ事ナリキ」（二丁オ）と不安の言葉を添えている。岩屋砲台砲撃事件では、その砲撃が誤射ではあっても、異国船に対する攘夷意識を賞して長坂三知に五十石が増え、由良砲台の砲撃訓練では、武士だけでなく淡路に住む漁師・百姓までもが異常なまでに攘夷熱にあふれていることを記している。岩屋砲台砲撃事件の筆録からは、このように攘夷熱にうかされて、異国を相手に戦争を始めようとするのに何の迷いもない世の有様に対する、筆録者宥義の不安と危惧の念を読み取ることができる。噂話の話し手が三つの事件を融合させたものか、筆録者が融合させたものかを判断することは困難である。しかし、このような話を筆録することによって宥義はその不安と危惧の思い

を表明しようとしたのかもしれない。

『備前岡山藩による幕府軍の進軍阻止・妨害』

元治元（一八六四）年七月十九日の禁門の変以後、第一次および第二次長州戦争に際しての備前岡山藩の動きについて、本書『噂而已之記』には次のような噂が筆録される。

(4) 又、備前、御養子ハ水戸之三男ニ而、長州加擔ニ候而、若シ長州ハ軍勢ヲ向るなれハ、備前之地ニ而、相支ヘ、又通船ハ備前沖ニ而打破リ候様之御所存之由ニ相聞候（一八丁オ）

(5) 備前之國ニ、城下之京橋ハ大通行之喉首、此橋ヲ引落シ通路難成、橋普請ナリ迎申立、假リ渡し拵、老人前渡リ錢式朱宛、草鞋ニ三百斗之價ニ而、宿賃ハ老部宛ナリ。此ハ上より御觸ニ而、國中皆如是之由。其上、城下杯ニ而、宿致不申趣也（二二丁ウ）

(6) 又、備前國ニも、國之入口ニミ處ミ、嚴敷御堅之御用意也（三四丁オ）
 (7) 備前之國も大ニ要害有之。大坂之方ハ向行者ハ、通リ次第。上方ハ西國ハ向行者ハ、一人も通さず、皆生捕置候様ト也。：備前侯ニも、長州迄ハ關東勢ハ通シ不申。將軍ナリ共、來ラハ討取申との用意ニ有之との噂ニも相聞候様子ト也
 （四〇丁ウ）

備前岡山藩第九代藩主である池田茂政は、水戸藩主徳川斉昭の九男（右の(4)で「三男」とあるのは間違いである）であり、前藩主池田慶政の養子としてあとを嗣いだ。実父徳川斉昭の影響を受け、天皇優位の公武合体を実現するという考え方の持ち主であり、あくまでも幕府（將軍）が、朝廷の命令に従って攘夷を実行することを求めた。(4)の「長州加擔ニ候」とは、文久三年八月十八日の政変で京都を追われた長州について、強引に攘夷親征を進めた長州の非を認めながらも、その原因が朝廷の意に反して攘夷を実行しようとし幕府にあるとして、長州藩に対する寛大な処置を朝廷に求めたことによると考えられる。これに対して、文久三年十一月、長州藩主毛利敬親は親書で茂政に謝意を伝えている。このように、朝廷の意を尊重して攘夷を実行した長州藩に対して好意的に接し、長州藩の周旋を進めたのである。しかし、元治元（一八六四）年七月の禁門の変以降には、朝廷に対する恐れから長州に対する姿勢が転換されることになる。ただし、この時の岡山藩士の意見は大きく割れることになる。『岡山県史』から引用する。^(註10)

当時藩士の中には、長州藩が朝幕から罪を獲たからには、当藩からの周旋は停止すべきであり、追討宥免は懇請するにしても、当藩独自の尊攘翼翳の実意をもって、諸藩主を合従して別派の旗をたてるべきことを建白したのもあるが（井上千太郎建白）、長州追討を徹底的に否定する建白も有力であった。すなわち、あるものは幕兵と決戦する覚悟で追討命令を辞退すべきであるとし、あるいは征長勅令は偽勅であるから奉勅すべきでないとするなど、長州側に同調的な強硬意見が多く、これら勤王有志の憤発的意志は藩主のそれをはるかに越えて強烈であった。しかし藩主茂政が水戸家の出身であり、かつ開明的な藩主としてその襲封が懇請されたものであるという諸般の事情からして、あるいは茂政の立場・見解に同調する藩士の勢力も強かつたと思われるので、上記のような勤王派の動向は未だ主導的な勢力とはなり得ず、藩論は依然として藩主によって指導されるのが実情であったといえよう。（一〇二頁）

第一次長州戦争では、追討の勅命を受けた幕府からの出陣を迫られる。本書『噂而已之記』(4)は、長州に同調した岡山藩が幕府軍と徹底抗戦するという噂であり、一部の強硬藩士の考えに基づいた噂である。また、(5)は幕府軍の進軍を妨害するという噂であり、これも長州に同調する藩士の考えに基づくものと考えられる。いずれにしても、藩主茂政はこのような強硬に幕府に対抗するような考えは持っていない。それにもかかわらず(4)(5)のような噂がささやかれるほどに、藩内には長州に同調する意見が多く、それが本当らしく思われたのである。幕府から、長州とともに幕府に対抗しようという意図があるという嫌疑がかけられるのも、このような噂の影響が大きかったと考えられる。

第二次長州戦争の時にも、岡山藩内には、出兵を拒否するとともに、幕府軍の進軍を遮断すべきであるとの強硬な意見があった。

このとき近藤定常は伊木長門の下問に答えて、

大將軍兵ヲ率テ自ラ進軍スト雖ドモ、無名ノ師曾テ応ズ可ラズ、君（長門）自ラ本藩諸士ヲ率イ国境三ツ石駅ニ出張シ、固ク衛テ征長諸軍ノ通路ヲ遮断シ、一兵ダニ通ズルコトヲ許スベカラズ、將軍嚴命スル処アリト雖モ那ゾ恐ルルコトアラン、決然断乎トシテ衛ルベシ、若シ本藩諸士此拳ニ与ミセザルトモ止マル莫レ、君ガ家臣一手ヲ率イテ自ラ守ルベシ（池田文庫「近藤定常履歴」）

と、決然として備播国境の三石まで出兵し、征長軍を遮断すべきことを強調した。この策に伊木長門も同調し、番頭土肥典膳をはじめ数百名の同調者を得たといわれる。但し、この出兵策は実現しなかった。（『岡山県史』一二九—一三〇頁）

本書『噂而已之記』の(6)(7)の噂は、右に引用した近藤定常の策から生じたものであろう。

このように、備前岡山藩における幕府軍進軍阻止・妨害に関する噂は、長州に同調した攘夷論者による強硬意見が基になっていることが分かる。藩としての正式な方針とは別に、藩士たちの様々な考え方が噂となって表れたものであり、このような噂は、当事者たちの考え方とともに、周辺の人々がどのような見方をしていたのかを知る上で貴重な資料であるといえよう。

四 結び

単なる噂話の筆録は、あくまでも面白おかしい話題を集めただけであって、そこに価値を見出すことは難しいという考え方もあるかもしれない。しかし、本書『噂而已之記』が、異国船の来航とともに生じた大名・小名を巻き込んだ大きな時代変革の嵐の中で生じた噂を筆録したものであることからすれば、遠く地方に暮らす一僧侶、そして庶民が、その変革をどのように理解し、受け止めようとしていたのかを知る上で、貴重な資料となり得ると考えられる。

本書の分析は、全て今後に残されたままである。ここに翻刻して公開することによって、本書に広く分析の手が入り、その価値が引き出されることを望むものである。

注

- (1) 宥義の来歴の詳細については、拙稿「国伝山地蔵寺蔵『御触御配書諸願控』——解説と翻刻本文——」（平成二十九年三月、鳴門教育大学研究紀要第三十二巻）参照。

- (2) 『瑜伽行者至要諸記』（4箱1）に収められた「南勝房法語」末の奥書は次のように、嘉永二（一八四八）年に「前薬王寺」の記述がある。ただし「卯

孟秋」に注目すると、「安政二卯孟秋」とあるべきを宥義の思い違いで前の元号である「嘉永」と記してしまったものであると判断される。

右本寛保二年妙瑞寫^レ之文化四年大乘院証如寫^レ之同年總陽院／増仁寫^レ之同九年以増仁手寫覺道法印異本對校之本寫^レ之畢以朱ヲ／云々々々歟者覺道疑也成蓮院見心詳文政十二丑七月宥深寫^レ之／嘉永二卯孟秋寫^レ之前藥王寺宥義

(3) 東征伐大総督は有栖川宮熾仁親王であり、仁和寺宮（小松宮彰仁親王）とあるのは間違いであろう。

(4) 『徳島県史』第三卷（昭和四十年三月、徳島県）二八五～二八七頁。

(5) 『徳島県史』第三卷（昭和四十年三月、徳島県）二八三頁。

(6) 引用は『徳島県史料』第一卷（一九六四年三月、徳島県）所収本に依る。

なお『阿淡年表秘録』は阿波藩士中山茂純の編纂にかかり、天正十三（一五八五）年から天保十四（一八四三）年までの編年体年表である。

(7) 『蜂須賀家記』岡田鴨里編、明治九年十月、東洋社。引用は、国立国会図書館本デジタルコレクションに依る。岡田鴨里は洲本学問所御用をつとめた。

(8) 『徳島藩士譜』中巻、昭和四十七年十一月、宮本武史編、徳島藩士譜刊行会。

(9) 『南紀徳川史』第三冊、昭和六年三月初版、平成二年一月復刻版、清文堂出版。

(10) 『岡山県史』第九卷近世IV、平成元年八月、岡山県史編纂委員会、岡山県。

【参考文献】

- アーネスト・サトウ著 坂田精一訳『外交官の見た明治維新（上・下）』岩波文庫、一九六〇年九月（上）、一九六〇年一〇月（下）。
- 野口武彦著『長州戦争 幕府瓦解への岐路』中公新書、二〇〇六年三月。
- 半藤一利著『幕末史』新潮社、二〇〇八年一月。
- 三宅紹宣著『幕長戦争』吉川弘文館、二〇一三年三月。
- 歴史学研究会編『日本史年表』第五版、岩波書店、二〇一七年一〇年。

【附記】

本稿をなすにあたって、国伝山地蔵寺名譽住職服部文昭様、住職服部宏昭様には、貴重な文献の調査閲覧とともに、翻刻して公表することをお許しいただいた。また、地蔵寺の関係者の皆さんには長期にわたる調査期間を通して、常に温かいご支援とご配慮をいただいた。さらに、笠原悠花氏には懇切なご支援をたまわった。ここに記して衷心より御礼申し上げる次第である。

『異船一條并大小名等諸事傳聞噂而已之記』を翻刻するにあたっては、筆者の浅学、不注意故に誤りもあろうかと思われる。大方のご批正をたまわることができれば幸いである。

なお、本研究は、JSPS 科研費 JP17K02778 の助成を受けたものである。

国伝山地蔵寺蔵『異船一條并大小名等諸事傳聞噂而已之記』翻刻本文

翻刻凡例

本書『異船一條并大小名等諸事傳聞噂而已之記』を翻刻するにあたって、原本にできるだけ忠実に翻刻するよう努めたが、読解の便宜を図るために、私に句読点を施したほか、以下のような操作を行った。

- 一、表紙、および各丁（半丁毎）の境目を点線で示し、【】内に丁数および表（オ）・裏（ウ）を示した。
- 一、行どりについては、各章段毎に原本の改行部分に／を付けて追い込み形式で翻刻した。原本の割書きは、割書部分を（ ）で包み、本行に組み入れた。この場合、割書内の改行についても／で示した。
- 一、小字で書かれた文字は小字で翻刻することを旨としたが、小字・大字の判別が困難な場合には、全て大字に翻刻した。「候」については文字の大きさに拘わらず、大字で翻刻した。
- 一、「も」「て」「と」「ら」を表記した「茂」「而」「与」「被」については、そのまま漢字で翻刻したが、「与」「被」には右傍に（と）（ら）を付した。なお、助詞「は」を表記した「者」の草体字は、平仮名「は」と翻刻した。
- 一、補入符を付すなどして、行間に墨書される文字は、本行の補入符の位置に（ ）で括って翻刻した。誤字を見消しし訂正する場合には、訂正された文字を本行に翻刻し、見消された文字は、【注】にその旨を記した。本行の言葉についての注釈であると見られる行間書き入れについては、被注語に傍線を付し、注釈を（ ）で包んで本行に翻刻した。
- 一、誤字かと思われる文字は、そのまま翻刻し、右傍に訂正されるべき文字を括弧に包んで付したほか、（ママ）と付す場合もある。
- 一、虫損などによって判読できない文字は□で示し、残画等によって推読できる場合には、推読した文字を□で包んで示した。推読するもなお疑問のある場合には、推読した文字の右傍に（？）を付した。
- 一、くずしの問題で、判読しがたい文字は、□とした上で右傍に（？）を付した。

一、半丁毎に【注】として、翻刻に関わる注と、記事の日時や人物などの簡略なメモを付した。

【表紙】

下

龍葩

異船一條并大小名等諸事傳聞噂而已之記

【二丁オ】

○傳聞風説下扣

- *₁ 一 京都五山之内ニ納有之、足利十三代夫々ノ木像之内、初尊氏公ヨリ三代之分、三條河原へ引出、梟首ニ懸ク也。天誅方諸浪人所爲也。何ヲ以ル乎ト云ニ、在世中ノ振舞、天子ニ奉レ向、不忠不義之朝敵タリシ其罪ヲ以伐セシト云建札アリト也。
- 一 此比、天誅方トテ、何共不ニ相分ニ諸浪人数多俳何シ、洛中洛外悪心悪行等ノ間、有者ヲ不意ニ捕テ、其処ニ直ニ首打、其罪ノ建札シテ天誅方ト書記セリト。其天誅方、何ノれノ処ニ居乎、何方ヨリ出ルヤ、不ニ相分ニ云リ。
- *₂ 一 將軍様御上洛アリテ、二乗城ニ長々御滞留、折々御参内モ被遊シ趣、禁裏ニテハ主従ノ御扱ナリト。或時天子ノ仰ニ、主従遠相隔テハ、事速ニ難ニ通。中途ニ間違ノ意、有之故、江ノ戸ニハ可然者撰置、近ク居住有事コソ本意ナレ扨御物語アリテ、畷国ノ御暇モ不ノ給御趣。其故、將軍様モ大坂ノ御城、御入有、暫ク御滞留中、軽々ト処々ノ御出ノ馬アリ。時ニヨリ御草鞋召レテ、御供ニ不レ拘、心忸ニ行玉フ故、御供、御大名方モイツモノ草鞋ハキ、油断難ニ成趣。或ハ又御舟ニ兵庫又ハ住吉辺ヘモ御出有シ趣也。然処、江戸ノ内横行ノ者ナド有レ之、役辺ノ制モ不用騒敷、町家ナトモ不治リ。其上城内ヨリ火起リ、西ノ御丸御焼失ニ付、度々ノ御迎ニ付、漸御暇給リ、蒸氣船三艘同様ニ御仕立ニテ何

【注】

- *1 文久三（一八六三）年二月二十二日、等持院に安置される足利尊氏・義詮・義満の木像の首が引き抜かれて晒された。
- *2 文久三年四月、將軍徳川家茂が上洛。
- *3 孝明天皇。
- *4 文久三年六月三日、江戸城西丸焼失。

【二丁ウ】

日トモ不知^レ御還^リ被遊、品川御着岸早々、御供^ヲモ不^レ召連^ニ一刀^{ニテ}何れ^ノ御方^ノ厄不^レ分様^ニ御暇城被遊シト也。表向^ハ其後早々御供揃^テ陸地御暇城之^ノ御粧行有シトナリ。

一 京都ニハ國々ノ諸大名相詰、寺々ニ假宿シ、追々京ノ御屋敷^ハ其辺^ニ地面御買揚成、屋ノ敷廣々、御普請成、又^ハ新^ニ市在^リ地買上^テ成、御普請成御様子也。

一 薩州・長州・土州、別^メ天子守護^ニ實^ヲ入^レ諸事荒々敷、又別^メ薩州^ハ下民^ヲ愍^ミ救シ故、諸人悦^ビ賞、氣服^ル由。然^レ世上ノ噂ニハ、京都守護手弱テハ難^レ叶故、大坂^ノ御城、當分假^リ受、堅固^ニ相備度御望^ラ処、此^ハ関東^ニ甚^ク禁^シ嫌被申事ナリ。殊^ニ將軍已^ニ在城セシ事ナレハ、此事不^レ相叶^ニ付、国元^ハ引取^シ趣。

然^レ此頃^ノ出頭^ノ柿小路^ノ参内暇館^ニ途中^{ニテ}、何厄^ハ不相分浪人数多出来^リ、打果セシ。其浪人、薩^州屋敷^ニ遁入^シ由^ニ聞^ヘ、又殺害^ノ場処^ニ落^テ有^シ短刀^ニ、島津何トカ^ノ彫付有^シ由^{ニテ}、天子^ノ御惡^シミ懸^リ、守護職引取様^ノ御計被成^シトカ聞^ヘシ也。

然^レ島津ニハ此明^リヲ立^ンタメ、餘^シ置^シ面々色々詮^サク有^シ事^{ニヤ}、其後終^ニ其^ノ浪人、露顯成^シト也。其故^ハ、其節手負^ノ家来^ノ申^{ニハ}、手首^ハ一刀切付置^シトナリ。其^ノ色々詮^義処、終^ニ相分^リ、其殺^シ人^ハ堂上^ノ内^ノ様^ニ一旦聞^ヘシ事モアレト、實^ハ

【注】

- *1 文久三年六月十三日、大坂出港。
- *2 姉小路公知。文久三年五月二十日に朔平門外で襲われ、翌未明卒去。犯人として薩摩藩の田中新兵衛が捕らえられるが、取調中に自殺する。

【二丁オ】

江戸ノ旗本ノ人ナリシト也。就^{テハ}又噂^{ニハ}、天子^ト薩州^ト餘^リ水魚^ノ思召故、薩州^ヲ退^シ爲^シ、関東ノ計^ヒナラン^ト沙汰有^シ事也。彼短刀^ノ申^ハ、先年島津公ヨリ家来^ノ令^ニ拝領^シ刀ナリ。其家来、在^リ江戸^ノ時、盜^マレシ由。夫^カ不^レ首尾^ニ格^ニ格^ニ減^シラレ、小禄^{ニテ}今現在セルト云。其刀^ヲ定^メ旗本^ノ内^ニ不^レ知^シ盜物^ヲ買求^シ物ナランカ。其刀^ニ島津^ノ銘有^シ故、カクハ思計^リシ事^{ニヤ}。カ、ル^レ諷^{ナレハ}、此落居^モ如何^ノ事ヤ。定^メ子^ノ細^有ヤラン。何^トモ難^ク推量^シ事也。

一 長州、異船打合^ノ事^ハ、長州侯^{ヨリ}公儀^ハ御届^ノ書^具ナリ。其前^モ薩州^ト異船^ト打合^ノ事アリト。又、長州^ノ變^後モ、日向^{ニテ}異船^ト打合^ノ事有^シトモ風説色々也。

扱、異國交易之事、御斷^ニ及^リ已後、異船來次第可^ニ打拂^ニ之旨^ハ、先達^而京^ノ都ヨリ諸國^ヘ御觸達^モ有^シ之^由、何^{ナル}事^{ニヤ}、爰^五ヶ年之間^ハ於^リ江戸[・]横濱^ニ御指許^シ有^シ之趣ナリ。其故^ハ矢張^リ異船往行^シ、長州^ノ様ナル事^モ及^ニ出来^ナリ。

其比、異船多艘、横濱^ニ來泊^シ在^リ處、長州^ノ打合^ノ事^ヲ公儀^ハ案内致^シ置、一^ト先^ニ歸國^ノ上^ノ事^トテ、異船皆々一時^ニ出帆^ノ之由^ニ聞^ユ。尔^ハ以後異國^ノ相談如^ク何^レ成^ノ事^{ゾヤ}。不安心^ノ事ナリキ。

【注】

- *1 文久三年五月十日、下関にて長州藩が、アメリカ商船を砲撃。後二十三日にはフランス艦、二十六日にはオランダ艦を砲撃する。同年六月一日、アメリカ艦が長州砲台を報復砲撃、同月五日、フランス艦が砲撃、陸戦隊を上陸させて砲台を破壊する。同年七月二日、薩英戦争。

【二丁ウ】

一 當^ニ八月^ノ上旬^ノ事。淡州御臺場^{ニテ}異船^ヲ打^シ事アリ。二三日^ノ間^ニ異船三^ノ四艘^ノ相見^ヘシト也。淡州御目付^ノ何甲[、]御臺場預^リ出張^シ在^リ之^由、異船來^リニ付、数丸打懸^シニ、何^ノ計^{ラン}、一艘^ハ播州^ノ船、一艘^ハ長州^ノ船、一艘^ハ公議^ノ船^ノ有^シトヤ。印^シ不^レ立^有レ^之處、打^レテ後、日^ノ丸^ノ印^シ上^シト也。依^テ止^レ箇^ヲ小船^{ニテ}乗^ヨセシニ、其船、即死[・]手負^等在^リ之^由。其故臺場^ノ主將、其趣^ノ須本^ハ相届^ク直様切服^セシト也。其節、紀州ヨリモ共^ニ打出^シツレト^ノ御尋^ノ節、答^宜クテ、其假事^ナキニ、御國^ノ彼人^ノ同役^答、不^レ宜^ニ付切服^セスバ難^ク濟^キ子^{ニテ}、自殺^セシト也。尔^後、越度^トモ不^レ相成^ニ、其子息^ノ跡^ノ式^被下^リ、加増^{五十}石被

仰付シト也。

丁度此頃、京都ヨリ公家衆二頭（一頭、廢帝之御廟處御調へ役）^{※2} 処々御臺場御見分ト淡州へ御渡ニテ須本ニ在宿ノ處、由良ノ御臺場ニ大炮教聲響出セハ、數百人甲冑ニテ馳付、火勢天ニ輝計也。御見分ノ公家衆ニ船ヲ回シ、一見シテ後、御ノ臺場へ上リ、一見被成。群勢未タ不引取ノ内ナレハ、賞セラレテ藁卷ノ樽ノ鏡ヲ拔テ、振舞レシト也。其御見分ノ公家一人ノ供回リ二千計リ、

【注】

*1 『蜂須賀家記』によれば、この事件は文久三年七月二十一日、岩屋砲台を守備していた長坂三知禎次が、誤って、幕府の船を砲撃したとある。

*2 天武天皇の皇子である舍人親王の七男、大炊王。

【三丁才】

一人ハ三千計リ召連ラレシト也。則當寺家來、金藏・豊之助兩人、加子人ノ代ニ雇ハレ、右臺場ノ辺ニ參居申、見及候而物語ナリキ。最早、淡州之諸人ノ漁師・百姓ニヨラス、時ニ臨マバ皆々鎧ナト着、場處へ出合申様ノ勢氣相ノ見へ、大ニ人氣常ト異ナリトゾ。

右御見分ノ大將ノ堂上何レノ御方ゾト思シニ、後ニ承ル處、栗田ノ宮（後ニ中川宮ト云）勇力有レ之ノ御方ニテ、今度新ニ鎮撫將軍ト任セラレシ御方ナリシト也。

*3

當處船頭之者、上ニ戻リ之噂ニ、此頃大坂・堺辺、或廿人、或三十人計、組合ノ鎧ヲ着シ、刀鎗拔身ニ而、白中（昼）ニ徘徊往來せるに皆々通り違ふ者なく、家・小路などへ逃込、誰有而手向ふ者無之。先頃も夜中、堺之町ニ船具ノ櫓商ふ家有リ。三十人計、鎧・拔身ニ而、中ニ女式人玉だすき懸、拔身之ノ長刀持候浪人衆、櫓屋を扣起して入込、支度用意せよとて申付、怖ノノ家内之者、飯ヲ調、振舞けるが、食して直様何處ともなく出行しと。又、何れより出しゃ、右様之浪人五十人計、夜分ざこ場へ参り、此より兵ノ庫へ船をやるべしと云。船之者迷惑して、夜中ハ出船し難し。明朝ニ被成

【注】

*1 『蜂須賀家記』によれば、文久三年七月に四條侍從藤原隆調、東園中將藤原基敬が南海監察使として播磨・紀伊・淡路沿岸の砲台を巡視たことが記録される。

*2 栗田宮、後の中川宮は、久邇宮朝彦親王。

*3 文久三年八月から九月に起きた天誅組の変。
*4 「ざこ場（雑喉場）」は大坂の生鮮魚市場。

【三丁ウ】

被下度申とも、いなめば切捨るとの事故、早々船拵して出船す。川口へ出て、堺へ付よと云。船頭も恐敷候、船を堺へ乗り回し、着岸早々ノ老兩人陸上り、料理屋などニ而敷、食物を持歸り、船中ニ而支度し、船上りして、大和の方へ越へ行し由。何方、行やらんとの噂。

然レ此頃聞及所、大和國へ甲冑之浪人三千余寄リ集、相籠リ居申ノ由、其後又承處、小泉之城主（此事浮説敷。さだかならず）へ又ハ小泉ニ而ハ無之。只老万石計りの御大名と沙汰有之分也ト。老万三千石なり。此城ニ切入、終ニ切勝、ノ彼城ニ相籠居申。近辺之者、不得止、相隨用遣等も相達由。此事、尼ノ崎城主ハ京都ニ相尋候處、京よりは、左様之者ハ指出不申とて、生捕ノ可申との御事ニ付、尼ノ城ヲ捕手ニ相向由。此勝負之処未聞。紀州方之ノ捕手、家老ニ頭相向候而、老人ノ首式ツ三ツ取候得共、老人ハ數ヶ処之ノ手ヲ負、敗北して引返るよし。其後又承處、郡山より相向候處ノ大ニ敗北之様子ニ相聞。次而紀州方相向、終ニ浪人敗走メ散ノ立退候由。

【四丁才】

一 九月五日傳聞シ處、此頃右浪人百人計高野山へ罷越、京都之御爲筋ニ申立ノ隨ふか、不隨か、於不隨は可及乱妨殺害との事なりとや。愚推するに、集リ浪人之事故、金銀・兵糧ニ乏く、畢竟此等ヲ得ん爲なる歟。又ハかくまへ、要害ヲ構テ籠らんとの事歟。何れ一旦ハ申条之俣ニ相任せ置、早ノ速公儀ノ注進申、責打を相乞事歟。若ル時は、靈山忽修羅と成ん。何レも致せ、悲歎之時災也。然レ又九月九日、撫養便リニ承及候處、郡山ニ相向ヒノ七人召捕、餘ハ浪人組敗北せしや、散リノ落行候趣き相聞。其黨定ノ高野山へ罷越ならん。然レ紀州方之捕方勢、花坂・矢立兩方より責登ルノ由、當國不案内道者、參詣之諸人、右鎧武士ニさ、被レ下山ニ困リ入りしノ様子。扱、高野ニも浪人組ハ京都申立相籠ル由。公儀よりハ紀州之責勢ノ入込ニ付、如何とも可致様無之。如何相成事にや、一山途方ヲ失ふ様子ノ而、國方も登リ居申者ハ、夫々國元へ引取せ、相静候上ニ而登山可致様計ノ申。地ニ付候寺院ハ只々安クノ窺居申趣也。

然又一説承及処、紀州

【四丁ウ】

より相向ひ候大将、右浪人組之大將与往復致せし事ニヤ。一向頭不_レ上_ラノ事とヤ。然ハ京より出候浪人ニ而、手指難成方ニヤ。何共委細合点不行ノ事也。浪人之大将ハ中山卿之三男なりしとなり。

又撫養_テの噂ニハ、栗田之宮御謀叛有_テ、浪人多かくまふ由也。然_レ此宮之計ニ而、指出候浪人ニヤ。此ハ薩_ハも組し居申由。然_レ浪人も薩_ハよりも出し候事も難計。然時ハ御謀叛与申_テも天子ニ相背_シノ_レてハ無_ク。関東之政事、京都之御存志与違_ヒ、今ニ交易致させノ有_レ之なれハ、関東ハ相對しケ様ニ強勢之運ニ相成事歟。大和之小ノ大名も定_メ交易筋_ヲ携り候御方ニヤ、浪人類とても交易懸_リ之外ヘハ一向手指無_ク。又、天誅組とても異國交易之町人類而已取_メ候事ノなれハ、関東ハ相對しての致方ならん歟。

又、追々聞及_リ、全く横行驕奢之浪人者之由。人数ハ三十人餘り登

【注】

*1 中山忠能の七男、中山忠光。「三男」とあるのは誤りか。

*2 「大名」は「泉」字を見せ消ちして右傍に訂正する。

【五丁オ】

山致し、京都ヲ名立、御味方致哉、否、若及違背は、可致焼打ノとの事ニ而、年預金剛頂院_ヘ向ケテ罷出候ニ付、一山老分衆徒等、評定ノ之_ヲ以、返答ニハ當山_ハ法義ニ而己携り、釵鎗などハ手ニも不取僧ノ之義、何れヘ御味方与申事も難相叶運_ヲ以答候処、譬僧之義、釵ノ戟ニ不携候とも、時節ニ依_リ而ハ左様而已申_テも居られ間敷。何分ニもトノ押返し候ヘ共、一山よりも其懸_リニ而、何分ニも無_ク致方趣申述候処、然_レ火ノ急ニ返事も難決候半。爰五日之間指延可申間、其節居而返答ノ可致と申置、一旦引取候由。夫故、早速和歌山_ハ及注進、相頼候処、ノ若山方早速甲冑之士并仕卒三千人計登山ニ而、神谷・矢立兩道ノ戸尼口等御手當成り、鉄砲夥敷堅固ニ相堅居申由。夫故、浪ノ人も定得_レ不罷出方ニ候半。元來集_リ浪人故、兵糧ニ難渋し居申_ニ付ノ若御味方申与云時ハ、然_レ兵糧何百石指出様と申出積之由也。右

【五丁ウ】

浪人共、大和ニ戸津川郷ニ千本鎗与申而、平家浪人_ハ取_リ居申也。平家亡之後、諸ノ浪人ニ鎗千本渡_リ今_ニ京ヘも関東ヘも不隨、一ヶ処_ヲ許_メ指置有_レ之由。其浪人たと語り、彼処ニ籠_リ居申由也。何れ不遠滅亡ならん歟。

高野も其後ハ紀州之手當も引取、一山ニ而相堅め居申由也。此頃ハ九月末ノ間及_リ、ノ一山之寶物、御影堂・寶藏始、諸寺院之什寶等、皆々要害堅固ノ之場処_ハ人不知様、相移し置候由也。

一 霜月之末之頃承_テ、彼御登山有_レ之、現_ニ其騒キニ逢候僧、歸國ニ而實_ニ定ノ説承人之咄、戸尼口之方ハ浪人式百人余參候得共、其中壯士廿五人、身拵ノ神妙_ニ人込、余人ハ跡殘有_レ之。右廿五人、年預_ヘ參り候ニ付、老分衆參會し懸合ノ候処、天子之御爲筋申立ルニ付、一往ノ間届、内分ニ而、金子杯相与候由。則宿配_リ致_シ三日ノ計夜宿いたし、罷歸由。右浪人入來、早々若山_ヘも頼遣_シ、其夜_ハ領内_ヘ申通昭上せノ候処、式万計之人数集_リ來、野山在合并持上_リ候鉄砲八九百挺ニ而、戸尼口相堅ノ居申_テ、若山より千人計登_リ來。又藤堂より三千計登_リ來候由也。

【六丁オ】

若山之人数二千計、橋本ニ而相堅居申由。若山方登來人数、粉川ニ而一宿ノ翌日、鉦太鼓ニ而登來時、先案内有_レ之処、野山堅居申人数、浪人之勢ノなりと心得、大門口_ヘ相向_ヒ、鉄砲一発せし故、先方_ニも相発ち、彼此之処、間ノ違之事故、早々取静候ヘ共、双方少_シ人之損しも有_レ之趣なり。然_レ浪人ノ山_ヘ參_リ不申_ニ付、若山・藤堂之勢兵、直様、戸津川之方、押寄候由。ノ野山_ハハ手勢ニ而堅、戸尼口相固メ居申せし趣也。

高野_ニも時節騒敷ニ付、前以少_ク心相用。三寶院納_テ、實之助、兼而釵之道ノ相励居申者故、別_ニ室相構させ、釵鎗・指股・突棒等相構_ヘ飾_リノ居申_テ、右實之助内分老分_ハ心付致し、浪人之内、御老分衆、恨有_レ之者も交り居申候ヘハ、御老分之内ニ亡命成候人も有_レ之候半歟之趣申_ニ付ノ大_ニ騒候と也。事静て後、實之助_ハ疑懸_リ、浪人ノ人物并存志ノ實之助可知様無_ク。定_メ浪人_ノ腹同歟之疑也。實之助も可致同意ノ様_ハ無_レ之れ共、利欲_ニ付、一山之在合武器□少々大坂_ハ手入_ニ下_シ候

【六丁ウ】

趣^ニ而、浪人内、相与候様之風説も在之。彼□^ニ而若山^ヲ召取拷問^ニ相懸り候趣^ニも、外より□^ニ承候事も有之候。其故^ハ、彼浪人組之中^ニ元僧^ニ而在山有之処、懦弱^ニ付、衆拔下山致させ候者も有之付^ノ右之運^ニ申出候事とかや。併^ニ一山^ニも兩門四結衆之僧都^ハ、或金堂、^ノ或御影、或勸學院等手分^ニ而相詰居申、万一大事^ニ及焼打等^ニ相及時^ハ、納置処之寶物等^ヲ守護^メ立退手當^トや。又防之人^ノ数も寺^ニ分置候得共、事有時^ハ大塔之鐘之知せ合圖^ニ出揃^ル手筈^ニ而有之由。併^シ大師明神之加護^ニや、無難^ニ相治ル事ならん。先^ニ安心なり。右之頃^ハ八月上旬^ニ而、勸學院會中^ニ而有之候得共、^ノ騷動之中^ニ而、寺役人之出仕^ハ不怠相勤り候趣也。

【七丁オ】

一^{*} 役筋より之書状一見之人之咄^ニハ、去^ル六月、薩州児鹿島^ニ而異船との一戰^ノ有之節。何れ之處^ニや、高キ要害宜^キ地^ニ、薩州之御下一番^ニ長者^ノ屋鋪有之。并宜^キ寺も二ヶ寺有之しを、火急^ニ取こぼち成焼捨候地^ノ面^ニ臺場を構へ、大砲千何百挺とやら相居、異船と打合^ニ相^ノ及候趣。異船七艘之内、壹艘^ハ七十五間計之大船、惣鉄包^ニ而大砲何^ノ程打とも、少も損破^ニ無氣遣様^ニ仕立し船^ヲ横^ニして、其蔭より六艘之^ノ船、皆^ク大砲打出候趣。船^ヲ以臺場とせし有様、強大之仕方也。終日打^ノ合、日暮^テ互^ニ引鉦^ヲ打^テ引候と也。湊口放れて遙^ニ小嶋あり。其処^ニも兼而要害^ニ込^メ置候様子。此海、其嶋^ノ辺^ハ深く、嶋を放てハ浅き故、此島^ノの深^ミへ引退処、春山氏、此櫻嶋の臺場方下シ打^ニ彼大船^ヲ一打するに^ノ湯釜^ヲ打崩シ、大船きりく舞て、死人夥敷、余艘^ハ遁歸^ル。然^レ翌朝^ハ彼遁^シ船共來て、大船^ヲ引^テ返帆すと也。此事□委敷書付來り、別^ニ扣置。

【注】

*1 薩英戦争。文久三年七月二日から四日にかけて起きた。

【七丁ウ】

一 右諸浪人、高野山^ハ参る^リ已前、高取^ノ城^ハ数十人参り、高野^ニ而申様、京都^ノ之御味方申哉、否之責^ニ候処、折節殿^ハ江戸御出之留守、家中も俄^ニ而、何之要害も無之、彼浪人難防^ニ付、御味方之旨申出候へハ、然^レ兵糧^ノ千石、何

日迄^ニ何處迄指出候様申^ニ付、致承知、浪人共罷歸候。早^ク以早飛^ノ却^ル江戸表殿様^ハ御注進申上候処、御歸り之道中^ニ而、御出會申。殿^ニも此度^ノ溢^レ浪人取鎮被^レ御歸^ニ而候へハ、其者先^ハ御返し成、城相堅可^ク申様、^ノ御指圖被^レ差^ニ付、飛脚急^ニ相歸り、殿^ニ二日計後^レ御歸城之由也。扱^テ右^ノ浪人^ハ兵糧差出約束之日限、相切^レ候^ニ付、浪人八十人計、高取^ニ参り、^ノ乱妨^ニも可^ク及所存^ニて、登り懸候処、山上^ニより大砲打れ、五十人計一時^ニ相たをれ候故、餘り者^ハ皆^ク逃散^リ候趣也。

一 九月下旬傳聞之処、戸津川^ニ新宮^ハ道のり十余里計有ん歟。右浪^ノ人共、新宮城下^ハ押寄、大騷動之由。紀州公^ハ防之士卒数多出張^ト也。

【注】

*1 「浪人^ハ」の「人」字は後に補入されたもの。
*2 天誅組の高取城攻撃は、文久三年八月二十六日。

【八丁オ】

又、大和之天^ノ川^ニ諸浪人循籠。(大将^ハ中山公^ノ三男となり。)要害甚堅固^ニ而難寄。此頃^ハ十四五^ノ方之諸大名、遠卷致^シ居申由。一番^ニ追手^ニ相向^リ紀州之士卒と也。^ノ紀州も新宮之手當、并、殿様大坂御城^ニ有御座由。此方^ハも人数^ノ御召連也。又天^ノ川^ハも差向候。旁^ニ而士卒少^キ由、頃日若山^ニ而見及候^ノ船頭歸り候^ニ而咄^ニハ、和歌山在和歌浦辺^ニ宝福寺^ニ与^テ申門徒寺あり。^ノ其住持甚豪勇^ニ而、兼^テ強僧共六十人計、寺^ニかくまい居申処、^ノ今度又之追手^ニ彼^ノ宝福寺大将とし、從僧六十人計召具^シ出張。^ノ美^ク敷出立候^ヲ近く見及候由也。又外^ニも門徒房^ニ強勇有て、^ノ此も天^ノ川^ハ相向ひ候由。頃日生首^{一ツ}取候而、和歌山^ハ送り越候由也。^ノ此前一番^ニ紀州^ハ相向候時、谷間^ニ要害之橋あり。初^メ心見^ニ穢多^ノ数多竹鎗持せ、渡^シ候処、無難^ニ通^リ越。次士卒少^キ、此も無難^ニ通^リ越^ノ候故、續^テ而大将分段^ニ渡^リ懸候処、中程^ニ橋^ヲ宜^キ士六十人計

【注】

*1 『南紀徳川史』卷之二十八「大和一揆追討顛末」に「一向宗 法福寺 道籠」の名が見える。

【八丁ウ】

落、巖石ニ打れ、惣死亡也と。又山ハ登り懸候処、山上より大炮打出し、ノ寄付れ不申趣。右大炮ハ松ヲくり抜、輪ヲ入シ筒と也。兵糧玉藥等ノ十分ニ圍ひ在之由。其兵糧置有処ハ、絶壁之地之森中ニ小屋立、ノ入置、回りニ大石・大木ヲ積置、堅固ニ相守居申由ニ而、急ニ兵糧責ノ難成様子ニ候也。和歌之宝福寺ハ、水戸浪人五人先以かくまいノ置候。皆強士也。内四人ハ殿之御供ニ而、大坂ハ罷越、老人残置候者別而ノ勇士なりと。此者ヲも召連、今度天ノ川ハ出張候と也。兼、聞及ノ処、宝福寺ハ敵五十人計ハ老人ニ而引請戰申程之強勇と也。

一 先達而、淡州ハ廢帝之御廟処、御調之御出有之候三條殿とやら、其ノ後出奔有之由。傳聞之処、官位ヲ天子ハ返上申上、公家七人とノやら出行候由。此等も定メ天ノ川ノ浪人ノ同類なる歟。

其後承及処、右公家七人共長州ニかくまい有之由也。天ノ川ノ籠り居申浪人も、紀州方之追手ニ敗して終ニハ散ク

【注】

*1 「三條」の「三」字は「四」字を見消ちして右傍に訂正する。

*2 文久三年八月十八日の政変。

【九丁オ】

に立退候由。討死も多之。半分ハ行方不知とや。此等も定而ノ長州ハ落付居申候半との風聞也。紀州方相向候、法福寺ハ無ノ別条、手柄いたし歸り候趣ニ相聞ハ候。

一 先達而、天誅方之押紙ニ、朝敵松平春嶽と有之事、或人ニ相ノ尋候処、春嶽ハ越前之隠居なりと言。此人、甲冑之兵ニ二万計ノ相具、京都ハ押寄、京・関東之御和順取計、若シ天子御承引無ノ之時、及乱妨所存ニ而罷登趣ニ相聞、則道中本陣宿札相建。ノ京ニ而ハ、香臺寺御本陣ニ相定り候由。夫故、天誅方ハ焼拂ニ相ノ成候也。宿ニ本陣建札之傍、又天誅方ハ建札ニ本陣相勤候者ノ不殘首刎可申趣之建札出候ニ付、老人も本陣相勤者無之由。ノ并、伊井家方領地相通候節、討取可申様之備も有之由ニ相聞、旁ニ而、相止ニ候由也。京守護之大名衆も、手配有之し様子ニ相聞ヘ候。

【注】

*1 文久三年六月ころ、松平春嶽が進めていた「挙藩上京計画」。七月に

は中止となる。

【九丁ウ】

一 先達而、禁庭ハ玉無大炮打懸、騒せ候事、奥州会津侯之所ノ作とも相聞風聞あり。其節、一番阿波若殿馳付、二番ニ会津、三ノ番ニ土州馳付。夫方追々諸大名懸付、禁裏守護之節、殿上、殿ノ下、御庭、築地内、群集押合ヘし合、刀鎗、鉄炮等相混、大騒動ノ之由。此ハ天子若叡山江御移リ御座候得ハ、途中ニ奪ひ奉り、御ノ供致シ、連れ歸候との謀計ニ相聞ヘ候。

一 石清水ハ御幸之砌、將軍様ハ御病氣御申立ニ而、御供無之。若御供御ノ座候得ハ、變事ニも相及候半様之風聞、先御利運之御事也。御供無御座、ノ二条之御城ニ御殘之砌も、無浮雲御場合有之ヲも御免レ被成候御様子。ノ若御別条有之時、天子ヲ御輿之俣、直様薩州ハ奉迎計も有之ノ様ニも相聞風説色ニ候ヘハ、何れ乎一定難成、風聞取々也。何れニもノ薩長土ハ所存一同之趣也。

一 戸ノ十津川、天ノ河騒動納り候後、天誅之浪人をも無用捨、公儀

【注】

*1 孝明天皇の石清水御幸は、文久三年四月十一日。將軍は病氣と称して供奉しなかつた。

【一〇丁オ】

ハ見付次第、御召捕被成候様子ニ相聞。交易方之妨致し候者有ノ之は、夫々江戸方御召捕被成様之風聞也。然時、京都・江戸、益ノ御不和ニも相成候半歟。

薩州之存志ハ、交易ハ賣人之所作也。并、異國交易、御制禁ニ而、先達ノ而加賀之錢屋とやら、闕処ニ被成候運、然ニ公儀其制禁ヲ犯して、ノ御心俣、於江戸、異國交易被成、賣人同断之御事故、面々賣人之御ノ主人ハ得持不申故、関東之御下知ニ、隨ハ難申との所存之由也。

一 筑前之人ノ噂、長州与異船打合ハ、都合六ヶ度計也。下関ハ異ノ船参リ候は、五月最初之事。其打合大騒動也。臺場ハ高ニ而、家之上、大玉飛渡り、人家不殘逃去、上ヘ下ヘも、其騒キ言ノ語ニ難述計也。終ニ長州敗走して、人家六十軒計焼れ、臺場ハ異人乗込候而、乱妨之由。其節、憐國豊前之小倉ニ、始終ヲ見ノ物して不濟。故後日、何故加勢不被下哉之旨、應對之処、此方ハ

【注】

* 1 文久三年五月から六月の下関事件の記事。

【二〇丁ウ】

公儀方申渡無之故、手出不申由ニ返答す。仍而不和ニ相成、長州ノ小倉^{*1}方、向テ臺場数ヶ処築て、大炮数多仕懸置ニ付、小倉^{*2}城内ニ居不申、外ニ相移り居申由。「長州方小倉・廣嶋へ加勢頼遣シ、廣嶋方ハ加勢出候得共、小倉方^ハ不出候故、如是應對ス」

又、豊後ニ切支丹様之類歟、人目ヲ忍て進退自在ヲ得シ者、四十人計ノ有之処、餘リ不思議之事故、不殘召捕入牢爲致有之処、京都ニ聞及、時節柄故、入用之者なりと、中山公之三男^{*3}使として、勅命ヲ以テ御所望被成候処、中山公之息、大膽勇強之壮男ニ而、纔之供ニ而勅使^ヲ遂候事故、相疑不受引ニ付、直様立歸り申上処、豊後守ヲ搦來ノ可申様勅命ニ付、立向候様相聞ニ付、豊後ニも防之用意有之。嚴ノ重ニ相堅居申ニ付、相向候大名以使者、先静^リ穩ニ可承勅命ノ由申入、備^ヲゆるめ、穩ニ應接之処、致氣腹、右四拾人、京都、渡シ成候也。此等^ヲ天誅方ニ御遣被成候御事ならん歟と。

一 異國交易、京都ニ停止之思召ニ候へ共、関東ニハ不相止、頻ニ交易

【注】

* 1・2 「小倉」は、「博田」の上から重書。

* 3 中山忠光か。

【二一丁オ】

被成ニ付、薩州方爲レ妨薩^ニ表ニ於ても、態与交易致シ候趣^ヲ以テ異國之銀七十万兩、薩^ニ取リ納候而、代物も不与、又右銀^ヲも不相戻ニ付、異人方公儀、相願ニ付、公儀ニ取静、右銀返弁可致旨ノ申聞、相治候処、其趣薩州^ノ御申入成候得共、承知不致候様子、夫故ノ異國方、嶋津之首相渡歟、又七十万兩^ヲ戻す歟之事申募候へ共、首可望^ニ候へハ、相渡申間、取ニ參れと申趣ニ付、異人共、嶋津^ヲ目ノ懸、大ニ逆鱗之様子故、先達而之通、薩州^ノ押寄、打合候趣。併^シ薩州^ノ大ニ手強く用意要害等之設有之、難寄付趣ニ相聞^ハ候也。

一 傳聞、花山院甚強勇ニして、謀反之志あり。始終関東、内通し、當^{*1}年七月ノ中旬或夜、星数多飛し晚あり。其夜、天子ニ毒殺を謀りしなれ共、宝祚目

出度等被思上御無難之御事也。此ノ毒獻之張本、花山院なりト云^リ。依而、御召捕之容之色ニ御座候得共、手ニ合不申人故、薩州^ノ被仰ノ召捕來候様、御内勅御座候得共、薩州^ノ御答^ニ中、容易ニ難召捕、

【注】

* 1 文久三（一八六三）年。

【二二丁ウ】

疵付候而も不苦御事ニ候へハ、御受可申上候得共、無疵^ニ難捕由申上ノ成ニ付、長州^ノ召捕來可申様被仰候得共、長州^方も同斷御答之由ノ故、又阿波若殿^ノ召捕可來様仰御座候処、若殿御請奉仕候而、井上等勝^レたる家來六七人^ニ被仰、夜中忍ひ入、無難無疵^ニ召捕ノ候而、禁裏^ニ御渡し成候趣。或人方承及候也。御手柄之御事なりと。

私云、花山院家ニ五家あり。中山・飛鳥井・難波・野宮・今城是也。ノ此内、何れ之御方ニや、得与不存申候也。

一 傳聞之処、當霜月とや、天誅浪人数百人、横濱異人屋鋪ニ而、大ニ荒^レ候ニ付、召捕方、相向候處、捕方大ニ敗散之由。直様御本丸焰硝ノ藏、大炮二ツ三ツ打込と等しく、御城内ニ火移リ^レ御本丸^ニ焼と也、処^ニ焼失ニ而、廊外ノ町^ニ焼亡夥敷、過半^ニも相及由。三日計焼し趣也。且又、其前はノ町方^ニ多之張紙有之。惣焼^ニ致候間、可立退之趣となり。

【二二丁オ】

夫故定、御手當も嚴敷候半歟。然^ラ右様^ニ及大火事、御防も届ノ不申事にや。手^ニ合不申事ニや。「打續大坂大火、四万軒計焼失之由。ノ中、島辺より玉造^ノ焼拔、御城辺大騒動也」

一 霜月何日之頃より歟、薩州より京都守護ニ数万之兵士上京。ノ此頃、四万計り上り居申。居処狭ニ付、屋敷御普請ニ而、尚追々ノ七八万之兵士相上^リ候趣ニ傳聞之風説也。此事實ニ候へハ、先達ノ而上書ニ而、薩州侯方京都^ノ奉窺候御答^ニ定^レ御免御座候而、御警衛又^ニ被仰付候事ならん歟。

一 十二月廿二日、御出立ニ而、當太守様御上京ニ而、明三月迄御滞留ノ被遊、御警衛被成候。此ノ十八大名廻番京詰之御廻^リニ而御座候由。ノ然^レ此月中旬之頃、長州^ノ御使者七頭、徳嶋^ノ參り居申、御懸ノ合之由。并備前^方も、四頭參^リ

居申由。何等之御事歟。然るに

【注】

- * 1 文久三年八月十八日の政変の後、薩摩が京都に入る。
- * 2 阿波徳島藩第十三代藩主、蜂須賀齊裕。文久三年十二月から翌年三月まで在京する。

【二丁ウ】

傳聞之処、秋已來、長州侯、京都之首尾悪敷、并八月／京騒動之時より、三条殿、長州御入御逗留。右御歸山、御復／職之御願、先以長州願出有之処、當太守様、今度御在／京中、天子様御執成而、三条殿御歸參之御儀、頼來候／趣相聞候。備前御懸合之義ハ、如何歟、傳聞不申候也（御表向之御事ハ、備前侯京都之義不案内付、同道而御引廻被下候様、當若殿様迄御頼之御様子之由）。（御内懸合御直／御座候御様子）

一 將軍様、此頃御上洛有て、京都御滞留とかや。先月、江戸御本丸御焼失も、將軍様御留主而之事なりとも聞へ、又御在／城而、焼失之砌御立退被成候とも申説あり。又、大坂大火之砌、一橋殿、大坂着之其晩、大坂大火なりと也。一日二夜焼通シ、家数四万計焼失と也。中島辺より玉造、焼拔、御城御手／當、大騷候由。（年明承處、當春御上洛御座候御趣。則御供等之摺書迄上方は／出來有之趣）

【注】

- * 1 文久三年八月十八日の政変。
- * 2 三条実美。
- * 3 文久三年十一月二十一日、大坂大火。
- * 4 元治元年正月、將軍徳川家茂上洛。

【三丁オ】

一 將軍様、永く京都在て、御殿等も新出來成様之風説有之候へども、子四月／上旬の頃、蒸氣船而江戸御歸城被遊候事、實説也。又説、先達而浪人類数多、日光山押入、大乱妨有之。東照宮之木像と歟、御位牌と歟ヲ取出し歸り、輿に乗せ、先立て、天誅浪人類、其中大将／と見へしハ、貴き人之様子而、数多西濱屋敷などへ乱妨し、又、町家等之／

交易を致者をも多殺せし趣。其中旗本之仁も多加有之由も相聞、／何様何とも憂事、始終未審なる事ども也。

又説、水戸領之内、何と歟申山（築波山）へ、水戸浪人と聞へて、多籠り居て、其山下／郷町有ければ、折／出來て、金子、又米等無心申付、町人共困り果、／水戸願出。防方之役人、多出張有ながら、無征伐、只出張而已而、益／浪人等町家へ出、無心申ども、捨置候様子而、畢竟水戸より指出有之／浪人ならん歟とも申風聞なり。

【注】

- * 1 元治元（一八六四）年。
- * 2 天狗党の乱。元治元年四月、日光を目指して進軍する。

【三丁ウ】

又大坂戻之儘成便承處、將軍様四月上旬、御歸國之跡而、大坂辺、／天誅専ら御御之由。既昨年、押紙相成候得共、仕合通れ居申候／内山と歟申同心頭役と歟、此人常用心致し、釵之達人を召か、／道之往來も、身辺不離連居申由也。然或時、駕而右達人を連、／往來之処、天誅十人計寄り來。先彼達人を仕留て、内山駕より／出る処を、兩方よりさし通し、引出して首取んとする処、紀州の手／當役人と相見來懸候故、首をも不取、其儘何処へ歟、立去りしと也。

一 六月早々、大坂より歸り候人之噂。此頃、大坂表、長州之評判甚宜く、／老人として長州を誉ぬ者なし。誠之大名なり。長州無れハ、最早、唐／人之爲に制せらる、世とや成んなど、申あへり云云。夫付てハ／薩州専ら交易致す由而、甚風聞不宜趣也。

【四丁オ】

又、薩長土の摺もの、薩戸芋と、鯉節と、赤間石之硯とを画て、／三ヶ國之評を成せし摺出し有りと也。又、此頃當處之申様ハ、芋くさり土はと、ける萩ハ花盛。／など、申合由。又、長州除たりあと唐じやなと申由。一 薩州之交易船、赤間關辺通行の砌、長州より大筒而打破りし由。／船中之將、余程之大臣、微塵成、船中数百人、大半打られ候趣／而、薩州長州へ押

寄る催之処、薩广國二百姓一揆起て、騒動ノニ付、其義も相延居申など、申合事も候也。薩广國中_ニ屯人ノ前何程と申金子相懸候_ニ付、百姓も難負、右騒動蜂起之ノ趣なり。已前之薩長士申談相異り、近頃薩州_ニ専ラアメリカノ交易致す趣。如何之所存_ニや、不審成事也。

【二四丁ウ】

一 長州之様子、風聞_ニハ、國中百姓・町人・婦人_ニ至迄、悉皆武藝相ノ励由。何れ成り共、稽古_ニ出候者_ニハ、其日ノ扶持被下、中_ニも上達之者有ノ之ハ、居リ之扶持被下由_ニ而、國中統而武藝稽古いたし、女分ハノ又夫_ニ之師匠_ヲ置、鎌・長刀之類、稽古相励由。

又風説_ニハ、國中_ニ之諸寺院、若シ諸方_ニ乱入之時_ニハ、陣取_ニも可致_ニ付、寺院之類、不殘取崩_シ、別_ニ一ヶ処_ニ相約_シ、城の如き処拵候而、ノ其中_ニ相集置候趣など、の風聞も有之。如何之事_ニや。

一 子五六月の比、長州之兵士、夥敷追ミ京都_ニ入込候風聞有之。ノ并禁裏御用之会符付テ、諸荷駄、大坂より差登シ、戸津川_ニ持込候様_ニも沙汰有。其後、六月中旬、京都出火有之_ニ付、其ノ沙汰色_ニニして、何れ歎本説なりや。不_レ定。

【注】

*1 元治元(一八六四)年。

【二五丁オ】

先_ニ最初之噂_ニハ、長州之屋敷_ニ会津より大炮打込_ニ付、又長州ノより奥州会津之宿処六條殿、_并一ツ橋殿宿処九條殿、ノ兩御屋敷_ニ大炮打込候処、会津御所守護の爲とてノ禁裏_ニ逃込、相堅居申_ニ付、長州兵士一同_ニ御所_ニ敵對ノ不仕。会津_ニ意恨御座候也_リとて、名乗_レて御所御門内_ニ切入、相働処、外_ニ右四大名計り、兼而会津同意之大名_ノ伊井・薩州・越前_ニなど共云_レ長州_ニ中_ニ取圍、二万余之軍勢_ヲ以、討取んとす。長州_ハ纔千五百人計とや。一働_キ働_テ、抜_レ退て、其夜、大坂_ノ又_ハ兵庫_ニ迄退_キ、大坂_ニも出船し、兵庫_ニも四十艘ノ相配り、皆_ニ一時_ニ歸國_ノ之由。其夜中、京_ニハ数多之軍勢、ノ同士打致して、夥敷死人也と云り。此_ニハ、長州ノ仕合也。京都

【注】

*1 元治元年七月十九日の禁門の変に関する噂。

【二五丁ウ】

長州ノ居処も焼捨られ、山崎之砦も焼亡之趣也。且又、ノ長州ケ様_ニ火急_ニ引取事も國元_ニ大變有之_ニ付、申合一ノ時_ニ引取候由。大坂之屋敷も町人共_ニ崩_レ取候様申聞差_レ遣、有米_ニ万四千五百石_ハ、京都焼失之者共_ニ遣候趣_ノ也。國之大變_ニ申ハ、其節イギリス之軍船、大船四艘ノ長州_ニ向_テ打_テ入_候而、大合戦_ニ相成候処、終_ニ三艘迄打_テ破_レられ、漸一艘逃去_ル処_ニ、山上より下_リ打_テ、四艘不殘打_テ摧_キ、五十人計_ハ生捕、余_ハ皆殺_シいたし候との風聞なり。ノ夫故、直様長州浪人千人計、水戸浪人千人計_ニ而ノ横濱之異國屋敷、打崩_シ、焼討_ニ致候との沙汰_ノ有之候。

【注】

*1 元治元(一八六四)年八月五日のイギリス・フランス・オランダ・アメリカの四国連合艦隊による長州攻撃。

【二六丁オ】

一 其後承_テ、京都出火_ノ七月十九日_ノ之趣、其取沙汰種_ニニして、何_レ歎本説と難定なり。ノ一往之風説_ニハ、長州より異國交易御指止之義、關東_ニ勅命御下_シ被遣度_ノとの願、度_ニ願立候_ニ共、關白殿初諸役懸り、會津より金銀_ヲ以取込有_レ之_ニ付、右願、御聞上_ニ不相成事故、長州より焼打_ニ致_シ候様_ニも噂有之候_ニ共、左_ニ而_ハ無_レ之、出火せし_ハ、会津之仕業_ニ而、長州より發火せしなどノ申立、長州_ニ罪せん謀と也。会津より処_ニ江_ニ大炮_ヲ打込、八方より焼立し_ノ由なり。夫故、町人共、逃道基連、焼死之者夥敷。其當時、死骸改_レ上下_ハ、騒動し、夏の事、身軀腐り、其嗅_キ事、言語_ニ述難_キ事と也。ノ御所廻り_ハ類焼無之故、天子御動座_ハ無御座御様子。もし天子御ノ動座候_ニハ、彦根之城_ニ奉守置、京都_ニ中川_ノ宮_ヲ以大将とし、万事取_レ計_シ、会津之存志儘_ニ致さんと_ノの巧事なりと聞ゆ。

一 其後、京洛中、焼失之場処、家数等万事具、摺出し相成弘_リ候。其摺出し_ノ口_ニ之_ニ処_ニ扣留置候故、可_レ有一見候。

【注】

*1 元治元年七月十九日の禁門の変による京都の大火。

*2 本書上卷の冒頭部分に瓦版様の印刷物を控えとして書写したか。

【二六丁ウ】

一 右京騒動、会津より長州之屋敷へ、大炮打込候付、長州よりも会津屋敷へ、大炮打込。夫より合戦相成。会津天子守護申立、御処へ通込、御門相堅居候付、長州より御所へ押寄、御所敵對不仕。会津と合戦仕趣而、御所へ入込、越前・伊井・会津等、数万ヲ以、長州ヲ取圍、打取んと、乱軍相成戦処、長州ハ一ト戦致せし上、不殘引退、其夜、大坂又ハ兵庫へ落行、不殘乗船而、國元へ引取候也。然ラ伊井・越前・会津ハ此ヲ不知、終夜味方同士打致し、軍勢損せし事、夥敷事となり。中ニ越前之諸兵ハ、長州之退跡ハ參リ、大炮其餘武器等取入んとせしを、長州勢なりと心得、伊井・会津より頻ニ大炮打懸し故、越前之軍勢、大損之由。夜明て、長州之勢居合不申事故、狐狸ノ化されし如く思をなし、しほくと引取しとなり。長州ハかく乱軍之中、人不知様早々軍勢ヲ引揚、夜明ニ兵庫へ相揃、船而不殘引取

【二七丁ウ】

も有之候へ共、此ハ長州征伐不承知之御存志之由。今度ハ兼而勅命ヲ蒙リ居申付、京都御手當ニ相登候趣也。何れ若殿様とも御同意候半。若殿様も、京都守護之勅命ヲ御蒙御座候趣也。又風聞、此頃賀州侯、六万騎計ニ而、京都へ御登有之。長州征伐諸大名、出張不及。手勢ニ而征伐可仕間、私ハ被仰付度との願出有之噂、御座候。又、先達而尾張侯よりも、長州征伐三千日とやら、御日延申上候との噂も有之。何れ、並方大名ハ、長州征伐ハ不得心之様、御風聞候へハ、何れ中ニ而御扱有之事、穩治候半。万一、弥諸大名御出張相成候ハ、日本ハ大半ノ大乱レ相成候半。

一 先日、九州行之商人より慥成書状到來之由。其頃、公儀より九州米壹万五千石計（千石船十／四五艘）、大坂へ積登処、赤間関ニ而、不殘長州方其米取上、船子之者書付渡シ、是以、大坂ニ而運賃可受取様申聞候趣。其子細ハ、

【二七丁オ】

候様之手配り手なれ、聞者皆感心せりと也。

一 其後、長州征伐之由ニ而、廿餘大名公儀ヨリ被申渡候へ共、並方大名、長州征伐ノ可致道理ハ無之とて、御断ヲ申出候趣、中ニ長州先ッ伊井・会津ヲ征伐いたし、長州ハ其上事なりと申など、噂有之候へ共、何分ニも公儀ノ御聞入無之、頻ニ長州征伐御急之御様子ニ而、廿餘大名方、御申渡成リノ將軍様ニも、御出張被遊、夫々持口相定、八方より一時ニ攻落ん御催なりと。御手配り御最中なりと、御國御事ハ、松山・高松など、御組合之御様子ニ候へ共、度々御辞退申出候得共、公儀ニ無御聞入付、又御目付元メ衆之内、此頃ノ江戸へ御出ニ而、御歸り次第、御一定可成との噂なり。御出張之時、太守様ノ御家老相添、何程之軍勢ニヤ。御合圖次第、早々御本城へ相揃様との御事ニ而、諸家中道勢共、諸支度相調、合圖相待居申との風聞也。

若殿様ハ長州征伐ノ御聞入無之御様子、稲田太夫、此度長州へ出張之様之噂

【二八丁オ】

先達而、長州一同國元へ引取之節、大坂屋敷之藏ハ兵糧米五万石ノ積置有レ之処、右米藏、会津より取崩シ、米ハ不殘京都へ積登シ、焼失ノ人施シ候由なれ共、京都之諸人、長州米一粒も受者無之との事也。扱其ノ米ニ付、今度長州方公儀米取上候事なりと、則其船子之者遣候書付ノ先達而御用立御座候五万石之内、壹万五千石、慥受取申候との書付也。此ヲ以、大坂役処ニ而、運賃可囉との事也。若、運賃受取事、不相調候へハ、此方へ申來れ。何時ニ而も相遣可申との事なりと也。

一 先達而、京都大變之砌、伏見も少々出火有之。其節、京ト同夜ニ伏見ニ而も、一合戦ノ有之由。此ハ長州勢ハ、實ハ加賀より之加勢之兵なりと聞ゆ。此も疾引取而、行方ノ不知と也。又其砌、長州ハイギリス船四艘來り、合戦之節、筑前黒田、肥後ノ細川よりも加勢有之し趣也。又、備前御養子ハ水戸之三男ニ而、長州加擔ニ候而、若シ長州ハ軍勢ヲ向るなれハ、備前之地ニ而、相支へ、又通船ハ備前沖ニ而ノ打破候様之御所存之由ニ相聞候。ケ様之趣ニ候へハ、譬長州征伐ニ相成とも

*1 元治元年七月二十四日、禁門の変の後、幕府は長州藩追討のために二

十一藩に対して出兵を命じる（第一次長州戦争）。

【二八丁ウ】

引方之大名、内分之加勢候へハ、中々容易之事ニ非ス。日本ハ半乱ニ相成候半。其虚ニ乘して、異國申合、日本ヲ惣責ニ謀リ來ハ、一大事ニ相及ノん。然ラ、異人ニ一致ニ而、異船ニ長州ヲ責させる公儀之思召なれハ、諸万人皆々ノ公儀之御計ニ歸伏不仕事、尤至極なりと皆々申あへり。

一 土州、此頃「九月ノ末」國內騒敷不治リ之由。風聞ニハ、御隠居処、此頃御建被成思召。ノ其費六万兩余也。元々方、色々申述、此頃之御地合、軍用ニ費多事ニ候へハ、先ッ御延引被成度旨、申上レ共、御隠居、御聞届無之、御不氣嫌之由。故不得止、ノ是非御聞入無之時ハ、一歎八歎ニ可打果所存ニ而、御家老より御諫言申上候得共、ノ無御聞無之ニ付、暫ッ御延引相願候へ共、聞入無御座、忿怒不機嫌ニ而、座ヲ立ノ奥ニ入玉ふ。然共、引重度々御諫言申候へ共、益御怒リニ付、三度諫而不聞ノ身退ト。其御家老ケ様之御主人ニ事々無ニ所存トて、暇願出候へハ、外御家老ノも又彦人、暇願出候様子ニ而、諸家中そもぐニ而、此頃大ニ騒敷趣。ノ此等之事も、先日死刑せし面々之恨之手傳も有ん歎与評判せると也。

【二九丁オ】

若殿ハ御幼少ニ而、諸事御隠居臣下任と也。

一 此頃「九月ノ十月」、大坂城馬場、大御普請、夜ヲ日ニ繼テ、御急之由。江戸之旗本ノ半分計、大坂引越、將軍様も今度御上洛ニ而、長州征伐御配リ旁ノ大坂御城ニ御在城ニ相成候半との噂也。公儀之旗本、多大坂在ノ住ニ相成候趣也。九月頃歎、馬三千疋とやら、蒸氣船ニ而、關東ハ大坂へノ積越候趣なり。

一 土州之家老、暇願出候と申は、非ニ家老ニ御連枝なりと。又、諫言無御用故、ノ暇願候と申も左ニあらず。此御連枝、持行配分可有筈之切紙有之共ノ預置氣安キ爲とて、小祿ニ而有之処、下ッ惠まん爲ニ其祿ヲ乞請んとノ申出、旁ニ而、事騒敷相成し事なりと也。御隠「居様」ノ名ヲ養道ト云リ。

狂歌に
養道と按摩の様な名をつけて
かミももんだり下モもんだり

【二九丁ウ】

文字のはんじものとして

二下 カ賀 薩麻 張州 「天下ニ人なし 加賀ニ口なしノ薩摩ニ手なし 長州ニ言あり」

一 又、京都 江戸 長州ヲ下懸リニ而、判シ物之繪ニ

京男女ノ交合ト 江戸男色ト 長獨樂トノ圖書有リト

天子ハ上も下も能キ様子 江戸ハ人ハかまハぬ我よい様子 長州ハ人手ハ頼まぬ

一 上方筋、茶店皆益ニ牡丹餅三ッ入、香ノ物一切入テ賣レリ。ノ長州之紋ハ《図繪》

なり。價高直なれ共、よく賣れると云。ノ高直なれハ、價ヲねざる人有バ、

萩ハまけませぬト云と也。

一 長州之座頭中申談シ、私共之身ニ叶ヒ候軍用之御用

【注】

*1 次のような図繪あり。



【二〇丁オ】

何ニ而も、被仰付度。御國恩之爲に相勤度旨、願出候と也。ノ役人も指當リ遣ひ様ニこまれり。能ク考て、翌日召ノ出シ申付ニ、願出神妙也。軍用に遣ふへし。汝等、日々軍ノ用之米ふむべしと申付しと也。

一 長州征伐之事、御國ハ兩度迄、使者ヲ以、公儀へ御辞退申上候へども、無ノ御聞届、御呵ヲ受て、罷歸し故、又三度目之御使者、生駒彦吉殿之ノ御子息當本人也。右使者之命ヲ蒙リ、御國ノ御本城より直様出立ハ、此十一月の初之比也と。誠ニ一命に懸て之御使者故、家内皆々愁ヲ含て心苦せりと也。

太守様ハ當國ニ參出致し不申バ、諸大名之人氣思不揃、公儀之御威勢ヲをとし候御心配被遊候へ共、若殿様ハ長州ハ征伐すべき道理なしとノ御心ヲ定給ひ、何程被仰付とも、御出張之思召立ハ無御座御事と也。

【注】

*1 元治元年七月に、海防に専念するために、出兵を辞退する旨の上申書を提出するが、許されなかった。

【二〇丁ウ】

此頃〔十一／月〕聞及処、諸大名廿四頭之内、御國尾張と御出張無之。餘、皆御／出張御座候様子也。頃日承る処、薩州方壹万人計之勢、船而／長州へ寄せ、船懸りせしに、兼而計略有之処とかや、大堤之内大／水ヲた、へ有之ヲ、一時切落せしに、薩州之諸船皆覆へり、／壹万之軍兵、皆死せしと云。

一 十月比敷。將軍様、長州へ御出馬之思召而、御出立有。箱根山にて、／諸浪人三千計り、途中而乱入し戦ひ騒ぎ、將軍様を老騎懸り而遁給ひ、何れ歎之城へ御逃込有之候様之噂も御座候。將亦、其／御乗出後、早々、築波山之諸浪人数百人出候而、江戸中之唐物／交易たづさハる諸人、片端より切殺せしと云沙汰あり。此頃、／承ル處、將軍様、未タ御出馬、無御座御様子也。今度御出馬／之御留主、御城受持當り前、水戸なれ共、御不和之事故、尾張へ／御頼之運候へ共、尾張も此度長州出張御申付之事故、奥州

【二二丁オ】

仙臺へ御頼之処、早速御承知有之。餘り御受速なる故、又御疑／念而、今に御出馬無御座との説も有之。

一 先達而、當方風雨而、難船於處多之噂有之。其節之事とや、於／京都大變有之噂。其日、雷鳴嚴敷ニ紛れ、天子毒殺之計有之。配膳之局、御膳乍持、立づくみニ相成、乱心之躰而、計略不殘／白状せし由。右ニ付、中川宮へ水戸屋敷へ御預成、會津も何レやら／御預成申せし趣ニ噂有之。

又之説ニ、大鍋嶋上京参内而、御門へ入候と、早々、吉川監物侯ト同／伴而、御門内而ハ二頭ニ相成、参内之上、此迄何事之奏問も、取次ニ支被れ、天子へ御奏上無之処ヲ、皆々奏シ奉り、且京都焼跡廣／大成処ヲも奏し奉り、會津ヨリハ、中川宮トノ計ニ而、纔之焼亡之様／申上有之ニ付、天子御疑被遊、態々、官女兩人焼跡見留ニ御遣候処、／鍋嶋・監物奏上之通なれば、早速中川宮會津ニ指扣候様、被

【二二丁ウ】

仰渡并東大官も指扣様被仰渡候との説も有之。并〔翌日〕鍋嶋・吉川へ御命ニ、仲人有之而ハ事間違有之故、已後何事も直々奏問有之様被仰渡候と也。右、兩説何れ歎本説ニヤ。又、兩説共ニ虚説やら／難相分事也。又噂ニ、

會津之領内、此比百姓大騒動之由。

一 又嘶、尾張も長州出張道勢三千計、皆太平姿、羽織・野袴／而、出張有に、羽織之紋、皆々相揃、丸ニ八ノ字也。珍敷出立とて／拜見人多出、皆々相歡躰なれハ、何故面々之出張左程／歡哉与尋之処、老人進出、何も格別是と申儀も無御座候へ共、／御紋奉見候而之事也と云。此紋如何と存哉と尋、長州御征伐／之処、〇やまるくと祝せしと也。

一 又噂、諸侯征伐之儀、勅命、日本國之諸大名へ下り、日本一致／相成、先方、弥本逆ニ相定不申候而、征伐之儀ニ而無之事故也。

【注】

*1 「野袴(のばかま)」は、裾に黒色のピロードなどで縁をつけた小袴。武士の旅・火事装束として用いた。

【二二丁オ】

然、勅宣無御座、長州本逆ニ落入と申而も無之処、頻ニ征伐／被仰出候へ共、本道ニ不相叶故、諸大名、兎ヤ角ニ一致不成様子也。／又、將軍様無勅命、御出馬而ハ、責亡候とも、我本城へ再度／御歸ハ難被成者とかや。風説も有之〔實ニ征伐と言あらす。是ハ公儀よりは長州攻と云ならん〕。

一 又噂、薩州方類、將軍様御出馬無之時、諸大名一致之責ニハ相成不申様申立、御出馬相進申事ハ、實ハ裏而將軍様ヲ引／出計ニ而、御出馬御座候上ハ、將軍目懸ニ相戰所存、且諸大名之内ニも味方と見せて、何れ歎變有んも難計様之取沙汰有之也。

一 御國、長州御出張、数度御辞退御願候へ共、御免無御座哉。此頃、／弥御出張之御用意之御趣。先達而ハ海部郡之諸船、廿石以上／之分ハ他國行、御指留ニ而、御用船之御配り無之候事故也。此度、／不得止、若殿様、豫州三ヶ濱迄御出之御様子、兼而先達而ハ

【二二丁ウ】

三ツヶ濱、御陣屋御建構成候御様子也。今度、諸家中も大都／御供之趣ニ而、先頃方專御用意向有之。綴しべ之辨當夥數／八百屋町方拵出。又、呉服屋ハ陣羽織、夥敷夜込ニ仕立出候趣。／若者ハ緋ころふく、中年ハ萌黄ころふくニ而、仕立成趣。具足ハ面々負籠出來候而、自身負行手當籠之仕出しも仰山

成ノ事ニ而、仕出し兼居申由。弥來十二月早々、御出立之御趣也。

一 備前之國ニハ、城下之京橋ハ大通行之喉首、此橋ヲ引落シノ通路難成、橋普請ナリ申立、假リ渡リ拵、老人前渡リ錢ノ式朱宛、草鞋ハ三百計之價ニ而、宿賃ハ壹部宛ナリ。此ハ上ノより御觸ニ而、國中皆如是之由。其上、城下杯ニ而ハ、宿ハ致不申ノ趣也。定ノ餘國之道筋も同様之事ニ候半歟。

【注】

*1 「綴しべ之辨當」未詳。

*2 「ごろふく」は毛足の長い粗剛な羊毛を用いて織ったもの。カッパ地などに用いる。

【二三丁オ】

一 藝州廣島ニハ、町家大ニ焼拂、城下ニ而老人も宿不相成様ノ之御仕成ニ候由ニ噂も無之。如何ニヤ、實否不定。

噂ノハ、何れ御出張ニ而、對陣成候共、戰ニハ不相成、定ノ和睦成ノ候半哉との噂、取ノハ也。大都之諸大名、□實戰候様之存志、無ノ御座御様子ナリ。加賀より長州へ陣中御見舞として、兵糧式万石計ヤラノ御送り成候。其俵ハ皆玉藥ニ而候御様子也。

一 此頃、奥州方片倉侯京都へ登り願出様ハ、何れ交易相止リノ不申候ニ而ハ、諸國不穩儀故、横濱等之交易之場処、早々征ノ伐之儀、仙臺并拙者ハ被仰附被下度趣、願出居申由之噂もノ有之候事。

【二三丁ウ】

一 粟田ノ宮ハ歸俗して中川宮と申、鎮武將軍ニ相成居申候也。ノ此人、元來不正之由。先達而、天子賀茂ノ御幸之頃、天子之御ノ妹子、何事ニヤ、粟田之宮、御越御座候時、粟田宮、剃髮之ノ身ながら、右姫君ヲ犯し候とヤ。此事有之ニ付、二條殿之ノ御計ニ而、何となく右姫ヲ粟田宮ノ御輿入ニ相成ノ候趣也。ノ宮、歸俗して、右姫ヲ妃ニ取申ニ付、自然威勢を増し、天子ニも諸事ニ御用被成り候由。右姫君ハ、公儀へ先達而御輿入御座候なるノ數ノ宮ノ御姉子也とかヤ「又説ニ、会津より美女ヲ送れり。夫着してノ何事も会津申出之通計トけると也」。ノ会津、京都守護と成、在京候へ共、地盤困窮ニ而、諸事都合ノ不宜ニ付、江戸より十五万兩、御助勢成、夫ヲ以、京都ヲ繕ひ、首ノ尾能相成。中

川宮へも取入。宮ハ將軍様ハ相智ノ事故、万事

【注】

*1 粟田宮は久邇宮朝彦親王。

*2 「姉子」の「姉」字は「妹」字を見消ちして右傍に訂正する。

*3 「相智(あひむこ)」は、妻が姉妹関係にある夫同士。

【二四丁オ】

会津と腹ヲ合、諸事相計ヒ、公儀方ニ相成、天子ノ御側ヲ晝夜ノ不離、相詰居て、長州などの忠奏等ヲ相さ、へ、一も奏問不申、ノ終ニハ王位ヲ奪ふ之悪心ヲ萌シ候様之風聞も相及趣之噂あり。ノ会津ハ困窮ニ而、初メ出京之節、領内三ヶ年之年貢ヲ取立ノ候趣。然ニ益世上之沙汰悪ニ付、國之百姓共言ふ様ハ、御下如是迷ノ惑成、下困窮させ、其上、世上之笑ものニ相成。百姓共之顔出し、ノ恥敷様之汚名ヲ受る事、残念なりとて、百姓一揆起りてノ國中之百姓、御城ハ詰懸る程之騒動成候様ニ相聞噂也。

一 此度、諸大名、長州責ニ出張之惣大将ハ、尾張様なり。然ニ、岡山迄ノ御出成候処、俄之御病氣ニ而、備前より御引返し成、大坂迄御引ノ被成候ニ付、長州も戰ニ相成不申、皆々見合居申様之御噂也。何れノ合戦ニハ不相成、御和睦之方ならんとの噂なり。備前侯ニも國中ノ之何角噂之通御計ヒ被成置、病氣之由ニ而、引籠リ居申御様子也。

【注】

*1 征長総督、前尾張藩主徳川慶勝。

*2 備前岡山藩主、池田茂政。

【二四丁ウ】

一 御國よりも高木真藏殿、先頃備前ノ御使者ニ被參候御様子なり。ノ何等之御事ニヤ(後又尾州侯、弥藝州ノ御出有之。京乱妨之家老等三人之首打、指ノ出ニ付、違勅之云訳相立、一ト先穩ニ相治り候也)。

一 頃日、京都ニ在之、御留主居手代、庄野弁太郎殿方書状來り候趣。ノ此頃、先ヅ京都も爲指義も無御座候。先達而、御所之官女老人御下ケノ成候趣、何等之御事ニ哉与申來候とヤ。此ハ必毒猷一味之官女ならんノとヤ。下之推察なり。

一 御國よりも、弥長州征伐ニ御出張之御様子。五番手之御仕合也。ノ一番ニ稻田

九郎兵衛殿。二番、蜂須賀信濃殿。三番、蜂須賀駿／河殿。四番、淡路守様。五番殿、池田昇殿となり。然も／稲田太夫ニ御供廻り揃。何角少延引ニ付、火急之御出張ニ罷成／様之高松より之御使者來候ニ付、二番手と振替りニ相成、／信濃殿、御出立有之。尚逐く御出張之御様子也。

【二五丁オ】

當処も御藏百姓五人懸り來。十二月六日七日之頃、庄屋方ニ而鬪／取ニ相成、鬪當之者、出立と也。右造用、當地之地懸りニ相成、／高ニ應し、出金割、惣入目、老メ五百目故、老入前三百目宛遣様子。／當寺も五拾目懸り來れり。谷屋ハ五百目、小谷屋ハ百五十目相懸、／其余ハ百目・八十目・五十目・三十目・廿目乃至於玉様ニ色ニなり。承る処、長州ニハ、晝夜國中心配騷動ならんと思之外、國中下ニ迄、諸事賑敷、角力・人形類之事、心任ニ而致し次第。米も二百目ニ／足り不申相場ニ而、大寛ニ賑ひ候と也。併諸大名入込事故、／諸物ハ十増之直ニメ、金老兩が纒四十目位なりと也。要害も異船／戰之節之大炮等、皆引取有之由。然時ハ前々噂之通、敵對ハ致不申、將軍御出馬なれハ、上下ニ而出迎仕と申居候御趣也。諸大名も、何れも長州与可戰御思召ハ無之候へ共、勅命下リシ故、無／據御出張成候御事ならんとの噂也。何れ推察申処、戰ハ不相成、／御和睦之方ならん歟。

【二五丁ウ】

公儀より出候、長州責ハ攻之諸大名、廿四頭とやら、二頭ヲ一組として、其組／々之責ハ攻ノ口相定、八方ハ配り有之御様子。其順番書、見及人有之。／但シ長州ニハ其口々ニ諸國御使者受之建物相設置、要害無之。／客來ヲ待請申様之拵なりと風聞也。又承る処、長州行之百姓ハ、諸用意として、百五十目被下。後々、老日ニ黒米／老升ニ小遣老刃五分宛被下由。并留主之間、家内人数ニ各黒米三合宛也。／又シ老日五匁宛家老軒へ被下由。此ハ老入分之日々之働もふけ之替り也。／老入御引上故、其賃被下との事也。但シ若殿様御出立之御日限も、今ニ定り／不申。何れ近日と申事也。人夫之者ハ、着之儘ニ而、夜之用意ニハ□多紙

之袋／拵持行、夜ハ這込候而臥趣也。寒氣中野陣之筵之上ニ着之儘ニ而、夜明、紙袋も雨夜ニ如何可成哉。難澁至極之事ならん。一 極月おし詰之風説ニハ、此頃築波山之諸浪人数千人、京都へ参り、／会津・中川を討んと相計。京都ハ大騷動なり。京登る道筋

【注】

*1 天狗党が京都へ向かつて進軍したことをいう。元治元年十二月、京都に至らぬまま天狗党は降伏する。

【二六丁オ】

美濃之大垣ニ而相支候ニ付、一合戦して、大垣方大ニ敗軍せりと／なんと取沙汰有之とも、年明大坂戻之船之趣を聞に、大坂辺ニハ、左様之噂無之と云り。然ハ此も虚説歟。

一 極月之噂候ハ、長州ハ京都騷かせし事を恐れ憚り、長州侯ハ／剃髮入道之身と成り、諸家中皆々長髪ニ而静ニ相慎居申。／國中之百姓迄も、皆々長髪ニ而、相慎居申。先達而、京都□騷／かせし事ハ、長州侯ハ心ニ無之事、反逆之家老ありて、其仕業／なれハ、其家老并組せし黨類之首打、尾張侯之本陣、／藝州へ指出候故、其事窺ニ相成、出張之諸大名も見合居申／事故、急之事ハ不相成趣。夫故當御國若殿様、御出張も御延／引成候故、老番立ニ召寄置候百姓等も、追々我家歸り候との噂。又、御國方之老番ニ御出張被成候、蜂須賀信濃殿も、極月末ニ御歸り御座候との噂なり。然ハ又、太守様御上京之御様子ニも

【注】

*1 元治元（一八六四）年十一月、長州藩は禁門の変の首謀者として、益田右衛門介・国司信濃・福原越後の三家老に自刃させ、その首を差し出した。また、宍戸左馬之介・佐久間佐兵衛・竹内正兵衛・中村九郎の四参謀を斬首した。

【二六丁ウ】

噂有之。如何なるや。實説一定之処、承り不申候。一 昨冬（子ノ年）之事、大坂何橋ニ哉、橋詰ニ張紙有之。会津より天子ノ様を調伏仕懸候趣。長文之張紙有之。儘成證據有之候故、／御尋なれハ、其證人差

出可申なと、の書付なりと也。

一 昨年之京都騒動之節、大坂、長州屋敷之御留主居、發明之人也。／其日中、嶋辺ニ中國之賣船、百艘計も懸有之処、京都ニ大變有之趣聞とひとしく、其夜、彼諸船各金五兩宛ヲ遣し、兵庫へ廻し、長州之落人參らハ、皆々即時ニ乗せ國元へ送り可申。猶賃／銀ハ任望可遣との計ニ而、落人ハ皆兵庫へ落シ、國元へ積送り候と也。其節、長州若殿も兵庫迄參り居申様子、兼而反／逆之家老之事ハ、内通之者有之、御承知之事故、其家老も兵／庫へ落來候ヲ、船ニ而國元へ歸し、船中ニ而召捕様之御計ニ而、則

【注】

* 1 元治元（一八六四）年七月の禁門の変のこと。

* 2 毛利元徳。

【二七丁オ】

船中ニ而召捕、即牢ニ入置有之と也。増田何甲と云是也。此ハ会津と同腹ニ成、長州侯ヲ引出し、討死させんと之工ニなり。／仕お、せ候上ハ、十萬石之大名ニ取立んと之約束有之趣ニ相聞。／此家老ヲ召捕有之、此度首打て指出候と也。大坂御留主居、其騒動故、長州之屋敷引拂之儀、則受取ノ之公儀之役人、相渡砌、焼拂ニ可致との事ニ候へとも、夫ニ而ハ町人共ノ類焼迷惑ニ相成事故、取崩なれハ、引渡可申との應接ニ而ノ終ニ取崩ニ相成相定、静々ト引取、歸國せり。其節、有米。／屋敷出入役之町家之者、其株ニ而相暮せし者之難澁ヲ思／やり、差當五石宛遣シ、急手ヲ救ひ、尚又、難暮候へハ、國元へ來ノれ、身過ニ相成様、取計可遣との事。其米囉い候者ハ公儀よりノ召捕、今ニ番付置候趣なりと。又、米賣拂代銀、上納致し

【注】

* 1 家老、益田右衛門介のことか。

【二七丁ウ】

米受取不居申内、ケ様之事ニ相成候者、跡ニ而米ハ封付ニ相成、一ノ粒も受取事不相成、大損ニ而、身上ニ相懸者も有之趣也。／屋敷跡、今ハ礎而已殘リ有之。其地盤石ヲも札入ニ而、相拂ノ成しと也。

一 世上、米高直ニ而不穩故、其救之ため、長州より米多積登、ノ下直ニ御拂成処、

水上三千石計、公儀より封付ニ相成。又船ニ多積有之分も、其儘御取上成。船ハ賣船之事故、御取上ニハ不相成候へとも、米積儘差留られ、賣人迷惑之趣ニ相聞と也。

一 淡州之者、備前ニ而夥敷拜領物有之候事。此ハ餘程已前ノ事、水戸より、伊井侯ヲ討候時、其辺ニ而淡州之者、店屋相構居ノ申処、面上血ニまぶれ候人彦人來り、竊形を隠しくれよと申ノ故、違背せハ變有んと恐れ、小屋隠し、面を洗ひ、血之服を

【注】

* 1 「札入」の「札」字は、「落」字を見消ちして、右傍に訂正する。

* 2 安政七（一八六〇）年三月三日、桜田門外にて井伊直弼が討たれた事件（桜田門外の変）。

【二八丁オ】

着替させ申、飯を与へ、一夜隠シ置、翌日竊ニ立去候事有之。／其後、出店ヲ仕舞、淡州ノ歸り居申処、侍ト兩人參り、備前ノ參り候也。御用有之間、召連可行と申ニ付、何事やらんとノ恐入、辞退し、御免ヲ願とも不許。無據、家内も愁沈シ、其身ノ品ニより一生之別れニも成んも難計、泣ミ連被れ行。備前ノ城下ニ至り、宿ニ差置、翌日城内ノ連行、奥深通シ、御酒などノ被下、巷人出來て、汝、我を知識与申とも、容貌替れハ、夫レともノ不相覺旨申シ、我先達而其方ニ、不計世話成候也。何なりとも、望ノ有、可申と申され候へとも、爲指思出も無之、只々無事ニ歸國ノヲ願へり。暫在て、御紋付之時服と金五百兩、賜り、せき船ノニ而、國元へ送り返させ候と也。此則、水戸之若君、當備前ノ守様なり。

【注】

* 1 「時服」は、その時の気候にふさわしい服。

* 2 「せき船」は、中型の軍船。

* 3 「水戸之若君」とは、徳川斉昭の九男で、備前岡山藩主池田茂政。

【二八丁ウ】

又一説ニハ、當國堂浦之者、老人夫婦、西國ニ行、其砌、在方之宿ニ宿せり。其時、士老人參り、宿リヲ乞とも、小家之事ニ而、夜具等之有ノ餘も無之。

夜_ニ入而之事なれ、亭主斷申て不相留。達而頼とも／不得心。其時、彼旅人之老人、聞兼而、共_ニ一宿を進め、夜具_ハ／面_ニ之裾_ニなり共、合寝すへし。夜中老入旅、嘸難義ならんと、い／たハリ申_ニ付、亭主も承知して、一宿させ飯を与へて、老人之／裾_ニ入て臥。彼是咄なとし、老人之國処など尋、翌朝早々出／立之時、老人達_ニ、又重而逢事も候半と、厚く礼を述て、出立／せり。其後、打絶、年月を送る内、昨子年之事、侍兩人罷出、日外／世話成候御方、備前_ニ而出精被成有之間、面会申、去_レ咄申／度間、遊行旁、御同道申來と被申_ニ付、御伴ひ申_ニ態々參候也。
イザ同道可致与進メ_ニ、老人夫婦も思立、打連参りし_ニ

【二九丁オ】

岡山城下_ニ懸と、士数人、駕式挺_ニ而迎行んと云。此時、老人共_ハ／此_レた_ニ事ならず。身替りなどに逢んも不知と、愁嘆すれとも無_レ致方、無理に駕_ニのせ連行、御城内_ニ而、御居間之庭先迄案／内し、殿様_ニ御目見申、御居間_ニ上り、御馳走被下、御時服_ニ金／子拾貫目被下。卒拜領して送被れ歸りしと。此事、堂浦之／船頭_ニ問、實_ニ其事有し事也と云ト。
一 長州行之御大名も追_ニ引取様子。尾張侯も御引取被成候と也。
一 築波浪人三千計、京近く参り居申由、實説なりとも云。
一 右浪人四百人計、鴻池_ニ押入、金子借用申出、面_ニ所存_ニ達_ニ／世_ニ二出れハ返濟申なりと。其金子何ヶ程と云に、四百人_ニ老入分／老万兩宛借用申度と也。色々辞退して、減少して半

【二九丁ウ】

数_ニ減し、二百万兩借_リ受、何方_ハ歎立歸り、行先不分。其中／大将老入之名而已申_ニ、則中山公之_ニ三男なりと也。
一 長州出張の諸大名_中、尾張侯、惣大将_ニ而、安藝_ハ出張被成、本陣と也。／諸大名も逐々出張之処、吉川監物侯之計_ニ而、京都騒かせ候事は_ニ長州侯_ニ無御存事、家老共之計_ニ候条、右家老兩人之首_ニ打、尾_ニ張侯_ニ送_リ、太膳大夫侯_ニ剃髪めされ候而、御父子共恐れ入、長州_ニ／何之軍用意も無之、諸役人出張之場処_ニ普請成、諸國之使者扱等_ハ／上下_ニ而迎へ送_リいたし、諸大名_ハ日々見舞之士指遣_シ、遠路御出張／御造作之御事故、兵糧米等、御入用候ハ、

相送り可申との事_ニ而、聊も／戰_ニ不相成。尾張侯より委細_ニ京都_ニ申上、大膳太夫父子共、伏罪之／所存_ニ而、何之用意も不仕候_ニ付、諸陣引拂との御届_ニ而、皆々引取成候。／此御計_ニ、至極之御仁慈、諸人感伏仕事也。

【注】

- * 1 中山忠光のことか。
- * 2 岩国藩主、吉川経幹。「監物」の「監」字は「藍」字を見消ちして右傍に訂正する。
- * 3 長州藩主、毛利敬親。

【三〇丁オ】

其初之噂_ニ、國高十万石被召上、吉川監物侯_ハ右十万石御預成候／との聲計_ニ而、半月計之内_ニ元_ニ御戻成候との風聞も有之候。
一 〈丑_トし〉右長州一件無事_ニ相定り、世上も静謐_ニ追々相成有之処、又候／丑四月末之頃より再發之聞_ニ有之。江戸_ハ長州之ヶ條色々_ニ／京都_ニ申上_ニ相成。此度_ニ將軍様御出張之御趣_ニ而、諸大名_ハ／出張御申渡_ニ相成候得共、並方御大名_ハ御斷申上成、是非御征_ニ伐_トとならハ、御手勢_ニ而御越可被遊候。面_ニ／國方相納り不申_ニ付、國元之守護仕との御事_ニ而、御受不仕御様子。夫故、先手_ハ／高松侯_ニ紀州侯とやら。將軍様_ニも大坂迄御出張_ニ而、本陣_ハ／播州姫路と申噂_ニ候而、此頃_ニ早出張之御様子_ニ相聞候。
今度長州行、七大名御昭懸之内、壹番之御先手、丸龜侯_ハ被仰／付_ニ付、御斷も難申上、御受申上候得共、長州_ハ厚_ニ御引合之家筋_ニ而、出_レ張_ニ難成、殿_ニ切腹被召候との噂有之。其後承処、備前侯より／御申送_ニ而、丸龜公出張之御受申候而ハ、並方諸大名_ハ付ケ而不相濟

【注】

- * 1 慶応元（一八六五）年。第二次長州戦争。
- * 2 「征伐」の「伐」字は「罰」字を見消ちして右傍に訂正する。

【三〇丁ウ】

事也。併、一旦御受申上_ハ、致様無之。腹めされ候半而ハ、難濟との事_ニ而、丸龜侯、切腹被成候与申噂_ニ。但、虚實如何。實説不承候。
又風聞_ニ、先達而京都大變之節、長州_ハ引取候落武者_ノ之船_ニ、高松之兵士追

討いたし、船中^ニ而数多打取候との噂^ノ有之事也。夫^ニ付、此度長州より高松へ使者参り、先達而^ノ當國之兵士共、國元へ引取之処、追討有之事、如何之所存^ニ候^ノ哉。付而^ハ、其國右等之人質指出候歟。若不承知^ニ候ハ、此方より押寄可申哉との使者参候^ニ付、國元堅メ之爲歟、高^ノ松侯も途中より國へ引返^シ成候様之噂も有之候。

又噂^ハ、高松^ニ、國中へ穩使相懸、其中^ニ而、長州手當出張用^ノ之軍用金之御用金、御取立成候との噂も有之。

一 又噂^ハ、京より御申出、京都守護之大名^ハ、十万石已上之大名^ノ相付^テ候様との御事^ニ候へ共、江戸^ハ、一万石以下之大名^ニ申付可申

【三二丁オ】

とて、京之勅命御受不申。又、京より國家靜謐之示談申^ノ度間、將軍上洛可有之様との勅命なれ共、御上洛無^ノ之。此度之將軍様御出、御上洛とハ不稱、御上坂との御^ノ唱之由。然^ハ京へ御出無之、長州追討^ニ付、大坂へ御出馬之^ノ御様子也。此等^ハ、勅命^ヲ一向無^ニ御用^{御許}との風聞也。

一 又噂^ハ、先達而之^ノ戸津川浪人、大将始落人、皆長州^ニ居^申由也。先達而、諸大名長州出張之節之計^ニ、吉川侯之^ノ御了簡^ニ而、長州之諸士、相談無之相計^ニ付、其計^ニも不^ノ宜事も有之歟。此頃、彼之^ノ戸津川落之浪人、吉川^江押^寄候而、吉川^江与^相戰候様之企有之由^ノ風聞もあり。／＼[〔]已上丑五月記[〕]

一 長州へ出張再發之最初、江戸^ハ旗本とやら、二頭使者^ニ遣候^ノ処、長州^ニ取込^メ置、江戸へ相歸し不申之由^ニ噂有之事也。／＼此定^メ長州追討之使者ならんなど、風説もあり〔此説も虚説ならん歟〕。

【三二丁ウ】

一 又噂^ハ、將軍様、長州征伐之儀^ニ付、大坂迄御出張、右御供^ニ酒井・榊原・伊井[・]本田之四天王之家^ノ爲始、御供之趣。然^ハ、伊井^侯先手番之^ノ御供^ニ而、多勢引具、江戸^ニ出立候而、大坂指而相登^ル処、東海道之何處と^ノやら之山道切^ル成^ル処^ニ而、天誅^八人、何方より歟馳^付、直^ニ駕^ヲ取懸。／＼今之伊井^侯も又候^レ討^レ候^ニ付、大馳^動及^テ。夫故、將軍様御出張^秋へ^ノ御指延成候との噂有之候。然^ハ其後追^テ承^テ、此^ハ虚説なりと^ノ申事也。并丸龜侯之切腹被成候との噂も虚説之様子^ニ相聞^ヘ候也。

一^{*}

其後、又江戸^ハ多人數指^向置、其後、江戸^ハ禁裏へ、御使者^ニ頭^ノ参り、兵庫表^ニ而、交易相始候願申立、天子^ニ御聞届無之時^ハ、右人^ノ數^ニ而、禁裏^ヲをびやかし、武威^ヲ構^テ、是非御聞届有之様^ニ計^シ申積^ル之^ノ処、禁裏より先被^レ仰出候^ハ、先達而以來、當地^ハ多人數指^向置^ル如何之所存^ニ哉^ト御尋^テ御答^ニ、彼等^ハ兵庫手當へ

【注】

*1 慶応元（一八六五）年二月、上洛した老中本莊宗秀・阿部正外が参内した。

【三二丁オ】

差登置候由、御答申^ル処、然^ハ彼方^ハ可^レ指向。當地^ニ所用無之間、早^ニ引取候様と、先^ニ懸^ラれ、交易願も不相叶様子推察^ニ付、／＼直様右人数、兵庫^ハ可^レ差向^ル之旨^ニ而、伏見迄引取、夫より江戸へ^ノ指返し候との噂も有之。

一 其後又、江戸より京都へ六ヶ条之ヶ條申來候。其事、一^{*}諸大名^ノ已前之通、江戸^ニ参動交代之事。一^{*}會津守、國元へ引取候様之^ノ事。一^{*}兵庫^ニ改交之儀^ニ付、先達而御助勢献上之十五万^ノ石、已後御斷等、此等之条より其余合六ヶ条とやら。然^ハ天子、大^ニ御逆鱗^ニ而、公家方十四頭とやら、江戸^江御指向之^ノ処、／＼品川より内へ入^レ不申。不得止引返し候^ニ付、尚^ニ御逆鱗^ニ而、直^ニ様引返し参^リ向候様被^レ仰出^ル候へ共、鷹司公、御宥^メ申上、此

【注】

*1 文久二（一八六二）年閏八月に参動交代を三年に一度、三ヶ月間とし、妻子の帰国も許したが、元治元（一八六四）年九月に旧に復し、元治二年一月二十五日に実行を厳命する。

*2 関白、鷹司輔熙。

【三二丁ウ】

度又再度^ニ及、右様之儀有之候而^ハ、京都之御威勢^ニも相拘^リ／＼大事^ニ候条、追々^ニ被^レ仰付^ル之御事、可^レ然候半^ニ身^ト、色々^ニ申上候^ノ付、漸御止^メ被^レ遊候。其時、又候府中へ入^レ不申事^ニ候へ、江戸征伐^ノ致^シ候事との被^レ仰出^ルも御座被^レ爲^シ在候趣^ニも風説之傳聞^も有之^ノ候へ共、夫程迄之事も無之歟。何様風説多端、何れ欺^ニ實^ノ説^ニ候哉。何方^ニ而も、實正之儀^ハ一圓相分不申候也。

一 又説^六、長州^ハ先指置、此度備前征伐^ニ御向成候様之風説^ニも有之。備前^ハ、並方大名國^ミより加勢^ヲ内^ニ御遣^レ成^レ有之趣。又^ハ、長州^ノ方^モ、諸大名方より加勢^ノ人数、多入^レ込居申様^ニも風説^ニも有之。先達而、アメリカ船数艘、長州^ノ之

【三三丁オ】

味方^甲由^ニ而、下関辺^ニ船寄居申^有之処、此頃^ノ之風説^ニ、其^ノ船^ハ、異船造^リ候へ共、諸大名方^ノより加勢^ノ之船なりとも噂^トり^レ候。一 將軍様、大坂へ御出張^ニ付、御普代御大名方、段^ミ前以大坂へ御入込^ノ之処、關東勢之内、折^レ天誅浪人^ニ切られ、其切人一向相分不申^レ由^ニ而、大坂町内も不安心、騒敷様之聞も有之処、先閏五月中^ノ旬頃とやら、弥將軍様、大坂御城へ御着^ニ付、軍勢数十万^ノ皆大坂へ入込、諸寺院始、町家大様皆宿割^ニ而、家毎^ニ大勢^ノ宿入有之。大^ニ混雜^ノ之様子^ニ候。然而、先^ニ町方^ノも横行様^ノ之義^ハ、穩^ニ而賣事^ノも相調候事^ト也。將軍様^ニも、一先御上洛有御座御様子^ニ候へとも、京都^ニ御止宿も無御^ノ座、其日大坂へ御歸^ノ之御様子^ニも噂^{アリ}。又、御所^ニ而一夜御宿^成。

【三三丁ウ】

候様^ニも噂^有之。何れ早^ク大坂へ御歸城^ノ之御趣也。一 先達而、四月末之頃歟、備前より御國へ御使者参^リ候へとも^ノ何日迎も、若殿様^ハ直^ニ之御懸合^ノ之御様子^ニ而、下^ニ、何等^ノ之御義^ニ哉、御家中さへも御存無^ク之御様子也。備前より度^々之御使者参^リ候内、兩度迄、備州侯御直^ニ御出、御家來^レ之^ノ仕立、小人数^ノ之御供^ニ而、御越^ノ之御様子也。一 (丑)六月月上旬、大坂^ハ罷越候人、早^ク罷歸候咄^ニ、將軍様、且諸大名、大坂へ御入込御座候而、宿屋町家等^ハ勿論、遊女屋迄も諸卒^ノ之宿^ニ相成、芝居迄も雜兵、且ツ馬等^ノ之置場^ニ相成居^レ申、旅人等^ハ旅宿^ニ大難儀^ノ之事^ニ而、取あへず早速^ニ歸國致^シ候^トの事也。入込居申数万^ノ之人数^ハ幾

【注】

*1 元治二年(慶応元年)。

【三四丁オ】

万とも難計様之噂也(大都十二三万^ノ之人数入込候趣也)。

一 一説^六將軍様も京都^ノ之御首尾^ハ悪敷御様子^ニ相聞、又、長州^ニも一旦征伐筋之義^ハ、穩^ニ相治^リ候。然^ラ又候軍兵^ヲ指^向るなれ^ハ、聊無^ク用捨、羊大同様之異國^ノ夷人^ヲ制^ス不能^シして、我國^ハ軍馬^ヲを^レ差向候者^ハ、警公儀之上使たりとも、忝人も不殘討取可申^トの^ノ高札^ヲも建候勢也。又、備前國^ニも、國之入口^ニ處處^ニ、嚴敷御堅^ノ之御用意也。御並方、皆御同意^ニ而、内^ニ軍勢國^ニより数多備^レ前^ハ入込有之趣也。然^レ而、東軍も容易^ニ難^レ向。將軍様方^ニも進退^ノ失^レ度。会津候より備前候^ハ一和^ノ之義、及相談候得共、備前^ニ不^レ取合、心用意罷在事故、何時^ニ而も御押寄、不苦と被申候由也。然^レ而、長州進發も如何相成事歟。

又噂^ニ、今度十八國主、京都へ御揃^ニ而、御計^ニ、將軍様^ハ何方^ノ歟^ノ御退職^成、江戸表^ハ一ッ橋より將軍^ヲ御昇進成様^ノ之噂^も、薄

【三四丁ウ】

々有之。如何成行候半歟。何れ此度、異國交易^ハ一圓御指^レ止^ニ相成候方歟。兼^テ噂^ニ、將軍様、江戸御出立後^ハ、江戸表^ハ仙臺侯、御請持御留主、相堅有之。異人交易^ノ之処^ハ、將軍^ノ留主^ノ趣^ヲ以、聊も交易無^ク之^ニ付、異人も手^ヲ空^シて居申噂也。江戸表、將軍様御出立^ノ頃、諸國より米不參、飢死^ノ之者も有^レ之。壹兩^ニ米壹斗なりとの噂也。御留主^ニ相成、仙臺侯御受^レ持^成、米も多仙臺米積來、飯米も無^ク足様子^ニ相聞候。併上方^ノ茂、此頃米價、四百五十目計も致^シ候由。此迄未聞^ノ之相場也。將軍様、(丑とし)十月初頃、江戸表へ御歸り^とて、大坂軍勢も追^ミ引^取懸。將軍様も伏見迄御出立^ニ付、俄^ニ米八九十目も安^ク相成候処、伏見^ニ而、御引留^ニ相成、二条之城へ御入御座候処、又候長州表へ御出張^ノ之御配^リ出^ニ相成、大坂之城へ御歸^リ成。壹番手

【三五丁オ】

伊井掃部殿^ハ早出張成^リ、藝州辺迄参^レれ候由。猶^ニ番手^ノ紀州侯御出張^ノの噂^ニ相聞^レ候。諸大名^ハも御配^リ出^ニ相成候趣^ニ候へとも、諸大名^ハ何れも御出張^ノ無^ク之^ノ御様子^ニ而、今^ニ何^ノ之儀^も無^ク之。如何相成事^ニ哉。然^レ將軍様^ハ何れ大坂^ニ

御越年之御事／ならんとの噂也。大坂へ御歸り成候と、又米も如元相加高直相／成候事なり。

御家も、長州御出張、御趣二而、度々加子浦江相懸り、御催ハ御座候へ共御延引成候而、御出懸、無御座事、何れ御催而已二而、御出／張、無御座御様子。若又御出張成候とも、道迄御出而已二て、合／戦之思召ハ無御座候との噂なり。余御大名も大都ケ様之御事二而、眞實御出張二而、合戦二相成不申御事ならんとなり。

【三五丁ウ】

一 將軍様も大坂御城、御越年故、諸勢も多在坂二付、／兎角ニ米高直ニ相成。〈寅〉正月末之頃、五百式三拾目と／やら二而、誠ニ無類之相場也。長州御出張之御事も色々／噂有之候得共、實説、何れ共相分り不申候。節季ニ御普代／御大名、段々御出張成候様々噂も有之候得共、此も虚實／如何。今ニ何之趣も颯ばり相聞へ不申候。

一 丑極月、長州へ賣用ニ参り居申候商人、罷歸候咄ニハ、其頃公儀／より二頭御使者相立、藝州迄着成り、長州之ケ條十三／ケ条とやら被申立候。御答ニ、長州方藝州迄被参候時、／六〇何甲与申仁、年頃廿二三計之由、相望申出二付、／其士、藝州江御指向候而、公儀之御使者与應對ニ及

【注】

- * 1 慶応元年。
- * 2 六戸備後介か。

【三六丁オ】

候節、二ヶ間下ニ相扣、公儀方之ケ条十ヶ条即答いたし／候而、提刀ニ而、つか／くと進、一ト間手前ニ座し而申様ハ跡三ヶ条ハ、随分御答可申なれ共、夫よりハ先、公儀之御ケ条可申述間、御返答可被成候与、勢込而被申候處、／公儀之役人、一言も不吐、黙然として居申二付、安藝之若殿、御挨拶ニ而、漸其場事取り、長州も引取ニ相成候而／其翌日、早船与やら、又早馬とやらニ而、公儀之役人も江戸／表へ被歸候趣ニ候へハ、此跡、如何様ニ相成可申哉との咄ニ候／様子也。

〔已下／寅年〕

一 當寅二月初、長州之僧、四國ニ参り候二付、彼國之趣、小僧方／相尋候處、國中、随分穩ニ而、人形・角力等も、不相異出來

【注】

- * 1 「已下／寅年」は上欄に記される。寅年は慶応二年。

【三六丁ウ】

候様子ニ而候へ共、若又他國方合戦ニ相向候なれ、引受合／戦可致様之用意、有之候事ニ候と被申候由。

一 又外方之噂ニ承處、長州ニ奇兵隊組ハ数万之勢ニ相成上、追／々も相増候趣。其外ニ、無鉄炮組と申人数二百計りも／有之。尚追々相加り候士有之様子。此組ハ人々各々ニ相働／事ニハ老人／袋ニ焔焔十分ニ入れ、力量相應、背負、／スハ合戦ニ罷成時ハ、敵方之陣中江五人・七人相別れ乱レ／入、兼而火繩之火用意ニ而、背負候焔焔自ら火ヲ付テ／自身先ツ焼死候而、處々より敵陣ヲ丸焼いたし候／工ニなり。此、長州秘藏之用意なりと云り。如斯用意／迄、十分ニ相構有之由、中々難寄付事也と。

【注】

- * 1 「奇兵隊」は、「兄弟」を見消ちし、右傍に訂正する。

【三七丁オ】

一 長州一件も、昨冬、御大名方藝州とやら迄御出張之噂。其後、／何等之沙汰も不承處、此頃〔寅二／月〕慥成方承處、先達而、御目付／使者ニ而、藝州迄参り、長州へ御懸合成候へとも、埒明不申二付、又々／此頃、御老中御出成り、長州へ之應對之趣ニハ、大膳太夫父子、永／く蟄居いたし、國高之内、十萬石被召上、跡、毛利之分家〔幼年興丸〕被下と／やら、御預とやら之御使者ニ而、若シ此事、於違背は、愈炮發ニ而、責入候趣ニ候との趣。無左而ハ、關東之武威無之ニ相成事故、右／御受無之時ハ、いよく合戦ニ及様子ニ相聞。御家なども、此豫州松山／迄御出張成る御趣ニ而、諸家中へ被仰渡、并道筋御配り迄、御手配／成り御座候御様子ニ相聞候。併シ此御使者之趣ハ、長州ニも御請如何。／此事、無子細御受も及程なれハ、此程ニ迄長州事も有間敷候半／歟。諸人之推察ニハ、御受ハ被成間鋪との噂取々也。先達而御目付

【注】

*1 「幼年興丸」は、毛利元徳の長男。

【三七丁ウ】

御使者御歸^ニ而、長州^ニ聊も越度^ハ無之申立之事故、此後、色々被仰出とも、御受^ハ致問敷との御申述之由なり。然^ニ、此度^ノ之御使者^ニハ、十万石被召上、父子蟄居との御事^ハ、十か九^ノ承知^ノ無之方歟。然^レ、愈騒動相及ん歟。下^ル難推計事也。並方^ノ御大名も、此度之御出張、表向^ハ御受被成有之候へ共、表と内とハ^ノ相違候へ、弥合戦相成時^ハ、又如何様之變事も出來候半歟。不安心世の中也。

其後三月比承処、昨冬之事^ニや、京都より之仰^ニハ、並方大名^ハ出張不及候様被仰出、何分長州^ハ出張ならば、將軍之手勢^ニ而相向^ヘとの、御勅命御座候様之噂とかや。夫故、江戸方^ニも、旗^ノ本等、追^ミ大坂^ハ相下り、御詰居申由^ニ而、引取^ハ不相成事故、追^ミ、米高直^ニ相成、此頃^ニ而ハ、石^ニ付六百七拾目位之様、相聞。

【三八丁オ】

又說^ニハ、藝州^江御普代大名十七頭計^リ出張有之^ニ付、其兵糧^ニ大坂より三十万石とやら、御送り成候^ニ付、米高直^ニ相成様之噂も有之。何れ^レ致せ、無類之高價、下^ミ困窮之基也。

長州^ニ廿餘ヶ條とやら、公儀之ヶ条を申立。其中^ニも、諸國浦^ニ權現様御法之高札之表^ニハ、異國船漂泊難決^ニハ、水薪等^ハ相与^ハ、加慈悲候共、異人^ニ親^ニ相結様之事^ハ無之、早^ニ加慈^ノ悲、出帆致させ候様之御趣意^ニ候へ、長州^ニ右御法相守居申。且、異船逐拂^ハ、御倫旨^ニをも、長州^ニ所持有之候而、異船打拂^ノは致せ共、公儀之御法^ハ相背不申事故、聊^レ越度無之趣^ニ申立、公儀より浦^ニ之高札御引取^ニ相成候上之仰なれハ、何以^ノ公命^ニ相背^ハ不申。万事仰^ニ隨^ヒ可申との事^ニ而、公儀^ニも右^ノ高札引取^ニ難相成^ニ付、返答^ニ指^ツまり候様^ニも噂有之也。右

【三八丁ウ】

之運^ニ而、並方御大名^ハ、御出張^ハ無之様子也。且、長州方^ニ之公儀之ヶ条之内、異船^ニ加膽^ニして、長州^ハ異賊差向候事^ノ如何之義^ニなり哉と、此ヶ条^ニ公儀

役人も返答無之候^ノ也と云。

先達而以來、上方諸人之言^ニハ、此頃、米高價之沙汰^ニ付て^一二三四八と申事也。意^ハ將軍様、江戸へ去ぬれハ、米式^ノ百目^ニ成り、西へ赴けば、八百目^ニ可成との專申事也と。

*1 卯月中旬之頃、世上之噂^ニ承処、紀州勢^ハ伊井勢^ニ、此冬已來^ノ藝州迄出張有之処、穢多ヶ間敷風脉之者、何処よりか^ノ三人五人宛出來て、紀州^ハ伊井等^ノ之陣処^ニ近付、種々^ノ悪^ノ口嘲哂する事度^ニ而、陣中より相手取バ、益多人^ノ数^ニ成り、忍兼立腹致せとも、無詮方様子。右^ニ付、藝州

【注】

*1 第二次長州戦争。藝州口の戦い（慶応二年）。

【三九丁オ】

引拂、周防之國端^ニとやらに行て、陣取致し、嚴重^ニ相構^ノ居申処、又候何者とも不知^レ穢多様之者、同じく折^ミ來りて、悪^ノ口嘲哂する事度^ニなれハ、腹^ニ居^レ兼、追拂など^ノ致処、益多人数^ニ相成^ニ付、難止。彼者等相手取、切結^ニ付、次^ノ第二大^ニ相成、合戦^ニ相及^レ処、火泣^ニ落入、紀州勢大半^ノ落命大敗北。伊井勢も数多相損候^ニ付、殘^レ勢引上て、國元^ニ引取申候との噂。紀州勢^ニ大将^ハ、安藤殿と也。諸^ノ家中之歴^ニ、段々^ニ敗死之由。死亡之人数三千人と申。又^ハ三百人とも申。夫故、此頃^ニ紀州諸家中、殊之外^ニひつそり^ニ有之様子也。噂^ニハ、紀州勢、皆殺^ニ相成候、然^レ相手^ハ何物とも^ノ知れず。長州^ニも、此方^ニ一向存不申事也と申由。扱^ミ、あほう^ノらしき戦なりとの事也。但、虚實如何。

【注】

*1 安藤直裕は紀州藩軍を率いて石州口に向かっている。したがって、藝州口の紀州藩軍を率いているというのは誤りか。

【三九丁ウ】

又噂^ニハ、紀州勢之内、長州^ハ入込、商人などに相成、國之様子^ノ聞立居申者、不殘捕被^レれ、皆殺^ニ相成候由。其人数三百人^ノ共申、三十人とも申也。聞役なれハ、三十人計ならん歟。三百人^ノと申ハ、戰て敗死之人之事ならん歟。又此聞役人^ハ、公儀之^ノ回し者とも云。何れ歟。本説追^ミ實説聞ふ^ニへからん。

一 卯月十二日之事（十日也）と、備中倉敷を何者とも不知、大勢來りて、燒／打せしとの噂也。其前日觸知して、明日當地燒捨候故、今夕／逃去へしと觸知し置、翌朝、大炮十六挺、一時打込、倉敷／不殘燒立られ、女子供などハ多分逃退候得共、殘居候人／々、死亡せし其人数、夥敷事也。此処ハ天領之地也。其／朝、備前ハ数百人、防出候得共、早皆引取し跡なりしと。／彼人数、何方へ引取しや不相分也と。（後承処、町ハ無事也。／代官所計也と）

【注】 *1 長州奇兵隊から脱走した兵士は、慶応二年四月十二日、倉敷の代官所を攻撃した。

【四〇丁才】

一 將軍様、弥長州責御進發之由而、四月廿日、大坂御出立／被成、蒸氣船而、藝州迄御出被成候との噂。其頃上戻り之船／人之噂ハ、大坂ハ大騒々敷、米も九百目可相成との沙汰也／と。上も米、一向無之様之沙汰なり。四月末傳承之処、倉敷ハ町家放火非ず。倉敷之代官処ヲ燒捨。將軍様、長州へ御出張之兵糧用、米／老万石計とやら、倉敷之代官調置候付、其兵糧、／不殘下及代官処悉燒拂、家内之者迄不殘皆殺／致せし由。并其節、直備中前田權之助殿領地、十萬石計之処／有之。其処皆放火せしとの趣。此等之注進、大坂有之／付、將軍様も御出張無之との噂也（跡而承処、四月十日曉天、倉敷燒／拂、十二日前田權之助殿城へ押入、相戦／夜明至り、城丸燒せしと也）。

【注】 *1 「前田權之助殿」は「一ツ橋之」を見消ちして右傍に訂正する。

【四〇丁ウ】

備前之國も大要害有之。大坂之方へ向行者ハ、通り次第。／上方ハ西國へ向行者ハ、一人も通さず、皆生捕置候様也。／且、長州之ケイタイ組之人数、倉敷放火より、備前之内、何處とやら寺ヲ借り、備へ居申。此も西へ向ひ行者ハ、打取申との噂。備前候も、長州迄ハ關東勢ヲ通／不申。將軍なり共、來らハ討取申との用意有之との噂／も相聞候様子と也。

一 此頃又承処、長州同意之軍勢、三丹當り發りて、丹波・丹後等責隨へ追々北國惣押責取、北地より京／都之方へ責登様子なりと也。弥之事候へハ、大變なり。／虚實如何ならん。

【四一丁才】

又傳承之処、丹波・丹後辺薩戸之勢、処々三千／計り宛、先達而方備へ居申との様之噂も有之。然ハ、三丹／當り發りて、國ミヲ隨へると聞ふハ、此等之軍兵敷。／薩戸も先達而より、長州と一和致し、同意相計ふ由／も相聞。又承処、京都、薩州之堅場、薩戸より／人数三千計、此頃相増候付、若異心有ん敷と、会津等／之計と而、種々示談之上、薩戸之固斷及、引とらず方、可／宜との相談而、引取申聞候処、薩戸も然、可引取とて、伏見迄、皆引取懸候処、又思慮して、かく速引取上ハ／又候長州之様、國引込、召とも不來事も如何難計。／可昭返とて、昭戻し、元之固場相居申との噂も取／も也。此等も虚實如何敷。

【四一丁ウ】

一 六月中旬、西國辺行之船之噂承趣とて、此頃之噂先月弥長州へ將軍様御出張而、大船数艘而、藝州辺へ御出張被成候様之趣、先以御普代、諸大名数多出張有、段々長州へ御應接有之。弥先以公儀／御申出之通、十萬石被召上、太膳大夫父子共蟄居之上、家督幼年之／三才計之若殿被仰付趣。吉川監物様へ御懸合而、右返答、先月／五日限之由。若、延日成時ハ、早責寄可申との御仰、吉川監物様／承り可申聞趣而、引取及談合処、最初申通、長州ハ少も越度／無之間、右様可遇筋無之とて、承知無之付、弥戰相成居申由／も噂有之処、此頃、右西行之船、歸り候便ハ、弥戰相成、紀州之軍／勢、数多戰死而、死骸夥敷、紀州此頃、積歸り候由。安藤殿も／打死被成候様之噂なりと也。虚實如何。追々可相分候半。御／國も、先頃已來、長州行之加子多懸來候との事也。

【注】 *1 「吉川」は「毛利」を見消ちし、右傍に訂正する。

【四二丁才】

一 當六月之事とや、定、安藤侯、再び軍勢相揃、又候出張ニ候半ノ歟。但、先達而居懸リ居候事ニヤ。藝州ニ居候処ハ、藝州ヲ斷ニ及、何ト申海中ノ島ハ、要害モ能候ヘ、彼島ニ陣取可然とやら之趣ニ付、紀州勢不殘、彼島ニ渡行。海中ノ事とや、兼而、長州より船手遊ノ軍、三万計と手別して、処々ノ海ニ居中、漁船様ニ見懸、小船ニ而敵ノ方ヲ窺居申人々、安藤侯之船見懸、八方ヨリ漕よせ、船底ニ隱有ノ大玉之筒ニ而、四方より打込、紀州勢殘少ニ相成、安藤侯モノ落命之趣との噂也（此時、藝州よりも共ニ打シト也）。

右ニ付而ハ、先以、出張御請致居申諸大名、未出張無之ニ付、此頃頻ニ出張ノ催足御座候趣。夫故、御國なども、急ニ御出張之御配リニ而、加子人足等もノ專御配リ之御催也。池田大夫御子息と賀島大夫と御出張之御様子也。ノ先頃、御鉄炮頭二頭、組子相引、美々敷御出立有之候と也。公儀

【注】
*1 「殘少」は「皆殺」を見消ちし、「殘少」と訂正する。

【四二丁ウ】

之役人、國々ノ罷越、國々ノ出張見届迄歸り不申との事也。
薩州侯ハ、兼而萩、責入御配之御請致居申処、弥出張之日限來、ノ其一兩日前、出張御斷之趣、家來一統不承知ニ付、其趣ヲ以御斷ノ申出候趣ニ噂有之。且、漢文之長文ニ而、大坂御城、御申出有之事ニハ、將軍ニハ、天下ヲ治る御職分之處、却而將軍家ヲ乱起シ、下苦しめ、ノ此等之趣ニ而ハ、天下治り不申。譬而申バ、此迄ハ物ニ蓋致せし如にて、中ニハ、何等之者御座候共、穩ニ居申出候を、強而事ヲ起し、其蓋ヲ取候時ハ、中より何物か出んも難計。其約メを可被成候哉。私國方はノ已後、何等之儀被仰付候共、得罷出不申候との趣意書之ノ趣、此等之心、漢文ニ認、指出候との噂也。薩州方ケ様之手本ノ出候事故、定、外之御大名ニモ、此等ニ准し、しかく出張無之ノ事ニ候半歟杯之噂取、也（此文面ケ条多、明文ニ相述有之由。ノ其寫所持之人在之。借テ可寫取事。後ニ口之処ニ写取）。

【四三丁オ】

今度、紀州家中、戰死之家々ノ奥方、夫々追戰之存志ノ而、立派之拵ニ而、國元出立有之候との噂も有之也。

一 當月之事とや、長州ケイタイ（奇兵隊）組数千之中、究竟之精士ノ式千人計、讚州、佛生山（參り、寺ヲ借）呉候様申出候処、不相成趣ノ而及斷候処、然、よしとて、即時ニ大玉敷炮打込、纒時ニ丸ノ燒ニ致し、外方ノ行、寺借取、陣構致し居申由（豫州ニ居申ノ趣也）。ノ此等之人數、何事ニ出張候哉。事不相分候ヘ共、定、深キ存志有ノ事ニ候半。但、虚實如何。

一 虚實、如何か不知候ヘ共、噂ニ大坂御城之堀内之石垣之石、何事ノも無之、少々抜ケ出候ニ付、不吉ニ思召、將軍様ニハ京都二条ノ御城へ御移り替り被成候様之御催御座候との噂も有之。
又会津侯ニモ、京都之御役御免成、不遠内、國元ニ引取候趣。

【四三丁ウ】

夫故、歸り之道ニ待請有之、道中ニ而、討取様之手配リも有ノ之との噂も有之。虚實如何。此頃、京都之固ハ、前之通りノ加賀・薩・土州等ノ固ニ相成有之由。

一 噂ニ當六月之事歟、長州浪人躰之仁、五十人計、豫州西条侯之城（城ニあらず。家老出張之出立也。城ノを離事、纒四五里行道筋也）ノ押入、切まくり、終ニ西条侯（殿ニあらず。家老也ト）も落命之由と也。追々承処、弥西条侯ノ戰死之趣也。但、処ハ城ニヤ、又ハ出張先之事ニヤ、其処ハ承り不申。

一 紀州再度之敗亡、國中大ニ相騒居申由。此度ハ一家中無殘処ノ惣勢相揃、千・式千程宛、追々出立有之趣。米價も紀州ニ而ハ、ノ此頃、壹貫式百目ニ相成居申由之噂也。

*1 一 扱、兼而一番・二番等と藝州迄出張居申伊井勢（近江彦根卅六万石）、并榊原勢（越後高田十五万石）ノ二手ニテ、処ハ何處歟（藝州大竹近辺、岩國之吉川領之境なりと）、長州之固備（有之処ハ押寄候。其地ハ一方ハ山、

【四四丁オ】

一方ハ海手ニして、山ハ峯ニツ相並、中ノ峯殊ニ高しと。其端之山上ニ長州、相構居申出、其高キ峯之麓方迄、伊井・榊原之勢、一手ニ成ノ進行。長州之備ハ、大炮差向、遙ニ打込用意之處、長州方ニハ、兼而之ノ用意なれハ、山之裏手

を回り行、高キ峯上より大炮^二而打をろし候^一處、伊井・榊^二之兩勢、たまり兼、遙海手^一遁れ行。折節沖之方^二紀州之印相建候大船、四五艘相見候^一付、是幸と兩勢、濱手近^レ行^キ、彼船^ヲ召^キ候^一處、次第^二近く相成。伊井方^一、何卒、紀州勢をも一致^二成、長州之備^一、押寄んと思居申^一處、程近く相成候^一ハ、彼船中^レ方大炮數^二打出候^一處、伊勢・榊^二之兩勢、少^レ通行者有^一候^一共、大半打れて、悉^ク焦て死する勢三千計と也。此紀州船と見^レせしハ、長州方之計略^二而、軍勢皆穢多なりと也。此事ハ實事^二紛^レ無^レ之との噂也。

【四四丁ウ】

*₁ 六月十五六日兩日之戰、長州方^レ豊前^一小笠原^一〔小倉城主^一十五万石〕寄せて合戰有^一之。小笠原大^二敗軍之趣之噂アリ。追^レ承^一處、實説也。先日、宗喰田井久左衛門^一方手船歸り候^一噂、其頃、彼國之湊^一懸^レ居申^一處、折悪敷、小笠原之用船^二取^レれ候^一共、色^二言^レ致^一し、國元之用船^一蒙^レ居申^一處、漸三十日之日延^レ而、當地^レ罷越有^一之。最早歸國不仕候^一而ハ、國元^一申^レ無^レ御座候。夫とも是非^二御用^一御召^レ遣^一之儀^一候^一ハ、其趣、國元^一申^レ相立候様成御書付、被^レ仰^レ付度^一旨^一以、強^ク申^レ出候^一處、夫^一先方^一も言葉無^レ之候^一而、這^レ追拂^一ハれ、早^ク歸國之趣。外^三三四^一艘も一^レ懸^レ居申^一船、御用^一取^レれ候^一處、彼^レ戰^二大炮^一而打^レれ、船人とも無^レ跡^一方趣なりと也。

- 一 後^レ西条侯之噂、承^一處、紀州侯、藝州迄出張有^一之付、西侯見舞^一被^レ參^一候^一處、能^レ折^一來^レり。何分加勢致^一し呉^一候^一与^レ被^レ申^一付、加勢有^一之候^一而、其頃之^一戰^一紀伊方敗北成り、西条侯も家來殘少^一討^レれ候^一との趣也。
- 一 松山侯も大^二打^一成^レれ、家來夥數死亡之趣也。

【注】

*₁ 第二次長州戦争。小倉口の戦い。

【四五丁オ】

一 藝州侯^一、長州と一日大戦有^一之候^一得^レ共、双方玉^ヲ不^レ入^一之^一大炮^一而、頻^レ打^レ合^一候^一得^レ共、双方一人も損^レ亡^一無^レ之^一相引^一、其後、長州之勢^一難^レ敵^一趣^一申^一立^一城^一内^一櫓籠^一居^一申^一、江戸方、於^一藝^一地^一合^一戰^一有^一之^一も打^レ捨^一相^一構^一不^レ申^一趣^一なりと。

- 一 七月^一相成候^一而、晝夜之戰無^一止、毎事東軍敗北之由也。且、長之陣中、無^レ手替戰^一候^一ハ、江戸方之兵、大^二つ^一かれ、長州^一荒手入替^一、晝夜責立^一

候事故、東軍^一追^レ跡^一しざり^一相成、盆頃^一、長州勢、安藝之地^一をも放^レれ、拾四五里も出張^一而、戰居申^一、次第^二備後之尾道近く^一も出張して相戰居申由。

盆之十五日^一、紀州惣勢^一大合戰之契約^一而、弥合戰之趣^一相聞候。此^一戰、如何相成乎、追^レ可有沙汰事^一候^一半。

先日、大坂^一下^レり候船之噂、紀州之人夫兩三人、手^一疵^一受^レ候者、宿屋^一養生^一有^一之。老人^一鉄炮^一而、頭^一カ^一すられ、老人^一手^一切^レれ居申由。存命も如何ならんと^一彼者大陣中之事^一恐^レれ、色^二之^一咄^一有^一しと也。

【四五丁ウ】

一 當國^一も先達^一而、公儀軍奉行、出張之御催促^一而、一番手^一先^一早^一出立有^一之。式番手、池田公^一若^一出立^一も七月初之比也。四五日於^一而、三番手^一加嶋備前公^一出立有^一之候^一得^レ共、船路悠^一と急^一不^レ申、行^一ツ戻^一ツ^一而、盆頃^一一番手^一漸^一丸龜^一迄^一參^一居申。二番手^一未^一撫^一養^一刃^一滯^一船。三番手^一跡^一戻^一而小松^一嶋沖、津田根井^一刃^一往^一戻^一して、國內^一離^一れ不^レ申由。四番手^一徳嶋^一御^一殿^一やら御出張^一之^一候^一へとも、此御手^一御出無^一之^一様^一御見合^一之御様子也。

國主方^一ハ何れ之國もケ様之振合^一候^一半歟。中^一粉骨之戰^一無^一御座御事^一候^一半。一旦、尾州侯無^一浪風御計^一而、可^一相治^一之^一處、再度^一及^一、此度之東軍出張^一公儀之思召違^一而、毛^一吹^一て疵^一を求^一る^一之被^一成^一方、御不^一運^一之^一至^一りならんと、^一上一^一帶^一之^一噂、是非も無^一き次第也。

一 追^レ承^一處、長州方益強^一、寄手^一敗軍勝^一而、戰死多^一由。并人夫^一之百姓迄も、それ鉄炮^一にて疵^一受^一候者多く、手^一疵^一之^一者、日^一船^一而大坂^一方へ送^一り戻^一し候^一由。中^一船中^一而死者も多有^一之趣也。

【四六丁オ】

一 寄手^一方^一ハ公儀より、日^一丸^一ト葵^一紋^一付^一との印^一、夫^一渡^一し有^一之^一處、長州^一方^一船^一なとに、右^一日^一丸^一葵^一之^一印^一相立、海中^一徘徊^一致^一し、敵陣^一近^一付^一とひとし^一く打^一入^一乱^一妨^一し、返^一リハ長州^一之^一印^一立、相歸^一り候^一由。先達^一而、豫州^一松山^一之^一家老、豫藝^一之間^一之、何^一とか申^一嶋^一陣^一取^一居^一申^一處、長州^一船^一手^一之^一兵、公儀^一方^一之^一印^一相立、彼嶋^一上^一り、松山^一方^一味^一方^一船^一なりと、心^一ゆる^一し居^一申^一處、乱^一妨^一打^一立^一候^一付、松山^一方^一討^一る^一、者^一式^一百^一余^一人。夫^一故^一敗^一走^一して、日^一丸^一葵^一之^一印^一も捨^一置^一、遁

去り候而、長州方へ奪ハれ候ニ付、松山侯大ニ不首尾之趣。／頃日、豫州之辺路之物語なりき。

豫州へ諸大名段々陣取有之候得共、何れも戦ハ行不申、只陣ヲ守而已ニ而、皆々戦之噂聞居申計り也と。軍奉行参り、催促有之とも、出行者ノ無之由。折々長州勢之内。小船ニ而参り、手乞ニ行候ニ困り居申趣也。

- 一 大坂ニ米高ニ付、困窮人多故、大家之分ハ夫々施行致し居申由。
- 一 當國ニも富岡一番ニ米直段引下ケ賣候由。小松嶋ニも先達而より

【四六丁ウ】

井上・野上屋・播屋之三軒、米下直ニ賣居申由。撫養ニも近藤・山西・天野屋・天善・大代岡、此五軒、各四百石宛下直ニ賣候由。中ニも近藤ノ麦一升ヲ老奴宛ニ賣申由。岡も三百目とやらに賣候由。山西ハ四百目とやらにして下直ニ相成迄賣申由。此等之趣之書立、御役処へ参り居申由。

- 一 七月二日三日四日五日六日、此五日之間、昼夜大ニ合戦之由。長州方ノ益勢ヒ強キ由、終ニハ、寄手戦負けて逃引ニ相成追ひ行ノ處、道ニ而紀州家老、勢引來ルニ行合、戦之約束致し、七日ハ休ミノ八日之戦ニ定。表より寄難キニ付、竊ニ搦手より不意ニ押寄ノ候而、長州方敗レ砦ヲ乗取レ、大将分三人、紀州方よりノ生捕候処、此大将三人ハ皆神主ニ而、士卒も皆百姓なりて、却ノ而長州方より、嘲り笑ひ、神主・百姓に勝候ヲ手柄ニ思ヒノ候哉、など、五人十人宛、折々嘲哂ニ参ると也。

【四七丁オ】

- 一 先日、神清丸上方方歸り噂ニハ、堺ニ船懸リ居申。日々風悪敷、ノ出日和無之、もやひ居候紀州船と退屈ニ付、親ク相成、相咄ノ處、其人々皆疵負候士ニ而、或ハ耳切れ、或ハ指なく、或ハ手無くノ様之人而已なり。先方之船ハ罷リ見るに、死骸式百人計積入レ、怪俄人ノ六十人ニ醫者式人付添居申人船也。折入て咄を聞、譬ヒ疵負ノ候者ニ而も、食致シ元氣有者ハ、暇不出。我等ハ大疵之上、三四日も食ヲノ不致して、大病ニ相成ニ付、醫者方所詮無助命趣申上成、漸暇出ノ國元ハ相歸る也との咄なりと。

- 一 此比、大坂ニ京都方之御用ニ而、大船ヲ二艘とやら、昼夜ともに無ノ休、火急ニ造り居申由也。噂ニハ定メ京都方公家方御勅船ニ而長ノ州へ御出有之御扱之御事成

んとの噂也と。

【四七丁ウ】

一 八月十日、大坂方歸候船ニ尋候処、先日七日之暴風雨ハ、上方ノ辺も同斷。河側之家ハ水入ニ相成、処ニ二三石之船打ノ上ケ候由。扱、長州一件ハ指而之咄も無之候へ共、今ニ戰ハ有ノ之、毎事東軍戦負ノ候趣。今折々關東方之勢、大ノ船ニ而長州へ罷越候趣。長州之砦、皆空虚ニ而有之、東軍ノより仕懸、太炮等發候とも、空虚ニ而有之。然ニ合図之炮ノのろし上り候へハ、何方方とも不知、暫時ニ處々出向ひ、戦候由。

京都方之噂も、爲指咄承不申候へとも、此頃長州より歟、大勢ノ京都へ相登り候噂。何事歟、不相知也と。先達而、京都御用ノニ而大坂ニ而大船造り居申噂有之候へ共、今度ハ夫等之ノ噂ハ一向承不申候也と。

（此ハ間違ニ而、此処ニ書込候也。此八月七日八日兩日ニハ南北村々浦々無殘方諸処大病候也。別ニ記アリ）

- 一 北方へ参り居申者、無事ニ助歸候而之噂ニ、堤切大水出候時刻ハ八日ノ之朝五ツ時と也。北方之人死八百人と云、（其後御上へ注進、南北之死人ノ壹万人余云、）

【四八丁オ】

一 此（寅）八月七日八日之大風雨洪水ハ、大都諸國共有之由。長州辺も當國程ニノ無之候得共、相應ニ出水之噂。寄手之軍兵も定難澁致し候半の噂も有之。ノ又、軍船ハ大坂近迄（引）取懸リ居申由ニも噂アリ。

又、長州浪人三千計り、此頃備前迄参り、無障通リ被下度様申出有之由。ノ其諸浪人之申ニハ、御當國ハ穩ニ御懸合申候へ共、於余國相支ハ不通時ハ踏ノつぶりニ而可通と申事也ト。此ハ何方へ往ニヤ。上京之趣意ニヤ、不知其意云。ノ當御國方御出張之御方々も、追々御歸り之由。賀嶋大夫ハ先頃御歸り成、此頃池田大夫御歸り也。御兩將共、御歸之節、撫養ニ船ヲ懸、久敷滞船。ノ夜ハ船毎ニ高張數々明し。舳ニハ鎗老本宛立有之。土佐泊口より林崎口迄ノ大社之祭礼之如相見、賑敷事也。此頃、池田様ニ未タ撫養ニ御懸在之由、ノ撫養之人之噂也。或説ニハ、此度戦中なれ共、御國勢引取候事ハ、備前ノ侯方之御申越ニハ、江戸之御供不致様之御約諾之通ナルニ如何ニ丸龜迄御出張ノ候哉との御立腹ニ

付、早、御引取被成候と之噂有之候。但、又戰之御儀も御双方／畢竟御和談成御趣意も御座候而之事や。下よりハ難計御事也〔後相考候処／將軍様御薨去ニ付テノ故ナラン〕。

【注】

*1 慶応二（一八六六）年（寅）。

*2 「高張」は高張提灯のこと。

【四八丁ウ】

一 豊前ノ小倉ハ、先達而、長州方軍勢ヲ向テ相戦処、大ニ敗北致シ、討死之兵多之由。其後も又、戦シ事ニヤ。此頃略聞及噂ニ、豊ノ前國、戦負之分、大都長州ハ降参せし由ノ噂も有之。

又、紀州安藤侯之敗軍殘之兵ハ皆、長州ハ隨ヒ、長州之印相ノ立、俳回いたし候由も噂有之。但虚實如何。

一 〈將〉軍様、先達而御病氣之噂も有之処、此頃専ら御逝去被成候との噂とあり。或ハ切腹被成候との噂も有之。多分ハ血ヲ吐て御逝去被成候との噂有之。又ハ、御逝去ヲ御病氣と申立、江戸表へ御歸リ／被成候との噂も有之。可惜ハ將軍様御事。御壮年ニ候へ共、御仁ノ君なるに、爲頭家來、且御老中等之計ヒ悪敷、思召通も不相成、終ニ中川・会津等、長州ハ意地持、滅亡も及さんと、將軍様勸メ、再ヒ軍勢ヲ向、終ニ天下之動乱ヲ引起シ、無名之軍之悪名ヲ

【注】

*1 將軍、徳川家茂の逝去は慶応二（一八六六）年七月二十日。

【四九丁オ】

取リ、正キ將軍様ヲ一天万人之誇り笑ひと成し候不忠、悪む／へき事、實ニ獅子身中之虫とや言ん。其上、寄手ノ軍勢ノ廣大之討死ニ及、戦ハ負け、可惜忠義之士ヲ犬死同斷ニ討死致させ、仕懸て益なく、引ニ引れず、止ニ止られず、益／＼ノ公儀之威を落し、万人之悪口ヲ受る事、会津・中川・伊井・伊井・老中達之悪計也と悪まざる人ハ無りけり。血ヲ吐キ御逝去と聞／ゆる事、定メ毒殺ニ御逢被成候事ならん。但シ、虚説ニ而御存生ノなる事ニヤ。虚實ハ不相分候也。一 當國御出張之二番手、池田太夫ニ隨從せし原土、佐藤丈左衛門（後承処、虚

説也）事、丸亀ニ船懸り有之、船上りして、入湯ニ行候処、番処とやらニ而、咎め／被れ、阿波之藩中と名乗候へ共、胡乱なりとて不聞入。終ニ勝負ニ及ひ、先方ヲ五人迄切り、最早懸り來者無之故、悠々ト歸り候処、後ノより鉄炮ニ而打れ、落命せしとの噂アリ。又ハ、佐藤弟也とも言噂とりく

【四九丁ウ】

也。又、虚説也とも云り。何れカ難分。定メ不遠實説聞へん。又、池田様も右鉄炮ニ而打シ者、御詮義被成ニ付、御歸遲なハリ候也など、噂もアリ。又ハ、佐藤之門弟、凡千人余有之。右門弟達、師匠之敵討ニ参んとの催し有など、の噂も有之。此等ハ定メ虚説ならん。

一 何れ之軍勢ニヤ、此頃長州より兵糧米ヲ焼れ、兵糧責ニ逢ノ漸志人前合五勺位之食事ニ而、諸勢難澁ニ罷在様之噂アリ。又ハ、公儀之兵糧船五艘とやら、長州ニ取上ケ被れ、諸勢國乱ノ有之様之噂も有之也〔此米ハ弥々長州ニ押ハ被れ、湊口出船致事不叶。但シ米ヲ岡上ケ致／させ、船頭ハ運賃并公儀方ハ之書替遣候由。其趣意、先達而大ノ坂長州屋敷、米二万石押取テ賣拂ハれ候故、其米ノ内入ニ受取書替也ト〕。

一 將軍様御事、御薨去之趣、御觸達之儀ハ口之処ニ具ニ記之。
一 佐藤丈左衛門事、丸亀ニ而之風説、八月下旬實説承処、虚説ニ而無事也。但シ佐藤達之由、同ノ北方之師家ニ佐藤何甲と申人有之。此人、船ヲ丘ノ上り致し候節、百姓等五十人計も胡乱之浪人者なりと、竹鎗・鋤・鍬などニ而（一説ニ金毘羅参ニ行、日暮て道ニふミ迷ヒ、百姓等ニ疑ハれ、庄屋ハ行、應對之処、庄屋方百姓相添）

【注】

*1 「口之処」とは、本書の上巻の冒頭部分をいうか。

【五〇丁オ】

（船迄送り來候事也。別ニ子細無之ト。其供船ハ行居申加子之者、歸り而之咄也ト云）
集り來、兎や角申ニ付、申述致セ共不聞入、騒キ居申処、加子之者、迎ニ参リノ阿波様之御家中成るぞや。如何致哉と、聲懸候ニ付、多人数皆指扣ノ付、船ハ供致し歸り候而、無事なりとの噂也。

一 八月最初之頃歟。紀州・会津杯、長州、大戦有之処、紀州・会津共大敗北致し、討死人大有之趣。但、將軍様薨去之後、戦も見合居申。此頃、而ハ戰、無之、追々何となく引取候様子。

先日七日之大水よりも十五日之出水甚敷由。寄手之軍勢も水漬り成、兵器等も多流失せり。然、長州、國內、曇天、而、(穩にして)事無りしとの噂有之。／不思議之事也。上方筋、兵庫、伊丹當りトやら、大疼なりト。

一 將軍様、御薨去ニ付而歟、京都、長州侯、御召登有之候へ共、此頃之懸り／なれハ、相登り不申由。定、重役之老臣、以御申分申上候ならん歟。若上洛之時、途中、而、何等之變事も難計。用心も尤可然ならん。

一 當八月、事ならん歟、稻田大夫、於淡州切腹有之由之噂アリ。何等之事有て歟、／委細、不承。尚追々可聞歟。

【注】

*1 「曇天」の「曇」字は「晴」字を見消ちして右傍に訂正する。

【五〇丁ウ】

一 先頃之大水後、大坂表も米麦甚乏しく、近國方調參り候船も無賣、米、空敷相歸り、上方、此頃之相場、壹貫五六百目も致し候由。尤金相場、宜敷事故、當國通用之直段、致時、壹貫目格好之直之由也。

一 先日之大水之節之戦も、後承処、八月七日なり。其戦、紀州・会津等身分して、三ノ方より山口、責入んと戦ふ処、長州態と戦負、逃引成候故、少、逐へども、此必謀計、ならんと江戸方、心付候ニ付、三方之勢、一手ニ相成、石州口より押寄候故、長州勢も取、て返し、暫相戦程、能比而上、なる溜水之堤、切落シ候故、寄手流死多、兵器、をも数多流失せり。依而紀州勢、会津勢等、大敗北之由も噂有之。

一 備前侯・藝州侯等、上洛成り、公長之扱被成候、和兵成様之御計有之由之噂、も有之候へ共、中々容易ニハ和睦難成候半。

先頃、一橋侯、藝州迄下り、和兵之御計之思召ニヤ、此海路、御荷物等積廻、成候処、此御延引、相成候との趣。定、將軍様薨去之故ならん。

將軍様薨去之後、一橋殿當時御預リ、相成居申由、定不違内、將軍ニ相成候半歟、との噂有之。但、此も御並方御老統御承知ならでハ難定。又長州一儀も無事、和談成不申候而、難調歟。御和談成時、何れ交易、御斷成、若、

異國無承知時、

【注】

*1 慶応二年七月、広島・岡山・徳島三藩が征長の中止を求める。

【五一丁オ】

一 弥打拂、諸大名之御老致無之而ハ難調、公長、和睦六、敷事ならん。

將軍様薨去後、一橋殿當時御受持、相成候事故、最早戦も無之御老和之上、万事穩、治、候半与存ニ付、上方も大、人氣宜敷、米も追々、安く相成、五百目、位迄、下落致し候半歟との人氣也。

一 先日、一橋侯御荷物船廻之節、イギリス船三艘來り(大坂ノ迄)、公儀、御味方申んと云。／然、一橋侯、此度長州へ出張、聞、異人共、長州、大、恐れ居申事、而、長州、中々、敵對致し難しと、早々逃歸りしと云。此船、定、先達而土州、沖、懸り居申、／上陸して作物荒らし、海上、而、鯨船、罷り込、積処之鯨皆盜取、其賊船ならん。／鯨盜奪て、三艘共大坂之方、船、走らせ行しと、先達而之噂也。

一 後、承処、將軍様薨去、實、七月十七日之事也。然、後職御定無之而ハ披、露難成付、御病氣ニ仕立、一橋侯、京都へ上り、又大坂へ參り、彼是数度之、往來有之由。終、一橋殿、當時御受持、相成候而、薨去之披露成候趣也。此事、長州出張之諸侯、も後職御受持、不相定時、難申遣。只御病氣と、而已之披露故、矢張戦有之処、薨去之趣申遣と、早々諸勢引取、相成、大坂へ歸ると其儘蒸氣船、而將軍様、江戸へ送る御供いたし

【五一丁ウ】

一 皆々江戸へ歸り候。蒸氣船三艘とやら、而、御供人数三千計有之由。／寄手、出張之諸士、皆疵負なりと。

御病氣と申内、早くも諸人之噂、將軍様御切腹也。又、御病死有之、由、噂有之事、大坂中之朱、不殘、俄、御買揚成り候ニ付、弥御死去、無相違と悟り候様子也。

薨去之事ハ、旗本中一致、而、此征伐、所詮不有利、甚く人命、失ひ候なり。／早く諫、奉り、征伐御止り之御諫言申上んと、御近習八人も一致、申合、／諫、奉れ共、御聞入無之ニ付、近習等申合、御毒殺と一致、申合、其用、意も

不調内、將軍様も諫言頻り成ニ、御立腹ニ而、自ら刀ヲ拔怒テ／手打ニ致ん御趣ニ付、無猶餘、其御手ニ取付、直様其刀ヲ將軍様之／御腹ニ刺通、御自分御生害之仕立ニ仕成、近習不殘其場ニ而、追／腹切り、八人皆生害せりと也。依而、下ニも早知之事ニヤ。御病氣と／ある内ニ、誰言となく御切腹有之と沙汰せり。朱ヲ御調、彼是ニ而下／ミ、推量之噂も大都ハ不相違事也。

【五二丁オ】

一 先達而之洪水之事、諸國同様と沙汰あれとも、西國筋ハ大風雨無之、／洪水ハ、紀州・阿淡・攝津・播路迄ニ而、其より西ハ、大豊年なりと也。／長州之戰、寄手之流死等、計略之ため水ヲ切落されて之事也。／風雨之所爲ニ非スト也。

一 又、豊前小倉と合戦之事も、初ハ兩度迄小倉ハ寄せし長州勢、大敗／軍せりと。其故ハ、何レ歟ニケ國より小倉ハ加勢し、大軍ニ而有之し故、／と也。三度目之戰ニ、加勢も國ニ引取、小倉も少シ心ゆるし、ヨモヤ／先日之手なミにこりて來るまじと、油斷之処ヲ、多勢ニ而大手・搦手／兩方より責寄せ、城ヲ焼打ニ致せし故、城兵散々ニ逃出候故、城／中之兵器等万端、皆々長州ハ奪ひ取候也。降參と迄ニハ不及／候へ共、大ニ打破られ、城ハ焼れ、大散乱之事也と之噂。

一 又一説ニ、小倉方ニケケ之堅メ、式ケケ迄ハ責落し、第三番目ハ山之上也。此ニハ／細川家〔熊本／城主〕加勢ニ而、相構居申候、長州勢責登リ掛候處、山上より大砲

【五二丁ウ】

ニ而打落され、即座ニ三百人計焼死ニ付、猶預致し責あぐみ候處、折／節防キ方内もめ有之、防も不行届候而、其虚ニ乘し責登處、不計／本城之方、火之手上り、城焼出し候ニ付、三番目之堅メも追々引取、／終ニ長州より乗取、夫より城之火も消し鎮メ、夫より長州ニ守り之勢／置りと也。

内もめと申も、熊本ニハ昔之加藤家之臣家多、此迄、細川家ニ從ひ居申。／同家中ニ而も、加藤家ハ何事も別途之様相成有之と也。此加藤家ノ之諸士と細川之諸士ともめ合、加藤家之分引取ニ相成ニ付、細川ノ之諸士も難止、終ニ皆引取ニ相成と也。

城之焼失ハ、敵方ハ焼ニあらず。諸方之手當家來少く、兵糧玉藥／少く、關

軍ニ加勢ヲ乞へ共不來。所詮踏止り防事不相叶。依而／思切テ自分と城ニ火ヲ懸、幼年之殿御姫君等ヲ家老守護し、／三百余之兵士召具立退しと也。

【五三丁オ】

長州ニハ、おとなしく歸れハ、御歸り被成。城ハ建て御渡申と申事也。／然共、今更歸りて、長州ニ隨ふニもあらず。其儘何國、歟落行し也。

一 石州之濱田六万石とやら、此ハ小倉ハ加勢せし故ニ、長州より責入燒／討ニ終ニ乗取、長州ヲ守護之勢ヲ置りと也。

又、濱田も小倉も同様、切取候境目ニ此より防長領と云棒杭相立／置、其内ハ米百五十目ニ、長州ハ人数ヲ量り、無支賣渡候ニ付、杭内ハ／米百五十目、杭外ハ八百何拾目なれハ、其辺之百姓共、夜之間ニ／杭木ヲ拔て、四五丁も十丁も送り出して相立候由。其様ニ相成候へ共、／何方ハ送る共、杭内ハ皆百五十目ニ賣遣ニ付、追々棒杭ヲ送り立し／致し、一夜ニ一里計りも次第／杭内廣く相成様子。扱々明智ノ之計ト哉。

一 長州ハ石州口ヲ責入んと進ム井伊勢之大将、先ノ掃部守殿弟何甲なり。

【注】

* 1 「四五丁も」の「も」字は「目」字を見消ちして右傍に訂正する。

* 2 彦根藩（井伊）の軍勢は藝州口に參戰。この時の大将は、井伊掃部守直弼の次男、井伊直憲。彦根藩・和歌山藩が參戰したのは藝州口。

【五三丁ウ】

道せまく、諸勢猶豫之処、右大将、諸勢ヲ励まし、先ニ達而進メ入、追々／道狭く成り、初之程ニ三人計も並ひ行。次第ニ式人ニ成り、後ハ老人而已ニ而／並行事不能して、壹筋道深く責入處、四方より大砲打懸れ、／先ニ立諸軍、一時ニ焼死ニ相成、其人數夥數殘少ニ焼れ、武器／兵糧（へ并）用金迄も、皆奪取れ、大敗北ニ相成候と也。此度、長州出張／ニ付、國內多之用金相懸、兵糧諸兵も武器も大半ニ持參之処、／右大敗北ニ而、國ニ殘士ハ老人・幼年之士而已。用金も武器も皆奪ハれ、／誠以大困窮之様子ニ候故、何人ニ而も、仕官ヲ望出候へハ、早速ニ扶持人ニ／相抱、少々ニ而も武藝之嗜有者なれハ、五十石・百石、器量ニ應して／召抱ニ相成様子ニ候へ共、命ヲ捨、仕官望出者も無之趣となり。誠ニ／今度之戰、紀州と伊井と之戰死損亡ハ分而甚敷、申も聞も哀れ

【五四丁オ】

成事、言語ニ述難しと也。續而小倉ニ小笠原等なりと。
 一 寅十月より、並方御大名、京都御揃而、長州一定并一天下治方之儀等御
 談御座候趣ニ而、追々京御登り之御趣。當國若殿様も十月末之頃御登り之
 御事也。如何之御評定成事ニヤ。

十一月下旬ニ承及候処、上方ハ米麦尚此上少々宛上る趣。此頃上相場ハ米
 四百目（尤金相場之異アリ）、麦壹貳百目と也。當日和佐而ハ、此頃米
 八百四五拾目、麥八百目、酒拾四匁、大豆七百五十目、五合伏之糶壹枚七
 匁、空豆七百目、油百五拾目、青のり壹匁三抱、醬油五匁等之直段、誠ニ
 恐敷事也。／當年上年負上納指紙八百目と也、小百姓大ニ難澁之由。

又承処、此頃（アメリカト云／又イギリスト云）彼國方異國米、壹艘大坂へ
 積來、猶追々百艘計も參ル趣ニ而候。日本米壹石、異國米三石と相替り候趣
 也。異國米ハ甘／ねばり等も無之、腹もへり易しと云。又說ハ此異國米三年
 喰候へハ、身當り、短命、成と云噂アリ。然ニ此米多來り、兵庫ニ而交易場
 出來之趣／專噂アリ。如何之事哉。左様ニ相成時、尚々天下不治リニ相成候
 半敷。何レ米麥追々直上ハ宜方ニ而無之候半敷。

【注】

* 1 慶応二（一八六六）年十月。

【五四丁ウ】

又、當月初之比、江戸交易場処ニ有之処、横濱、無事ト也。外交易場処、三
 四ヶ／処ハ、皆焼捨候との噂。其人数ハ江戸ノ町人・百姓類五千計ニ而、焼打ニ
 致し候様子。／異人之屋敷ハ石土ニ而造り、容易ニ難焼候へ共、江戸中之材木ヲ
 無用捨取／集、彼屋敷ニ積立、火を付ケ、焼打ニ致せしと也。然ニ江戸之者、
 其材木等惜／なく遣候との噂也。

又、承処、此頃甲斐之天目山ハ、浪人多取籠り居申事ト也。
 一 先達而、七月廿六日、中川宮・會津等、休役成者之候処、又候再勤成候／而、
 公卿方等廿四人、逐込れ有之趣。此ハ薩戸之上書ヲ取次致せし／事之咎めなり
 と言事也。薩州方如何成上書致せし事ニヤ、其趣／意ハ不承候也。（薩州）上書、
 長文別冊ニ寫置。公儀ハ嚴敷不道理筋書連有之。

一 〈昨冬〉先達而、並方御大名、多御上京ニ而、一天平安之御相談も御座候御
 趣なる。／中川・一橋・會津等ハ、何分又々長州ハ出張可有御様子、且又、交
 易／も止ニハ不相成、猶々盛ニ交易成趣。彼是之処、天子様之被仰出も／不宜
 との事ニ而、並方御大名御立腹ニ而、皆々御引取ニ相成候と也。

一 〈賀州侯、大御立腹ニ而、参内下り、屋鋪へも無御入、直様御歸國成、早速
 長州ハ申遣、下関又津留ニ相成と也〉

【五五丁オ】

且又說ハ、先達而合戦之砌、藝州侯、長州ト一ト腹ニ相見候故、今度／長州ハ之
 出張之手初、藝州ヲ責討御様子之噂も有之。如何之／事ニヤ。弥左様なれば、
 藝州ハ段々加勢も候半。然時ハ大乱も可／相成、中々寄手之軍勢、所詮勝ツ
 事ハ無覺束、又々恥ヲ重る□／ならんと專之噂也。今度出張ハ會津侯、大将
 と成、相向／との噂／も有之候也。弥左様なれば、長州ハ望処なれば、會津
 之敗軍ハ／目前ならん。所詮、會津侯ハ天子之御膝元得放し不申候半敷。下
 々之／噂ハ不相分。何レ當卯三月頃ニ至らハ、虚實ハ相知り候半敷。

一 一ッ橋侯ハ、其以來ハ甚御評判悪敷、専ら万事ヲ異人風ニ仕立、異人之／曲祿樣
 之物など取よせ、寝臥迄も彼等之具御用ヒ之趣ニ而、交易筋／も益盛之趣ニ
 相聞。且、長州出張ヲ備前侯段々御留成候得共、御聞入／無之ニ付、備前侯
 之仰ニハ、是非征伐之思召ニ候へハ、御腹被成候事可然。／手前介錯可致進と
 申され候と也。其後ハ、京都ニ而も専ら一ッ橋殿ハ切腹被成候との噂有之。又、
 毒殺ニ逢ひ候との噂もあり。存亡如何之事ニヤ。何

【注】

* 1 慶応三（一八六七）年三月。

【五五丁ウ】

レ御評判ハ、甚悪敷候や。又、一ッ橋侯、長州行御催之御腹ニ候へ共、旗本／
 衆ハ一向不受之由ニも風聞ス。

一 兵庫ニ而も、弥交易相始候様之説も有之也。今度、兵庫之御堅ヲをバ／備前・
 阿波・土州・藝州（御受成候趣。此ハ、御並方御相談ニ而之事と也。／兵庫ニ交
 易始而、異船多引請、實ハ異人ヲ討ニハ究竟之場処ニ而、備／前口・淡州・紀州
 口相堅、中ニ包而不殘可討取趣向之御内談も御座候／趣之噂も有之也。併今

度、長州出張ニ付而ハ、其爲之堅ニ相成候様／相運候而ハ、御堅御受も不本意之御事ニ候半歟。但、深キ御存志も／御座候事ニヤ。下々之可計事ニあらず。

- 一 〔卯正月〕昨冬作州ニ、國中不殘一揆相起候と也。其故ハ、昨年長州ハ御出張之処、漸十萬石計之小祿ニ、御物入多ニ付、御下ハ御用金も多懸リ、又、年負希／も、不作之歎願も無聞入、御取立嚴敷、何角諸懸りも多ニ付、下々／不立行趣、兩三度も歎出候へとも、御取上ケ無之ニ付、終ニ大ニ揆と相成

【注】

*1 慶応三（一八六七）年正月。

【五六丁才】

趣。國中之百姓、皆々城下ハ押よせ、城下ヲ焼打ニ致し候上、不殘出國ノ可致之運之処、家老ニ發明之御方有而、漸押留ノ相静メ候と也。

- 一 昨寅十二月廿五日、天子崩御有せ、東宮ハ十御三才〔御十六とも云〕、御即位、秋九月トやら／承る。將軍様事も、天子御崩御前に一ツ橋ニ將軍宣下有之候と／申噂も有之。未ッ將軍ハ相定リ不申との噂も有之。一橋侯ハ、並方ノ御大名御承知無之故、將軍ニ進む事ハ難相成とも申噂も有之也。

- 一 崩御不爲遊巳前、中川・会津等より歟、長州ヲ頻りに悪敷申立、小倉等ノをも押領之旨ニ申立ニ付、天子も御逆鱗被遊、長州征伐之旨被仰出ノ事有之様之趣ニ而、年明御忌明成、早々一ツ橋侯ヲ征伐ニ御出張有ノ之様之噂ニ而、人氣不穩之処、終ニ無其義、解兵成り候ニ付、少ハ穩ニ相成ノども、兎角米麦高直ハ下リ不申、諸國ニも折々一揆など出來候趣も相ノ聞ハ、下々困窮渴命之者も多有之由也。

【注】

*1 慶応二（一八六六）年十二月二十五日、孝明天皇崩御。

*2 慶応二年十二月五日、徳川慶喜に將軍宣下。

【五六丁ウ】

- 一 一ツ橋侯ハ（此より）十ヶ年、京詰之趣ニ而、諸家來多上リ來る由。將ッ兎角ニ異國ノ風ヲ好、御自身始、家來ハ惣髮・筒袖ニ而、沓などはき、座すにも臥も／多くハ曲録様之物相用候由。夫レ故、關東御引合之御大名ハ、其國ノ元ニ而も、公儀ヲ学ビ、惣髮・筒袖ニ推シ移リ來る事、日本之古ノ風ヲ忘れ異風に移さる、事、實ニ可歎、可恐事也。右ニ付、多くノ評判書等之狂歌など処々辻

どに、押張有之。又流行歌之如クノ諸人申あへり。筒袖をなぎ袖と名を改て長門周防ハ如何なさる□

行末はなんと心の細袴なみだを拭ふ袖だにもなし

- 一 御家にも、將軍家の御筋合なれハ、難止御事歟。此頃ハ専ら異國ノ風儀御用ひにて、諸家中惣髮と成り、筒袖・牡丹懸・ずぼんの／品着用し、日々調れん清洋流御用被成。御兩所様にも御同斷

【五七丁オ】

之御事。且、アメリカヨリ渡來ノ馬二疋に被召、御出張之御様子也。此馬、異國にてたんれん有しゆへ、笛・太鼓の鳴様を聞て、馬自ら其身、法之通に振舞事、人に先立て致すと云なり。

- 一 大坂ハ此卯月の頃ハ、異船數艘参り居申、異人三百余上陸して、中ば婦ノ人なりと也。公儀役人相添嚴重に徘徊する由。大坂御城へも下噂ニ異人ノ數人入込住居し、異國より料理人迄も連來て、於御城日々の賄ひ相調由。兼て、噂に一橋侯の御子息、異國より奥方御迎取之趣ニも噂アリ。但シ、此ハ異國より美婦を献せ被れし事ならん歟。何れにも致せ、嘆敷事ノ後、愁出來せん乎。則、兵庫に交易場追々出來て、異人ノ屋敷、大坂ノ町内ニも処々相建候様子。實ニ可嘆息事。徳川家ハ異人ノ広法に迷ハされ、我朝の神國之遺風ヲ乱ス事、暗に滅亡を招ク前表ならん。

- 一 扱、此頃之噂ニハ、異人五人計、京都王城の地を拝見せんと、公儀役人多添てノ参リ懸テ、平ラ方・藤遠の番処も難なく通り行、伏見迄参り候処、伏見ニ薩州ノ堅メ場有之、其処にて指留被れ、公儀役人も一言の分をも説得す、異人

【五七丁ウ】

も薩州之威に恐れ、這々に引返し候と也。此等ハ会津等より、異人にノ王城拝見を許せしならん。薩州無んば、むざ／＼京地を窺せんに、薩州ノ土州ハ

正路也。会津ハ神國之賊徒とも言べし。可惡々々。此頃、薩州・土州方多人數上京之趣。土佐ハ三千人計りも登り、要道様と申ノ御隠居も御昇りにて、下噂ニハ、要道様國元御出駕之砌、此度ハ無事にノ歸るとも、不歸とも難相分趣ニ御申述ニて、御出船之事故、此頃土佐ノ國ノ方専ら穩ならさる趣ニ噂有之。薩州よりも、先月比歟、上京之諸士ノ老万四五千

も登り候由。雑兵の役不立者、不召連、覺へ有る侍分、自／から鎗を待などして、究竟之諸士のミ壹万余相上り候由。□／數船來り有之。異人も多分引取歸り候由。

先達而已來、薩州・土州より上り居申士、折／＼異人を殺せし噂にて、／異人も薩・土ハ、大ニ相恐有之趣。此兩國ノ申事ハ、異人に紛敷姿／致せし者ハ、見付次第可打殺とて、多人數併回有之趣也。尤斯／有度事也。

【注】

*1 「要道」は山内容堂。

【五八丁オ】

又噂ニ、京都へ向参り候異人、薩广ニ逐歸され候ニ付、回り道して、宇治・石山・大津辺通／行ニ而、越前へ赴之処、近江之内ニ少シ加賀之領地有由、則薩广役人より其賀ミ、諸役人へ／申通、打拂用意成り、異人之跡より薩广役人大勢参り、異人を前後ニ相挟、加賀／より鉄炮打出し通さず。跡より薩广よりも鉄炮打懸、異人大都、公儀役人／共ニ打れ死し。中ニ少シ逃去候者も有之趣、噂もあり。

一 又噂ニ、異人上京ニ而、天顔を拜仕度様之願、或大名より公家役人ニ懸合処、以／外ノ事故不取上、逐返しニ相成候趣。公家方ニも半分ハ、公儀方ニ而、異人取持申様之／公卿も有之。夫より公家惣寄合ニ相成候趣、一統ノ示談無之計候との越度トヤ／上ニ被申立、昨年相懸り候關白天奏等も憚りニ相成、引込居申。何れ御役替りニ相成候様之噂ニ御座候。京より参り候或人之書状、見及候趣、傳奏野々宮様、／去十六日、異人一件ニ而、御所表惣参内大評定之節、御役御免ニ而、當時御閉／門之由ニ承り、殊ニ外之義奏衆過半、御役御免ニ相成候由。御所表始、市中色々／成噂取ミ御座候。乍併、跡御役御定無之ニ付、御山陵之御役ハ、矢張其儘之御出勤ニ而候趣／と相見候。

又噂ニ、一橋侯、御召ニ而参内之処、大阪城中、異人引込候事、如何之所存ニ候哉と御尋／之処、一言之返答も無之、御所ニ長く引付られ、不首尾ニ而屋敷へ引取候趣。

【五八丁ウ】

又噂ニ、一橋所詮將軍ニ難相成（此迄之処ハ／預り分也）。將軍ハ尾張侯ニ相

成様之噂。会津も京／都守護職御免成候由。京都ハ加賀・薩广ノ相計ト、大坂堅（御城代）ハ土州ニ相成候様之噂／も有之。京大坂ニ相立有之防長征伐之立札も引取成、大坂仲嶋なる長州／屋敷も惣士入替之上、如元相建、相渡様之趣、彼是ニ而、上方大ニ人氣直り、米麦／俄ニ大下々、尚追々下落之趣ニ相聞候。

又、兵庫交易、さつはり指留成候趣、又候此頃ニ至り、夫ニ而ハ不弁理難止ニ付、又候交／易場ニ相定り候由之噂も有之。

一 御國方之兵庫御堅出張之士、初之程ハ、異人をも一向上陸させずして、當処之御堅ハ、阿波ノ様で無くばと評判よき処、其後、奇兵隊組とやら、数人切込候而、家來ハ兩三人も討れ、／其出張役ノ士頭三人、鎗持セながら逃去たる由との噂もあり。虚實如何。

一 昨節季、異人数人、御國より添人も有之、小松嶋へ上陸いたし、町内徘徊し、兩三軒も／内ニ入、菓子・茶等出して、休足せりと。又、當卯早春ニも、異人之婦子児式人連て／上り、小松嶋町内歩行せりと。

然るに、又卯七月、公儀よりの御配りも有之ニ付、國內何処ニ参候とも、無札等無之様／との御觸有之候事。然ハ異人心儘ニ御國中何れニ参候哉、相分り不申候也。

【五九丁オ】

一 又下噂ニ、當國市中之盆の賑ひ、異人ニ見せ申思召ニ而、上方ハ異人を迎ニ参り、／盆前ニ参り、小松嶋沖ニ懸り居申。此より、徳嶋御役処前之近年建し屋鋪へ／異人迎へ込、御賄無之御様子。然ハ虚實ハ如何歟。下噂ニハ右異人酌とりとして、／御殿女中廿人、御饗應之御手筈ニ而、兼而長崎表ニ而、壹人之裝束千兩宛ニ而、／廿人之女中ノ衣裳ヲ御船受持之權五郎と申士、拵來有之。右衣裳、日本様歟、異國ノ仕立様歟、承り不申候へとも、夫レを廿人之御殿女中ニ着せて、席へ出被成候思召之御趣。／則、昨日屋鋪へ迎ひとり被成思召之処、中老廿人、御申合ニ而、御異見申上、御障りニ相／成。御隱居様、殊ニ外御立腹との御趣。併中老かく申上事ハ、何れ御當職ニも御同ノ意之御事ニ候半歟。何れ御隱居様之御計より出候而、諸家中ハ御相談も無御座ノ方故、如是大變ニ相成候事ならん。夫故此頃ハ、御家中ハ物喧敷との事。如何相成候半。／夫故、御城下、市中盆賑ひも前ニハ随分賑敷様との御觸故、賑ひ懸候趣、早速御／差留ニ相成候

御様子也。

又、異人弥上陸十二人〔式百五十人ハ／船在之趣〕。勢見観音寺明渡、宿処被成、於騎射馬場訓練ノ有之。異人ヲ上座ニメ、太守若殿様、御兩方共御一処ニ御覽有之事、具前記置。

【注】

- * 1 慶応元年七月三日、イギリス公使パークスらの訪問。
- * 2 徳島藩第十三代藩主松平斉裕と、第十四代藩主蜂須賀茂韶。
- * 3 本書上巻に記載されたか。

【五九丁ウ】

一 兵庫之交易も、又候出來成ニ相決候由。故此頃又、異人数多大坂へ参リ居申、寺町取切、異人宿と成。町之出入口ニ門相立、其内ハ人入レ不申候而、ノ牛馬鶏不浄之匂ひ甚敷。町家之者、檀寺墓参等ニも難参、大迷惑ノ之趣、寺々も迷惑之旨、歎願仕処、氣入不申候へハ、可立退との仰故、ノ何れも泣血迷惑之事との噂也。後ニ承承、此交易も兎角有障、今ニ不始也。

一 虚實ハ如何、又候此頃長州出張有之様之噂も有之。紀州・伊井・会津等旗ノ本も相添、出張之趣。上方之噂ニ而、夫故少シ下落之米麦も、又候相加候様ノ大坂戻リ之船之噂也と也。付而ハ、先日土州へ仕懸來候船三四艘、既ニ打拂之内決有之。懸合之内、長薩ニ申遣、奇兵隊、薩兵等数多ノ船ニ而、土州へ乘込來テ見て、早速引取申由。此等之異船等ニ申合出張メノ加勢可爲致謀略ならん歟。公儀方、会津・中川等之悪意地ニ而、天下之政道ノ顛倒成、以ニ異人我國守護之忠士、長州ヲ滅亡させんと之謀計、畢竟

【六〇丁オ】

神明之冥慮も恐れず、下方民ヲ苦める事、天罰近キト可レ見歟。

一 卯九月、當太守様御名代として、淡路守様、此度御上京之御趣、然ニ少々ノ此節、御不地合ニ付、少シ御延引成リ、先手ハ早御上京有之趣。此度、御家ノ御上京成候へハ、下之噂ニ、京都守護職御蒙り成との事也。然ハ会津ハ引取成歟。其趣ハ如何か不承候。何れ此御役、御大事之御役之上、此頃之地ノ合ニ候へハ、一入御心配之御事と察上候也。關東と西國諸大名との間、ノ何れに付ても事不濟、御家之御振合ニ而も、此事大ニ御配慮ニ候半歟。

先達而ハ、蜂須賀駿河殿御出之由、今十一月末之比、若殿様、御ノ上京之御趣ニ而、頃日加子人懸、來候由（此も又御延引成）。

一 京都も、此霜月頃之噂ニ、兎角不穩。一橋侯ハ將軍職ノ御辞退之由。已來ハ、京都方御國政御取行ニも相成候ノ様之噂也。就而ハ、何角江戸方御尋之旨、京都ニハ万事御ノ不案之事故、公卿方之御答向ニ御困リ被成候御様子ニ相

【注】

- * 1 慶応三年九月。淡路守は第十四代藩主蜂須賀茂韶。

【六〇丁ウ】

聞、如何成行事ニ哉。此頃ハ大名方、諸國共御上京ニ而、御談ノ合も御座候様之噂も有之事也。往古之頼朝已前之通、公ノ家方ハ國政御治成事ニヤ。

一 先達而、尾張辺、御祓等降、ぬけ詣流行之（由）、霜月頃ニ、大坂ノも御祓降り、又、毘沙門・金毘羅・大黒・秋葉等之御札、並ノ極小キ像なども降候而、ぬけ参リ杯も相始リ候趣ニ相聞ふ。

一 先達而、十月頃歟之噂ニ、京都之備前之屋敷へ大砲打込ノ事有て、何れ之致候事哉、不相分。夫故、餘程騒ケ敷事ノ有之と也。又噂、何れ方歟、会津侯、路中ニ而、危キ事有之ノ候故、薩長之浪人躰之者、嚴敷手ヲ廻シ置、見付次第、会津方ノ討取候趣之噂有之。

一 霜月頃方、大坂処へ御祓降り、ぬけ参リ多キ由。此度ハ御祓ノノミにあらず。種々神佛之小像なども降候趣。

【六一丁オ】

且又十二月最初、上方歸リ之船、又、上ノ戻リ之人々之噂ニハ、種々ノ不思議之事多有之、皆々未聞之事ども也。又、御祓ニ金子ノ添て相降事もあり。何れも降り候御祓ヲ祝ひ祭リ候ニ、其家毎ニ參詣夥敷、揃ひ之装束ニ而、数十人組と成リ、其先ニ踊リ申。襦袢、杓子柄ヲ指事、何れも一様ニして、囃、ゑじやないかくノと色々ノ歌謡ふて、後ハゑじやないかの言葉ニ成ル事也。其歌、最ノ早、當処などへも流行して、若キ者多諷ひ申事と成りぬ。依て、上方辺ハ賣事をも手ニ不付、平ニ踊リ歩行由。只、盆ノ如クノざわくなる事成りと。

御祓降たるを不祭者ハ、即時ニ白髮ノ老翁、或ハ山伏様之人來ノりて相尋、心

得悪敷者、又色々と悪ル口など申者有、早速／いましめ、或、引さき捨る趣。御祓ニ金子添て降たるを、金ヲ取

【注】

*1 「囉」字右傍にも仮名「ハヤシ」あり。

【六二丁ウ】

御祓、只棚へ上置候様之者ハ、忽チ引さかれ候者多く、又御祓降／ても、貧して、得不祭者有ハ、山伏之如キ人等來て、相尋、金子／を遣して、祭らしむると言り。或、困窮人之家、御祓降候へ共、／祭る力なく、着物を質置、祭らんとて、質屋へ行、六百借／れ候様申、店之者、此ハ其直打なし。四百借シ可申と云、夫ニ而ハ／御酒・供物等之代ニ足り不申。何卒六百かり度申せとも、一向／借シ不申。然翌日、大和之内へ式下金、雨の如く処々降り、／諸人不思議思ひ、処々方々拾集見る、四千兩も有之ニ付、／役筋申出候処、此頃ぬけ参り流行之事故、夫等之施行可／致様申渡ニ付、夥敷施行有之と也。然其金子、彼の質／屋之土藏なる金子四千兩、紛失せりと也。彼之質屋形見

【六二丁オ】

て、式百文ヲおしミ、漸四百文かし候依て、四千兩之金紛失せ／りとて、諸人感し恐けると言り。或、交易して利をむさぼる者を引さき、異人なども多／引割れ、又異人之屋敷へ石降り申噂もあり。又、交易場之／異人の屋敷なる石垣の太石ヲ引拔て、持上り、天より数十／貫之太石数々落て、屋敷も人も、大ニ相損ニ付、異人恐れて／逃歸りしとの噂も有之。或、交易ニ多もふけし家などの、借溜の金子、多紛失せし／事ありて、処々、御祓ニ付テ降ル金子、此等之金子ならんとの噂也。又ハ交易して、富ル家の門に、夜中ニ千石船の帆柱突立有之。其／家之船の帆柱にして、或、たをれて、人家ヲ破り崩スモ有りと／誠ニ希有怪事也。

【六二丁ウ】

或又、異人の蒸氣船、沖に在、帆柱ヲ取テ、中ニ居ル人共ニ宙ニ／引揚、白突如

く、幾度も上ケ下ケセル事杯も有之。異人恐レ／おのゝき、膽魂も飛去如く候なりとの説も有之。

又説ニ、人間が降り候事有と。早朝、人家の表ニ丸裸にて、御祓と／幣とを持、眼と口とをく、り、衝立たるを人集て、其様／子ヲ聞、何も不相覺。我ハ或九州之者、或ハ關東之者なりと云。／昨夕ケ様／致居申処、風度人ニ連られ、其後之事ハ皆／不相覺など、申様子也と。

又、或酒屋ハ山伏來て、乞酒、升ニて三杯續ケ吞して、價ヲ問□／店之者曰、此店始りて、ケ様成る御方來り不給故、御振舞／申候と言。山伏、礼ヲ演て咄ス内、此店ハ何故かく静成ぞと問。／男答て、頃日、家之妻女死、忌中なりと云。山伏曰、近日我レ當

【六三丁オ】

家、能嫁ヲ世話すへしと言捨て歸りぬ。然ニ、四五日過て裏／庭ニ裸にゆもしを結び、目を括り、手拭とぬか袋ヲ持テ立居／たり。家人、驚き申処へ、先日之山伏來り、此人ハ先日申せし當家／の嫁なり。早く昭入レ衣類を着せ、食を与へよと言故、不審な／から内ニ入レ、着物を着せしめ、山伏、歸りぬ。跡ニて、彼女心付、此処ハ／何國なり哉と問故、貴女ハ何國そと問へハ、女曰、我レハ江戸なる吉原／のおいらん也。一昨夕、風呂ニ入んと、帯解、着物をぬきしに、其／跡、何事も不存申とて、大ニあきれ候と也。此等ハ、天狗の所爲な／らん哉。

又、同じ大坂内なる人家の七八才なる小児、風度行方不知、方々と／尋れとも、無目次、父母歎キ悲居申、十日餘りも過て、我家なる／前ニきよりと立り居たり。家内喜び、抱入、色々介抱せしに、本性と／成り、申ニハ、白髮の老人來て、頼事有り。來れとて、連行れ候

【六三丁ウ】

空上りへ或、空ニ非ス。寺ノ如キ家ニ行、天狗ニ連ラレ札ヲ持行シト也、神主・山伏様之人居申前、連行、其方、札ヲ配リ申せとて、山／伏様之人ニ連られ、御祓など多持て、処々方々、江落し行候なり。／最早、汝か内ニ泣悲居レハ、可販とて、此処ハ連歸りし也。食事ヲ問、時々与へくれ候。則爰殘有とて、袖より出し見るに、握り飯ニ湯氣立し有之と言リ「又或富家ノ主人兩人内ニ

居、折々札配ントテ出行故、家内者ノ留テモ振放シ、戸口出レハ、形不レ見。雨ノ日ナレト厄ルニ着物・足袋不レ濡也。

一 極月初頃、徳嶋表も御祓降り、抜參はやり出せりとも言ひ。

又、赤石・富岡辺へ先日御祓降れりとも、略噂する者あり。

又、先日志和岐へ御祓降しと云噂あれとも。此志和岐の地へ降たるニ非ス。志和岐へ由岐なりとも云の船、堺へ参り居申、上陸之砌、目の先、御祓に金壺兩添て降しを、其儘船へ迎へ歸り候而、祝ひ祭り、歸ノ國之上、志和岐へ由岐ニ而祭り、一家親類招きて祝ひ申せしと也。

一 又十二月十一日、木岐角屋へ小キ金幣へ或大黒天とも云降しと申事□□

【六四丁オ】

又同日、日和佐中村下才判清介之方ニ、其子、朝手□□懸之時ノ門ニ背高き老人之僧居申。其処ニ大黒様あり。拾ふべしと云。小児ノ拾ひ取、小キ金大黒天なりと。則、清介喜ひ祝ひ祭れり。翌十二日よりノ門ニ笹立、酒を弘め、諸人参詣あり。四斗樽ニ三挺も明候由。

〔同日〕又、東之船頭、巻物ノ式尺計巻たる白紙也。其雑と表紙付タル者也と。船頭ノ橋の船なりと。天より降しを見付、拾ひ取、船へ持行、祝ひ祭れりと。

〔同日〕又、瀉ノ木場へも金小キ大黒天降しを拾ひ上、祝ひ祭れりと。已上十一日ノ當方ニ四ヶ処ニ降り候也。

一 又先日之噂ニ、大坂ニ空ニ四本柱ノ如キ四方ニ笹立、注連引し物、頭れ候事有と。同又、或町ノ棺桶の如なる物降りて、諸人集り見て、怪しミ、何様棺なレバとて、念佛眞言など唱へ候処、其棺四方ノ開き破れて、中ニ金幣ノ御祓有之候へハ、拾上、其町ニ祝ひ祭、参詣夥敷有之との噂あり。

又、兵庫交易場とやらに、七間四面之建物、押つぶし候様崩れ込ノ申由。然るに、交易ノ頻りに賑敷有之趣。先ニ谷屋の船ノ者見歸り候由。

【六四丁ウ】

又、異船ノ帆柱ニ赤キ鳶來り、泊り候事節々也。其泊る時、大船中底ノ迄も響キ巨り、すさまじき音致せり。夫ニ異人大ニ恐怖有之との噂ノあり。かゝる怪事有之中、交易ノ盛ニ行る、事、不審成事也。

一 先日十一日、當処ニ木岐角屋ト同時ニ木岐苦越ノ辺なる豊屋喜兵衛方へ式下金降しとも云。又、或家ニ瀧權現ノ御札降しと云。

一 徳嶋へ、処々多御祓・大黒天等降り、ぬけ参り夥敷、馬ヲ数疋、美々敷飭り、皆々乗行。町々何れも、大家ノ大金の祝ひを出し、其祝金ヲ錢ニ替道々まき散しつ、馬上ニ而連行やら、誠ニ益よりも仰山ニ賑ひノ候趣。あまり騒敷故、上より同心ヲ出し、製し候へとも、制道人ノ腹痛ノなど忽致候故、其役人も恐れくく候へ共、御用なれ、回し而も賑敷処ノよけく回るを、態と役人見懸候と、其方ノ踊り行など致候様子。

又、稻田太夫之内へ金幣ノ大なるが降り候趣。然るに、賀嶋太夫屋敷ノニハ、家來壺兩人も失せ候て、相見不申趣。其外、諸家中へも処々御祓ノ多降候様子。池田太夫屋敷へも、御祓降れりと。

【六五丁オ】

一 御本城へも御祓降候趣。然るヲ、太守様御心ニ不叶、穢敷事也。捨遣りノ申せとの仰有ル事に、其日ヲ俄ノ御大病ノ被爲在、御大切之御様子之処、極月十日過之御噂ニ、御逝去被遊候様、薄々風説候へ共、十三日迄ニ未ノ御觸も無御座候。定、近日虚實相分可申候半。

又、御國船之乾元丸へ石降り、船子兩三人も失せ候噂も聞へ、〔此説虚説也〕又ハ、淡州ノ由良沖ニ破船致し、米千石、金六万兩海中ニ沈候へとも、人ノ由良へ上りノ申無事ノ由之風説もあり。

一 又、富岡辺へも何角降物有之。大賑敷由。何方も平ニ踊りあるく事ノ無限。家々座敷をも不言、草鞋懸、草履の儘ニ上り踊り、制すれ障リノ變有故、難留、先々ノ家内之者も共々踊り申由。

又、富岡ニ極困窮人、或家ノ軒ニ指懸して、漸住ニ申者あり。其家之前、銀札式刃降候故、拾ひ取、棚ニて祭り置候処、其夜、其棚より銀札ぐりノばたくノ落候故、棚ヲ見るに、札ぐりノ仰山積上有之。頻々落ルヲ拾ひ、庭ノ兩端括り、其入レ候処、其庭中ニ滿る程有之しと。其近家之者之

【六五丁ウ】

噂ニて實之事なりと云噂もあり。

一 又、或貧家へ御祓降候へ共、祭る入用無之。殘心ニ而、棚ニ上置候処、翌朝起

／門之戸口ヲ明るに、堅くして不明。裏より出て、回り見るに、百文錢如山積／かけ有之候へ共、多之事故、御役場／届ヶ候処、施行ニ可致様被仰候ニ付、其／錢ヲ以、美々敷祭り、夥敷施行せると云説もあり。

一 十二日、當処由岐屋嘉三郎方へ、御祓と御幣と降、兩三日之間祝ひ、四斗樽／二三挺も明け、大賑ひ踊有之。座も落、豊も如錦成しと也。

又同日、山河内白沢へも金幣降り、此も祝ひ酒多披露之由。

一 本庄小山之咄ニハ、根井ニ懸居申乾元丸へ、頻り石降り、百貫計石落て、湯釜打／摧々、船子、皆、根井ノ人家へ上り居申、船ニ人居不申由〔後聞及処、夫程之事ニ而も無之。／石降候事ハ有候趣。今根井ニ式艘懸居申由〕。

又、井上へ御祓・大黒天・金毘羅御守など降り、祝ひ致スニ、徳嶋方藝子廿人も／昭寄、鉦・太鼓・三張等ニ而、一夜大騒賑ひ明し、酒大ニ弘めしと也。

又、西野へも御祓・御幣・金毘羅御守等降り、祝ひニ此も藝子卅人へ七人なりと／も昭寄、／終夜大騒賑ひ、酒仰山弘め、翌日千兩筥〔後小松嶋ニ而聞処、金ニあらず、米ヲ引候也ト〕ヲ臺ニ乗せ、綱長ケ付て、妓女ニ

【六六丁才】

持せ、町中引歩行、囃し踊り、綱ニ札立行。此綱ニ手ヲ懸て引者ニハ此金ヲ分て与ふるなりと書付シ故、引人夥敷と。扱、終ると早速諸金ヲ諸人ニ分ケ遣りしと也。

又、西野ノ布簾下ノ家ニ近家ニ、御祓降しを、不信患敷申たるに、其日納屋ノよ／り火起り焼上りし故、家ノ主改レ心わひ言申、漸納屋計ニ而鎮火成。／早々信心起し、太神宮ヲ祭り尊ひしと云。

又、津田ニハ或家へ銀札三メ目降、又、或家へ千兩箱降しとも云噂有ト。

又、中田ノ酒屋へ銀札六メ目降しとも云。其外、彼ノ方角処へ御祓・御幣・大黒天・金毘羅ノ板札、愛宕・秋葉等ノ御守降事有之・何れの処も皆踊り賑ひ諷ふ歩行事、同様なり。

又、撫養辺も御祓・御幣・金幣・式下金・錢など降事多、処々大賑ひ踊り賑ひ申由也。才田忠次、立岩儀助方へも降物有て、祝ひ踊り候と也。

又、山西ニハ新艘造り居申船中へ御祓降り、大祝ひし、三艘仕上り次第、乗初ニ／抜ケ参リヲ乗せ渡さんと、其用意有之由。

一 新居久治米主人夢現に、人來りて、金式千兩借用申され、覺て番頭ニ問、／

番頭不知ば、金藏ヲ改見るに、式千兩無之。此レ使しめの借用ニ來しなりと、

【六六丁才】

喜び、大ニ祝ひせしと也。

又、徳嶋ニ或士、往來せるに、大小いつの間ニやら腰ニ無く成りシ人有。其大／小、佐古ト／やらへ降りて、拾ひし人有と云噂もあり。

一 當所、谷屋へも昨十四日晚、金毘羅ノ御守降り候而、祝ひ祭る由。

又、若屋へも降物有て、笹立祝ひ祭れりと。又、昨十四日、西川寺へ一寸二下／計りの金佛ノ地藏尊降て、西川内ノ諸人集り、酒盛し祝ひ居申也。

一 富岡讚岐義へも、船へ七福神降、其船歸りて祝ひける時、又、家へも蛭子大／黒降シと云。

一 當処追々、谷屋・小谷屋・富士吉・高田屋・萬市等へも、何角降候事。／其外家々も多候へ共、記するに違なく略之。寺ノ下ハ□房方ノ地藏尊ノ御影降、蒸物配ヲ祝ひ候也。谷屋へも、度々何角降、酒・蒸物配り等有之候也。

又、追々西川内・北河内・山河内・牟岐等へ降行候様子ニ相聞候。

一 此頃、徳嶋御城山ニ白衣ニ而、天人ノ如キ者へ或者人ヲ御幣取巻テ見ルト云ノ／数人、見へつ隠れつ、現れ出候ノ趣。并勢見山之尾上ニ、右同斷白衣ノ者多、御輿ヲ昇キ歩行事、朝晩ト人見レ之ノ由。此等事、諸家中ニも大ニ不審致し、恐／れ罷在由之噂。

又、池田太夫（或、稲田也ト云）ノ屋敷へ御祓（大黒ナリト云）ニ書付一紙添テ／降。其書ニ太守御病氣ハ全ノ快被致候故、心配ニ不及事（或、阿波守病愈神ト有シト）／との書付ニ而、則御本城へ入、御覽候との噂有之。

【注】

*1 「朝晩ト人見レ之」は「夜毎之」を見消ちして右傍に訂正する。

【六七丁才】

一 當処、家々ノ降候品ハ、御祓・御幣・大黒・毘沙門・金毘羅守・地藏尊御影・大師ノ御影・薬師御影・式下金・壹朱銀・銀札・錢・米・魚等ノ類也。諸人ハ／降家も不降ノ家も後ニハ平押ニ踊り入、座敷奥迄土足之儘入込踊り、又、昼ハ緋縮緬ノ振袖、又、模様入等之晴着、仰山借り出し着て、数十人組、伊勢道中ノ／様ニ仕立、伊勢音頭・太鼓・三張等ニ而、囃しつゝ廻り歩行事と成りぬ。徳

嶋・小ノ松嶋辺ハ、先頃より髯諸社参り夥敷有之趣也。

又、廿日頃ニ至テハ、婦女ニ多神ミ乗移レリトテ、我ハ八幡也、我ハ玉木也、我ハ城山也、我ハ大師也トテ太平ニ人ヲコナシ、色ミ事ヲ云テ歩行踊ル事ナド有リ。此等ハ狸ノ所爲ナラント云リ。實ニ尔也。

一 又、何處やら唐人の首ト手ト降しと云噂もあり。

一 先達而、諸國諸大名、京ハ入込、夫ミ道勢夥敷召連來、京中ニ納リ兼ノ候趣。

薩長土藝周備之六藩も相揃。長州ハ十二月八日、三万余之勢ニ而京都へ着到之由。肥後・仙臺・筑前・久留米・阿波・上杉・奥平ハ、先達而方洛中ノ門ミノ堅居申事、前ニ記ス如シ。

此度、紀州侯上京之処、諸家中惣病氣ニ而、御供老人も無之。然共、太守ハ是非ノ御出立之思召故、安堂侯申候ハ、供武士無之とも、我老人付添而も、是非上京ノ可致との事故、無□漸供廻り出來テ、出立有シと也。

【六七丁ウ】

一 先日、或家中之噂ニ承及候処、御本城惣登城之趣なりしに、弥此度ノ寒氣御札上之節行本聞歸り候ニハ、先日、蜂須賀信濃大夫、竊ニノ供纒五人ニ而、京都より御歸之上、十二月廿一日ニ御家中惣登城有之。ノ町家之噂ニハ、御國京都之御沙汰悪敷、何歟、當國責來様之ノ噂ニも相聞。御國之要害堅有之御様子なりと也。頃日、常三嶋之ノ山崎より濱氏ハ申來趣ニハ、京都も大變ニ成り懸有之趣。定ノ此等之ノ振合ニ而、御國も御大事之御場合ニ相成候事歟。

一 徳嶋ニ、世上之騒ニ任せ、天狗ニ真似て徘徊し、色ミ怪敷事ヲ言ふらし、又色ミノ怪キ事ヲなす者ありテ、捕ハレ候。同類も段々有之趣。御詮義嚴敷キノ事なりと。

慶應四年辰年

正月四日、薩州軍船、一橋ノ船と打合、由岐へ上陸。敗軍五十人餘、土州へ指ノ行候事、前ノ処ニ具ニ記置。

同二月末之頃、關東征伐御催シ有之。諸國之勢相揃次第、征東將軍ノ仁和寺宮、御出張之御様子なりと相聞ふ。

【注】

*1 「征東將軍」の「東」字は「討」字を見消ちして右傍に訂正する。

東征大総督は有栖川熾仁親王。仁和寺宮（小松宮彰仁親王）は奥羽征討

総督をつとめた。

**“Isen ichijyo awasete Dai-syomyo-to syoji denbun uwasa nomino ki”
(異船一條并大小名等諸事傳聞噂而已之記) in possession of Kokudenzan
Jizoji Temple (国伝山地蔵寺) : Commentary and reprinted text**

HARA Takuji

(Keywords : Rumors at the end of Edo period, Kokudenzan Jizoji Temple, Kinmon Incident, Choshu War)

Kokudenzan Jizoji Temple in Komatsushima City, Tokushima was a large head temple during the Edo period. It has held “Isen ichijyo awasete Dai-syomyo-to syoji denbun uwasa nomino ki” since the Edo period. “Isen ichijyo awasete Dai-syomyo-to syoji denbun uwasa nomino ki” is document which one priest Yugi recorded rumors from 1863 to 1868.

The rumors almost happened in the big time reformation Japanese feudal lords were involved that coming by foreign ships caused. It is a precious data to know how Yugi who was a priest lived in the country and the common people understood and caught the time reformation.

All analyses of this document will be still left from now on. I wish many people analyze this document through I reprinted and released this book.